

平成 2 8 年

第 1 回西原村定例会会議録

平成 2 8 年 3 月 7 日

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 平成 2 8 年 第 1 回 定 例 会 会 期 日 程 表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
3 月 7 日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会期の決定</li> <li>・村長施政方針及び提案理由説明</li> <li>・休会の件について</li> <li>・全員協議会</li> <li>・常任委員会</li> </ul>	
3 月 8 日	火	休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会</li> </ul>	
3 月 9 日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（4名）</li> <li>・議案審議 （議案第4号～第14号）</li> </ul>	
3 月 1 0 日	木	休 会		
3 月 1 1 日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議 （議案第15号～第32号）</li> </ul>	
3 月 1 2 日	月	休 会		
3 月 1 3 日	火	休 会		
3 月 1 4 日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議 （議案第33号～第38号・同意 第1号・発議第1号）</li> <li>・組合議会報告</li> <li>・委員会の閉会中の継続審査（調 査）申出書</li> </ul>	

# 提出議案等

(平成28年3月7日提出)

(村長提出議案)

- 議案第 4号 西原村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 5号 西原村行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の制定について
- 議案第 6号 西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 西原村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 西原村職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 西原村証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 西原村一般職の職員の降給に関する条例の制定について
- 議案第13号 西原村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第16号 西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 工事請負変更契約の締結について（日向・葉山・医王寺地区ほ場整備（2工区）工事）
- 議案第19号 工事請負変更契約の締結について（日向・葉山・医王寺地区ほ場整備（3工区）工事）
- 議案第20号 工事請負変更契約の締結について（鳥子工業団地第2調整池整備工事）
- 議案第21号 熊本市及び西原村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 議案第22号 熊本広域行政不服審査会の共同設置について
- 議案第23号 公の施設の他の団体の利用に関する協定について
- 議案第24号 指定管理者の指定について（西原村構造改善センター）
- 議案第25号 指定管理者の指定について（西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設）
- 議案第26号 指定管理者の指定について（にしはらオーガニックセンター）
- 議案第27号 平成27年度西原村一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第28号 平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第29号 平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第30号 平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

- 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）  
について
- 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）につい  
て
- 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度西原村一般会計予算について
- 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度西原村介護保険特別会計予算について
- 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 同意第 1 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

(平成 2 8 年 3 月 9 日提出)

(一般質問)

1 番 田島敬一君 2 番 坂本隆文君 3 番 中西義信君 4 番 西口義充君

## 目 次

### 第1号（3月7日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（施政方針・議案第4号～第38号・同意第1号）	5
日程第 4 休会の件について	16
散 会	16

### 第2号（3月9日）

議事日程第2号	17
応招議員氏名	19
出席議員氏名	20
事務局職員出席者	20
説明のため出席した者の職氏名	21
開 議	22
日程第 1 一般質問	22
(田島敬一)	22
・公共施設の活用度アップについて	
・18歳選挙権対応で投票率アップの方策	
(坂本隆文)	30
・本村の学校給食の米、パンを西原村産に出来ないか	
・これまでの議会の一般質問や質疑応答の進捗状況が知りたい	
(中西義信)	37
・堂園小森線の排水のことについて	
・南郷往還の排水のことについて	
(西口義充)	43
・村有地財産活用対策について	
・本村のトップとして続投の意志はあるか	

日程第 2	議案第 4号	西原村行政不服審査法の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定 について	5 0
日程第 3	議案第 5号	西原村行政不服審査法等に基づく手 数料に関する条例の制定について	5 2
日程第 4	議案第 6号	西原村固定資産評価審査委員会条例 の一部を改正する条例の制定につい て	5 4
日程第 5	議案第 7号	西原村人事行政の運営等の状況の公 表に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	5 6
日程第 6	議案第 8号	西原村職員の分限の手續及び効果に 関する条例の一部を改正する条例の 制定について	5 7
日程第 7	議案第 9号	西原村職員の勤務時間、休暇等に関 する条例の一部を改正する条例の制 定について	5 8
日程第 8	議案第 10号	西原村証人等の実費弁償に関する条 例の一部を改正する条例の制定につ いて	6 0
日程第 9	議案第 11号	西原村一般職の職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例の制定に ついて	6 1
日程第 10	議案第 12号	西原村一般職の職員の降給に関する 条例の制定について	6 2
日程第 11	議案第 13号	西原村職員の旅費に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	6 3
日程第 12	議案第 14号	西原村国民健康保険税条例の一部を 改正する条例の制定について	6 4
散 会			6 6

### 第3号（3月11日）

議事日程第3号	6 7	
応招議員氏名	6 9	
出席議員氏名	7 0	
事務局職員出席者	7 0	
説明のため出席した者の職氏名	7 1	
開 議	7 2	
日程第 1	議案第 15号	西原村指定地域密着型サービスの事

		業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	7 2
日程第 2	議案第 1 6 号	西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	7 3
日程第 3	議案第 1 7 号	西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	7 5
日程第 4	議案第 1 8 号	工事請負変更契約の締結について (日向・葉山・医王寺地区ほ場整備(2工区)工事)	7 6
日程第 5	議案第 1 9 号	工事請負変更契約の締結について (日向・葉山・医王寺地区ほ場整備(3工区)工事)	7 6
日程第 6	議案第 2 0 号	工事請負変更契約の締結について (鳥子工業団地第2調整池整備工事)	7 8
日程第 7	議案第 2 1 号	熊本市及び西原村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	8 2
日程第 8	議案第 2 2 号	熊本広域行政不服審査会の共同設置について	9 0
日程第 9	議案第 2 3 号	公の施設の他の団体の利用に関する協定について	9 2
日程第 1 0	議案第 2 4 号	指定管理者の指定について(西原村構造改善センター)	9 4
日程第 1 1	議案第 2 5 号	指定管理者の指定について(西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設)	9 4
日程第 1 2	議案第 2 6 号	指定管理者の指定について(にしはらオーガニックセンター)	9 4
日程第 1 3	議案第 2 7 号	平成 2 7 年度西原村一般会計補正予	



		算（第6号）について ……………	9 7
日程第 1 4	議案第 2 8 号	平成 2 7 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について ……	1 0 8
日程第 1 5	議案第 2 9 号	平成 2 7 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について ……	1 1 1
日程第 1 6	議案第 3 0 号	平成 2 7 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について ……	1 1 3
日程第 1 7	議案第 3 1 号	平成 2 7 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について ……	1 1 4
日程第 1 8	議案第 3 2 号	平成 2 7 年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について ……	1 1 6
散 会		……………	1 1 7

第 4 号（3 月 1 4 日）

議事日程第 4 号		……………	1 1 9
応招議員氏名		……………	1 2 0
出席議員氏名		……………	1 2 1
事務局職員出席者		……………	1 2 1
説明のため出席した者の職氏名		……………	1 2 2
開 議		……………	1 2 3
日程第 1	議案第 3 3 号	平成 2 8 年度西原村一般会計予算について ……	1 2 3
日程第 2	議案第 3 4 号	平成 2 8 年度西原村国民健康保険特別会計予算について ……	1 5 6
日程第 3	議案第 3 5 号	平成 2 8 年度西原村介護保険特別会計予算について ……	1 6 2
日程第 4	議案第 3 6 号	平成 2 8 年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について ……	1 6 5
日程第 5	議案第 3 7 号	平成 2 8 年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について ……	1 6 7
日程第 6	議案第 3 8 号	平成 2 8 年度西原村工業用水道事業会計予算について ……	1 7 0
日程第 7	同意第 1 号	西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ……	1 7 1
日程第 8	発議第 1 号	西原村議会会議規則の一部を改正する会議規則について ……	1 7 2

日程第 9	組合議会報告 .....	174
	・益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会	
	・熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会	
日程第10	委員会の閉会中の継続調査申し出について .....	176
閉 会	.....	177
署 名	.....	179

第 1 号 ( 3 月 7 日 )

## 平成28年第1回西原村議会定例会会議録

平成28年3月7日、平成28年第1回西原村議会定例会が西原村役場に召集された。

平成28年3月7日（月曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（施政方針、議案第4号～第38号・同意第1号）
- 日程第 4 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	槇 原 加 奈 子 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	泉田元宏君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	西山春作君
保育園長	園田久美代君

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成28年第1回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番議員、坂本隆文君、2番議員、中西義信君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、3月2日に行われました議会運営委員会で本日7日より14日までの8日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は、本日7日より14日までの8日間と決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成28年第1回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、ご審議をいただきますことに厚く感謝を申し上げます。

3.11、あの東日本大震災から5年の年月が過ぎようとしております。地獄絵のような大津波の災害は今でも鮮明に脳裏に焼きついております。まだまだ復興道半ばではありますが、一日も早い完全復興を願うものでございます。

さて、去年は、阿蘇中岳の噴火があり、9月14日には噴火警戒レベル3となりました。阿蘇市、高森町、南阿蘇村を中心に火山灰による被害が発生しましたが、本村におきましては、数回の降灰で多くの被害はなく、安堵しているところであります。

また、台風15号が16年ぶりに熊本県に上陸し、大きな爪跡を残しております。本村においても畜舎倒壊やクリの落下等に被害がありましたが、他町村に比べれば少ないほうだと思っております。

1年間通していろんな出来事、災害等も発生しましたが、定例会ごとに話をさせていただいておりますので多くは申しませんが、今後想定される全ての出来事に対応できるよう安全・安心な村づくりに努めてまいりたいという



ふうにご考慮しております。

国におきましては、構造的な問題であります少子高齢化に真正面から挑む希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、そして、安心につながる社会保障の新3本の矢の実現を目的とする一億総活躍社会に向けたプランの策定がなされました。

また、日本経済は一部に弱さが見られたものの、国による経済政策等の効果もあり穏やかな回復基調が続いております。しかし、地方におきましては景気回復の実感はまだほど遠いように思われます。

一方、中国を初めとするアジア新興国等の景気の下振れで、円高、株安状態が続く、不安定で先行き不透明な思いも払い切れず危惧するところでもあります。できる限り早い時期での景気回復と経済の安定を願うものであります。

さて、今議会は、平成28年度の当初に関する議会でございます。平成28年度の施政方針及び予算編成の一端を述べさせていただきます。ただ、後で述べます提案理由と一般質問と若干重複するところがあるかと思いますが、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

まずは、財政問題であります。地方債残高を見ますと一時期約50億円ほどありました村債は、本年度末においては昨年度より4,900万円増加し23億2,200万円となると予定をしております。

一方、基金残高におきましては、昨年より2億2,000万円ほど減少し、20億円ほどになります。これは、総合体育館建設等によるものであります。しかしながら、今後も総合体育館完成までにはさらに地方債の増加と基金の減少は避けて通れないものと思われませんが、試算の中では大きく変化することなく、地方債は30億円以内、基金は20億円前後を維持できればと思っております。

今後とも交付金、補助金を最大限に活用し、経費削減に努めていかなければならないと強く思っているところであります。

農業振興につきましては、日向・葉山・医王寺地区は場整備工事に着工しております。1工区、2工区、3工区は着工しましたが、事業費の不足により補正予算をお願いし、3月末には完成する予定であります。

4工区、5工区につきましては、平成28年度で着工する予定であります。今までの農村活性化プロジェクト交付金事業から事業名が変更になり、予算確保に大変苦慮しましたが、平成27年度の予算残で追加補正をお願いし、4工区の一部と平成28年度予算は国からの直接予算で着工できる見通しが立ったところであります。

村の特産であります甘藷につきましては、シルクスイートに絹おとめと命名し出荷しております。色よし、型よし、味よし冷めてもてもおいしいということで、今現在も値崩れすることなく高値で推移しており、過去にない販売額になると思われれます。

平成28年度産におきましても、西原村の絹おとめの名称を印象づけ、生産量と販売高の維持拡大に向け推進してまいりたいと考えております。

また、冬の作付としてニンニクの植えつけをお願いし、平成27年度に試験栽培を実施しており、平成28年度から本格的に導入したいと考えています。冬のあいている農地の活用と健康づくりに欠かせないと言われているニンニクでありますので、健康づくりの一助と所得向上につながればと期待しております。

平成28年度予算で種子導入の補助金を提案させていただいております。万次郎カボチャと合わせて新規作物として期待するところであります。

特定地区公園整備事業の総合体育館建設につきましては、いよいよ平成28年度から本格的に着工します。平成28年度はまず造成工事として4億2,000万円の予算を計上させていただいております。社会資本整備総合交付金を活用しての事業であります。事業費の50%の予算確保に向け、熱意を持って要望活動を重ねているところであります。平成28年度におきましても交付額の確定はしておりませんが、今後も予算編成に向け、根気強く努力をしてみたいと強く思っているところであります。

好評をいただいております福祉タクシーにつきましては、利用者の便を図るため、平成28年度から500円券を年間48枚から60枚にふやし、年間1人当たり6,000円増加の30,000円にするならばと考えております。福祉タクシーは、周回バス等に比べ玄関から目的地までと利便性によく、事業費も負担が少なく済むと思っております。

教育関係では、電子黒板を中学校、両小学校の普通学級の全てに設置することとしております。設置することで子どもの教育環境の整備ができ、学力向上につながればと思っております。

消防施設関係では、平成27年度で救急、消防業務の充実強化として空整協の補助金を活用し消防ポンプ車を購入させていただきました。また、平成28年度ではデジタル防災行政無線同報系システム整備事業で現在のアナログ無線の機械故障が重なり、デジタル化移行に備えての事業であります。防災上欠かせない施設であり、約5億円の事業費を計上させていただいております。

そのほか、平成27年度で実施、または実施中の事業といたしましては、鳥子工業団地拡張による調整池、排水路工事、馬頭山公園西側の駐車場整備、公営住宅の長寿命化事業、地域包括支援センター事業の充実、村道改良事業として、万徳新所線、役場堤下線、堀切多々良線をはじめ、村内一円の緊急性、危険性、利便性を考慮し、継続的に工事を進めております。

平成28年度におきましても財源の許す限り村民の皆様の期待に応えられるよう努力してまいりたいと考えております。

また、子ども医療費助成は、現在中学3年生までを対象としておりますが、近い将来は子育て支援と定住促進の一環として高校3年生まで対象とするな

らばと、実施時期を含め考えているところであります。

平成28年度も議員各位のご理解とご協力、そしてご指導を仰ぎ、「みんなに愛され、みんなが憧れる にしはらむら」を目指し、村民の方々にできる限り応えられるようしっかりと目標を定め、村の発展と村民の幸せを願うのは議員の皆さん方も、私ども執行部も同じであります。

ともに心をつにして村政に取り組んでいけたらと願っております。どうか平成28年度もよろしくごお願い申し上げ、少し長くなりましたが提案理由の説明をさせていただきます。

議案第4号、西原村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるため、条例を制定するものでございます。

今回、関係する条例の一部改正を行いますのは、西原村行政手続条例、西原村情報公開条例、西原村個人情報保護条例、西原村税条例、西原村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第5号、西原村行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の制定についてご説明いたします。

平成26年6月に不服申立制度を抜本的に改正する行政不服審査法が公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴う条例の制定でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第6号、西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の固定資産評価審査委員会条例の一部改正は、行政不服審査法が平成26年6月13日に、また、行政不服審査法令施行令が平成27年11月26日に公布され、いずれも平成28年4月1日から施行されるに伴い、西原村固定資産評価審査委員会条例の一部改正が必要でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第7号、西原村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、平成28年4月1日から施行することとなります人事評価に関する条例の一部改正でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第8号、西原村職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、刑法の一部を改正する法律が平成25年6月に公布され、3年を超えない範囲内で施行されることを鑑み、条例の規定を改正するものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第9号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定につきましては、地方公務員法の一部改正及び学校教育法の一部改正に伴います育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務等の条例の一部改正でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第10号、西原村証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する法律が公布され、農業委員会等に関する法律の一部改正の施行に伴い条例の規定を改正するものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第11号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、熊本県人事委員会の職員の給与改定に鑑み、職員の給料月額、勤勉手当等の改正を行うとともに、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の施行に伴い条例の規定等を改正するものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第12号、西原村一般職の職員の降給に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部改正の施行に基づき、人事評価を平成28年4月1日から施行するにあたり、能力及び実績に基づく人事管理のための条例の制定でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第13号、西原村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部改正の施行に伴い条例の規定等を改正するものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第14号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の国民健康保険税条例の一部改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成28年1月29日に公布され、平成28年4月1日から施行されるに伴い西原村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があります。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

議案第15号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴い、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第16号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整

備等に関する法律の一部の施行に伴い、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第17号、西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第18号、工事請負変更契約の締結について説明申し上げます。

平成27年7月の第2回臨時議会及び平成28年第2回臨時議会におきまして議決いただきました、日向・葉山・医王寺地区ほ場整備2工区の工事につきまして、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細については、産業課長よりご説明いたします。

議案第19号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第19号につきましても、議案第18号と同じく、日向・葉山・医王寺地区ほ場整備3工区工事でございます。詳細については、産業課長よりご説明いたします。

議案第20号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

平成28年第2回臨時議会におきまして議決いただきました、鳥子工業団地第2調整池整備工事につきまして、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第21号、熊本市及び西原村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結につきましては、熊本市が、住民が安心して暮らしていけるよう圏域の中心的役割を担い近隣市町村と連携して、人々が集まる魅力的な圏域を形成する連携中枢都市圏構想を計画的に推進するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定し、今回そのビジョンに沿って熊本市と連携協約を締結する運びとなりました。詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第22号、熊本広域行政不服審査会の共同設置についてご説明いたします。

熊本広域行政不服審査会の共同設置につきましては、地方自治法第252条の7第1項機関等の共同設置により、熊本市、阿蘇市、美里町、玉東町、大

津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村が協議によって共同して設置するものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第23号、公の施設の他の団体の利用に関する協定についてご説明いたします。

熊本市を中心とした、熊本連携中枢都市圏ビジョンにおいて、さまざまな連携が進められおり、本議会においても熊本市及び西原村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について議案が提出されているところであります。

この公の施設の他の団体の利用に関する協定につきましても、熊本市、西原村の住民の方が、お互いの図書館等の本を相互に借りることができるようにするためにするものでございます。熊本市及び西原村における連携中枢都市圏の形成に係る連携に含まれる事案であります。各自治体が所有する施設において相互に利用する場合は、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、別途協定することが必要となります。詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

議案第24号、指定管理者の指定について（西原村構造改善センター）についてご説明いたします。

平成23年4月1日から指定管理者としておりました西原村構造改善センターが、平成28年3月31日で指定管理者の指定期間が終了しますので、本施設の管理につきましては指定管理者による管理委託を継続することとし、選定に当たっては公募によらず、現在、指定管理者にしております、一般財団法人西原村シルバー人材センターに引き続き指定管理委託をお願いするものであります。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第25号、指定管理者の指定について（西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設）についてご説明いたします。

平成23年4月1日から指定管理者としておりました西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設が、平成28年3月31日で指定管理者の指定期間が終了いたしますので、本施設の管理につきましては指定管理者による管理委託を継続することとし、選定に当たっては公募によらず、現在、指定管理者にしております、熊本県酪農業協同組合連合会に引き続き指定管理をお願いするものであります。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第26号、指定管理者の指定について（にしはらオーガニックセンター）についてご説明いたします。

平成23年4月1日から指定管理者としておりましたにしはらオーガニックセンターが、平成28年3月31日で指定管理者の指定期間が終了いたしますので、本施設の管理につきましては、指定管理者による管理委託を継続するこ

ととし、選定に当たっては公募によらず、現在、指定管理者にしております、にしはらオーガニックセンター管理運営組合に引き続き指定管理委託をお願いするものであります。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第27号、平成27年度西原村一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ6万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,559万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものを申し上げますと、歳入では、村税で6,957万6,000円の増額補正、村民税2,170万、固定資産税4,200万円等でございます。地方消費税交付金3,950万円の増額補正、地方交付税1,509万2,000円の増額補正、分担金及び負担金1,634万2,000円の増額補正、保育料負担増によるものでございます。

国庫支出金1,501万5,000円の減額補正、県支出金1,168万6,000円の減額補正、繰入金6,000万円の減額補正、財政調整基金繰入金1億3,000万円の減額補正、公共施設整備基金繰入金7,000万円の増額補正でございます。村債8,000万円の減額補正でございます。

歳出におきましては、総務費2,507万6,000円の減額補正、民生費2,594万6,000円の減額補正、衛生費3,383万2,000円の減額補正、農林水産業費2,110万1,000円の増額補正、土木費1,023万4,000円の減額補正、教育費1,092万5,000円の減額補正等でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第28号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,730万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,364万2,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国庫支出金4,006万7,000円の増額補正、共同事業交付金5,354万5,000円の増額補正、繰入金は法定外繰入金1,696万4,000円の減額を含む1,634万5,000円の減額補正でございます。

歳出におきましては、保険給付費8,443万円の増額補正、共同事業拠出金1,428万6,000円の増額補正、これらの財源として予備費全額を充当することとしました。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第29号、平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,049万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億

6,196万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、介護保険料247万2,000円の増額補正、国庫支出金153万8,000円の減額補正、支払基金交付金243万5,000円の増額補正、県支出金217万円の増額補正、繰入金483万2,000円の増額補正でございます。

歳出におきましては、保険給付費545万6,000円の増額補正、予備費607万5,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第30号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,903万9,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で後期高齢者医療保険料25万5,000円の減額補正であります。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金18万9,000円の増額及び予備費39万4,000円の減額補正でございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第31号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,963万円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、他会計補助金の消防設備繰入金56万円の増額補正となっております。

歳出につきましては、営業費用の業務費865万円の減額補正、営業外費用の積立金21万2,000円の増額補正、予備費780万8,000円の増額補正を行っております。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

議案第32号、平成27年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第2号）は、収益的収入支出それぞれ1,953万8,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、支出につきましては、営業費用総係費2万5,000円の増額補正、予備費より2万5,000円の減額補正となっております。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

それでは、議案第33号、平成28年度西原村一般会計予算についてご説明いたします。

平成28年度西原村一般会計の予算は、歳入歳出それぞれ40億1,609万7,000



円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、村税が前年度より5,752万1,000円増の7億6,965万2,000円、地方譲与税3,440万円、地方消費税交付金1億1,000万円、ゴルフ場利用税交付金2,800万円、地方交付税におきましては、前年度より2,000万円減の11億800万円、分担金及び負担金7,261万4,000円、国庫支出金におきましては、社会資本整備総合交付金（特定地区公園）等による7,066万8,000円増の5億7,896万1,000円、県支出金2億7,251万3,000円、財産収入3,506万1,000円、繰入金につきましては、財政調整基金に6,000万円、公共施設整備基金2,000万円、退職手当基金1,000万円等で合計9,000万2,000円となっております。

村債につきましては、臨時財政対策債1億470万円、公共事業等債1億8,260万円、一般単独事業債5億320万円で合計の7億9,050万円となっております。

歳出につきましてご説明いたします。

議会費につきましては、前年度より24万円増の7,555万7,000円、総務費につきましては、前年度より3,555万7,000円減の9億7,165万3,000円、民生費につきましては1,874万3,000円増の9億1,699万4,000円、衛生費につきましては1,369万3,000円減の3億6,231万8,000円、農林水産業費につきましては2,715万1,000円減の3億3,255万9,000円、商工費8,519万3,000円減の1,443万4,000円、土木費5,818万5,000円減の1億9,502万円、消防費につきましては、デジタル防災行政無線同報系システム整備事業により4億3,984万6,000円増の6億6,288万8,000円、教育費1,324万4,000円減の2億1,956万3,000円、公債費98万3,000円増の2億5,912万8,000円となっております。

本年度も引き続き財政基盤の安定のため、自主財源の確保に努め、効率的な財政運営に努めてまいり所存でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第34号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計予算につきましてご説明いたします。

平成28年度西原村国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億2,673万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国民健康保険税1億8,682万6,000円、国庫支出金2億4,699万4,000円、療養給付費等交付金2,038万1,000円、前期高齢者交付金2億1,536万6,000円、県支出金5,148万2,000円、共同事業交付金2億3,030万円、繰入金は保険基盤安定繰入金などの法定繰入金6,427万2,000円及び法定外繰入金1,000万円となっております。

歳出におきましては、保険給付費6億2,093万8,000円、後期高齢者支援金等1億227万円、介護納付金4,558万8,000円、共同事業拠出金2億4,463万6,000円となっております。

現在の情報をもとに歳入歳出予算の積み上げを行いました。1,000万円ほどの財源不足となり、平成27年度最終補正予算同様に、やむを得ず一般会計から法定外繰入金を充てることといたしました。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第35号、平成28年度西原村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成28年度西原村介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,001万4,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、保険料1億1,788万7,000円、国庫支出金1億7,025万7,000円、支払基金交付金1億7,740万8,000円、県支出金9,535万5,000円、繰入金9,410万円などとなっております。

歳出におきましては、保険給付費6億2,890万円、地域支援事業費1,388万7,000円などで、保険給付費は歳出予算の95.3%を占めております。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第36号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,700万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、後期高齢者医療保険料4,095万9,000円、一般会計繰入金1億488万9,000円等となっております。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億4,503万8,000円で歳出予算の98%を占めております。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第37号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ7,519万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入としましては、給水収益5,800万円、その他営業収益の281万5,000円、繰越金の1,300万円でございます。

歳出といたしましては、業務費の4,687万7,000円、企業債償還金の1,924万9,000円、予備費の615万7,000円となっております。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

議案第38号、平成28年度西原村工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

平成28年度西原村工業用水道事業会計予算は、収益的収入支出それぞれ1,933万6,000円と定めるものでございます。

主な内容としましては、給水事業所8カ所に対する給水収益1,126万4,000円、長期前受金戻入で172万9,000円、契約水量に係る企業負担金625万7,000

円でございます。

支出につきましては、営業費用1,372万4,000円、営業外費用45万円、予備費516万1,000円となっております。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、教育委員の坂本健一氏の任期満了に伴い再任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案35件、同意1件、合計36件につきましては、議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。大変お世話になります。

○議長（坂梨公介君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日8日と10日の本議会を休会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、明日8日と10日の本議会を休会にします。

以上で本日の議事日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は9日午前10時より議事日程第2号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時46分 散会

第 2 号 ( 3 月 9 日 )

## 平成28年第1回西原村議会定例会会議録

平成28年3月9日、平成28年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成28年3月9日（水曜日） 議事日程第2号

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 一般質問   |  |
| 日程第 2 | 議案第 4号 | 西原村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について     |
| 日程第 3 | 議案第 5号 | 西原村行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の制定について          |
| 日程第 4 | 議案第 6号 | 西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 日程第 5 | 議案第 7号 | 西原村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 8号 | 西原村職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 7 | 議案第 9号 | 西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について    |
| 日程第 8 | 議案第10号 | 西原村証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第10 | 議案第12号 | 西原村一般職の職員の降給に関する条例の制定について                |
| 日程第11 | 議案第13号 | 西原村職員の旅費に関する条例の一部を改正す                    |

る条例の制定について

日程第 1 2 議案第 1 4 号 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	榎 原 加 奈 子 君



6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	泉田元宏君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	西山春作君
保育園長	園田久美代君

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、3月2日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの40分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、40分以内と決定します。

受領番号1番、10番議員、田島敬一君、件数2件、発言を許します。

（10番議員 田島敬一君 登壇 質問）

○10番議員（田島敬一君）おはようございます。10番議員の田島敬一です。

一般質問をお手元に配付されております通告によりまして、させていただきたいと思えます。

2項目でございまして、まず第1項目は公共施設の活用度をアップすることについてということで、まず、総合運動公園施設が建設される運びで進んでいるということで、これ大変私も楽しみにしております。村民も同じく楽しみにしております、その中で、従来から長いこと村民の声として、母と子がゆっくりとくつろぎながら、ママ友ができるというような公園的な空間ができればいいなという声を聞いております。と申しますのも、やはり今、家族関係が非常に母と子と、そういう核家族化が進んでおりまして、ちょっとした子育ての悩みとかいうものを相談するような年長者が家庭にいないというようなことで、やはり子を抱えている子育て中の方がちょっとした情報交換ができるような場があったらいいなというような気持ちがあるのではないかというふうに思います。そういったことで、母と子がゆっくりくつろげる、ママ友もできる公園的な空間ということで確保できるのかどうかと。

それから、ウォーキング、ランニング、また最近ではサイクリングということで、健康な村づくりということが長く叫ばれてきておりまして、村民の中でもわざわざパークドームまで行って歩くという方も中にはおられるということでございますけれども、もっと身近にそういうコースがあればいいなというようなことで、もちろん総合運動施設の中でも周回コースはあると思えますけれども、例えば村民グラウンドというのが近所にあります。それとの遊歩道的な連結を考えていけばどうかということです。

また次に、せっかくいろいろと運動に役立つ施設ができるならば、最近人気が出ておりますサッカーだとかラグビーだとか、そういった正式競技の規

格に照らして活用できればもっと活用度が上がりはしないかというような点でどのようにお考えなのか。

また、維持管理といたしまして、施設ができれば当然草が生えるということで、ただ、除草剤をまくと健康を害するし、かといって草刈りも人的な労力が必要だということで、私がいろいろと情報を集めておりましたところ、泰勝寺とかそういう幾つかの施設では竹材といいますか、竹というのは大体、ほかの草が生えることをはねつけるような成分があるそうなのでございますけれども、そういった環境型の工法などを検討されてはどうかということで、やはり施設のにも環境型ということで、視察に来てみようかとか、そういった先進的なところのあるものであったらいいけどなというふうなことを思っております。

村民グラウンドとの関係でございますけれども、総合運動施設との相乗効果ということになれば私もいいと思っておりますけれども、競合するということになってもこれはいけないだろうということで、どのように相乗効果を図っていかうとされているおつもりなのか、お尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君） 村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君） 田島議員の質問にお答えさせていただきます。

公共施設の利用度アップについてという質問で、5つの項目から今、質問をなされました。

まず、今回、整備に向けて事業を進めております総合運動公園の施設の内容について少しだけご説明申し上げます。

現在、構造改善センター西に建設の計画をしております総合体育館を含みます総敷地面積は、約4万8,000㎡でございます。総合体育館及び屋外トイレ等の施設設備、多目的広場、芝生広場、駐車場及び道路等から成っており、その中には、ご存じのように防災拠点としての位置づけも行っていることから、ヘリポートの発着ポイントも計画をしております。

まず、田島議員がお尋ねになっております1番目でございますけれども、母と子がゆっくりくつろげるママ友もできる公園的空間遊具、植栽等は確保できるのかという質問でございますけれども、現在計画しております芝生広場を、子どもたちが安心して遊べる広場、親子で楽しめる広場として計画をしております。遊具については、安心して遊ばせることのできる遊具等を設置する計画でございます。また、植栽等につきましては、周囲の環境や利用を考慮し最適なものをお願いするというふうにご検討をされており、田島議員のお考え、思いと同じではなかろうかなというふうにご検討をしております。

次に、2番目ですが、ウォーキング、ランニング周回コースを村民グラウンド等と遊歩道連結を考えてはどうかという質問でございます。質問にありましたように、現在の公園内にウォーキング及びランニングの周回コースと

して全長750mを計画しておりますので、2周回れば1,500mということになります。村民グラウンドとの遊歩道連結については、ご存じのようにその間を結びます環境は田園風景の農地であり、農道が主体となっており、現在もこの中を散歩する人を時折見かけますけれども、そうなれば多額の費用をかけてコースとして整備することは需要が見込めないのではないかというふうに思いますので、遊歩道としてのあえて整備をする必要はないかというふうに考えております。今回のウォーキングコースは照明設備も設置しますので、あえて暗くて危険なところを歩くよりも、より安全な総合運動公園のコースを利用させていただきたいというふうに思います。

次に、サッカー、ラグビーなどの正式競技の規格に照らしてはどうかという質問でございます。ご存じのとおり、近年、サッカーやラグビー等競技については話題になっておりますが、サッカー場につきましては、隣町の大津町に公式戦もできるような立派な会場が整備されており、村としてはそのような施設を利用させていただき、村独自の会場設備は今のところ考えておりません。ラグビーにつきましても、最近テレビ等でよく出ておりますけれども、五郎丸選手など報道関係で話題になっておりますが、村内にラグビーのプレー人口がどのくらいいらっしゃるのか、村として現段階で正式競技ができる会場は必要ないのではなかろうかなというふうに考えております。サッカー、ラグビーの競技をする面積も今回は確保しておりませんが、もしあったとしても、サッカー、ラグビーは雨天時、雨の日でも競技がなされますので、その下の芝生が荒れて、公園としての維持管理が困難ではなかろうかなというふうに思われます。

次に、除草剤は健康を害するし草刈りは大変だ。泰勝寺のように竹材を用いて草が生えにくくする工法など環境型の工法はどうかという質問でございます。当然、多目的広場や芝生公園は野芝等で整備する計画であります。これらを良好な状態で維持するのももちろん大変だと思っております。田島議員のお尋ねの中で、竹材を用いて草の生えにくい工法など循環型の工法はどうかとありますが、この工法は、原料である竹を細かく砕いてバーク状にした竹材を敷き占めて草が生えないようにすることだと今、ご質問の中でありました。このような工法を広場以外の部分で施工してはどうかという提案だと思えます。

先ほどの質問にありましたが、整備しようとする公園は母と子がゆっくりくつろげてママ友もできる公園的空間というふうに考えております。この空間を子どもたちがはだしで走り回ることも想像をしていただきたいと。子どもたちは、どの場所でも走り回ったり、あるいは寝転んだり、ややもすれば転倒することもあるかもしれません。公園の中ではないかもしれませんが、このような場所に果たして竹材を使ったバーク材を敷き詰めることで安全かということであるかと思えます。私は、多少疑問が残るというふうに思いま

す。

私は、子どもたちのためにも、もちろん環境は大事でしょうが、安全性のほうが最も重要だというふうに思っております。そのことが果たして安全であるかということも疑うところでございます。

また、そのほかの工法も示唆されておりますが、初期投資、維持管理等も考慮するならば、大変ではあります。草地の状態ですと草刈り、草取りが一番安全で、かつ環境に適しているのではなかろうかなというふうに考えております。

続きまして、最後の村民グラウンドについての質問でございますが、新設予定地の総合運動施設と相乗効果を狙うのか、それとも競合かということでございます。ご存じのように、村民グラウンドは主に野球、ソフト等の施設であり、今回建設予定の総合体育館等施設については総合体育館及び多目的公園が主でありまして、それぞれの施設の利用形態が異なり、それぞれ果たす目的が違ってまいりますので、公の施設として相乗効果や競合という言葉を使うのはいかなものかなと思われまします。あえて申しますならば、それぞれの利用形態に合わせてそれぞれの施設を利用させていただくならばというふうに思っております。以上でございます。

○10番議員（田島敬一君）ありがとうございました。

種目としての活用度ということでは、サッカー、ラグビーには余り適さないということですが、ただ、村民グラウンドもありますので、野球、ソフトということをおっしゃいましたけれども、こちらのほうは広いわけですので、いろいろな使われ方があるのかなというふうに思っております。

それから、ウォーキングコースですけれども、村民グラウンドとの連結という点で今、農道ということをおっしゃいました。そのほかに、長田川沿いに河川管理道路がございます。これは管轄が違ふと思っておりますけれども、現状では竹だとか草が大変生い茂って歩きにくい状態でございます。もしそれが普通に人が歩けるというような状況になりましたら、それであってこそ河川は管理できるということでございますけれども、やはり村民グラウンドあるいは体育館に行くにも一つの近道ということで活用できはしないかと思っております。

また、最近、村内全域を考えておられると思っておりますけれども、フットパスということで村長は力を入れておられるというふうに聞いております。フットパスと申しますと、これはやはり自然環境、景観が大変いいというふうなところをめぐるというイメージなんですけれども、そういったものとの兼ね合いという点で、平地ではありますけれども景観が悪いとまでは言えないと思っております。そういった点での兼ね合いはいかなるふうにご検討されておられるでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）フットパスはフットパスとして今から進めてまいります。

けれども、今、長田川を整備するならばどうかとかいろんな話がございました。ウォーキングコース、ランニングコースとして利用するならば、そういった道路を使ったりとか、河川敷も言われましたけれども、危険なところをするよりも、このコースを例えば4周回れば3,000mというような距離も出ます。そして足に優しい舗装をやりますので、健康にもいいんじゃないかとか、歩く際にも体に害もなくウォーキングすることができはしないかというふうに思っております。あえてそうやってウォーキングコースをするためにグラウンド等を結ぶようなことは、今のところは考えていないと。せっかく新しく総合運動公園ができますので、そちらのほうで利用していただければというふうに思います。

そしてまた、雨が降れば体育館の中、1周190mございます、2階は。そこも歩くことができますので、そういったところで利用していただければというふうに考えております。以上です。

○10番議員（田島敬一君）わかりました。

そういうことで、今後、河川管理用道路について申し上げましたけれども、河川を管理するという目的にとりましても、やはり笹や竹が生い茂っている状況というのは、通常、河川を管理しようという目的のためにも、何もウォーキングということじゃなくても支障がありはしないかということで、ぜひ、荒れ放題ということであってはならないと思いますので、今後検討していただきたいと思います。

ということで、次、2番目に移りたいと思います。

今度、18歳選挙権ということで選挙制度が変わりました。これまで20歳以上の選挙権でずっと来ましたが、村の選挙であろうと国・県の選挙であろうととかく若い人が投票率が大変低いというようなことは、開票立ち会いだとか投票所の実務などをされておられる方々は本当にどうしてだろうかというふうに首をかしげておられることだろうと思っておりました。

今、世界を眺めましても、平和の問題や環境の問題、どれ一つとってもこれからの若い世代にとって自分の身に降りかかる、これからの人生を左右する大きな問題ばかりあると思います。そういった中で、やはり若い人たちがどのように関心を持って投票に行くかという投票率のアップということは、どのような政治的な立場の人であろうとも真剣に考えていかななくてはならないことだろうと思います。だからこそ18歳選挙権ということが導入されたわけでございます。

そうしたときに、18歳と申しましたら高校生ということでもありますけれども、西原村には高校はありませんが小学校、中学校はあるということで、政治的な関心、選挙制度というものに対しての関心というものを18歳の直前になってからでは遅過ぎると。やはりその前の段階の教育の段階で、ある程度選挙に対しての関心、自覚と、いずれは自分たちが主権者となるんだという

ことがわかっていく、そのための方法というのが今模索されるべきではないかというふうに感じます。

と申しますと、これまでは子ども議会とかいうことがあちこちの議会、そしてまた西原村でもあったかと思えますけれども、それに加えて模擬投票というの、インターネットで調べてみますとあちこちで取り組みが始まっているようでございます。世界を見てみますと、先進的なドイツやイギリスなどではもう既に早くから模擬投票というのをやっていたということを私は知りました。

熊日新聞の何カ月か前の評論のコーナーに投稿しておられました浜矩子さんという同志社大学の大学院、エコノミストでおられますけれども、寄稿されておりました。それを見ますと、ロンドンの小学校にお父さんの関係かで通学されていたそうでございますけれども、選挙がありますと子どもたちが模擬投票を当然のごとくやっていたそうでございます。これは、現実の選挙と同じ選挙を模擬ということをやっていたということで、びっくりされていたというふうなことでございました。

また、ドイツでもボイテルスバッハ合意というのがありまして、模擬投票だとかそういったことだけではなくて、やはり学校の中でも子どもたち同士が政治的な内容で議論をしたり、また先生もそれを誘導して、自分の個人的な見解も決して押しつけはしないという格好で述べることも構わないと、そういうふうなことで、子どもたちもみずから図書館だとかいろんな新聞を集めてテーマ意識を持って学習する、調べるというようなことで議論を闘わせるというようなことが、もうかなり、何十年も前から行われていたというふうでございます。

それなのに、日本においては69指示というのがありまして、教育界では政治的なことはご法度と、触れてはならないというような逆のコースをたどって今日に至っております。この際、18歳選挙権が導入されるということをきっかけに、やはりそういう小・中学校のうちから選挙に向けて、政治に向けての関心を養うような、そういったシステムを導入してはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君） 村長。

○村長（日置和彦君） 18歳選挙権対応で投票率のアップの方策ということでお尋ねでございますが、議員ご存じのとおり、公職選挙法の改正によりまして、ことしの7月予定の参議院選挙から投票できる年齢が20歳以上から18歳以上となりましたが、総務省、文部科学省が連携し、副教材として全国の高校へ教員向け、生徒向けに、有権者として求められる力を身につけるため、「私たちが拓く日本の未来」を作成し、配付をしております。この教材が有効に活用され、初めて大切な一票を行使し、投票を習慣にしていただければというふうに思っております。

また、全国初となりますが、県選管と大津町選管は、大津高校と翔陽高校に期日前投票の期間の1日を選んで両校に投票所を半日ずつ開設し、町の選管職員を派遣するというごさいます。両校合わせて150名ほどぐらいだということでありすが、大津町以外の生徒については不在者投票となりますので、村内の投票所で投票されるほうが投票自体は簡単にできるかなというふうに思っております。

村の選管としましては、ポスターの掲示や広報紙、村のホームページへの掲載、防災無線での啓発となるかと思ひすが、多くの新しい有権者に投票に行っていたきたいというふうに思っております。

全国的に投票率の低下に歯どめがかかからない状況であります、テレビ等で話を聞きますと、18歳以上から二十までの投票率はそう上がらんではないかというような話もなされております。そうならないように啓発を進めててまいりたいというふうに思っております。

本村におきましても、近年の投票率を見ていますと、議員さつきから投票率が悪いということでありすが、平成25年7月の参議院選挙は55.8%、平成26年12月の衆議院選挙が63.2%、昨年4月の県議会議員選挙は何と50.75%となっております。県下でもかなり低いのではないかというふうに思ひます。全国的な啓発のあり方等も検討していかねばならないと思うところでありすが、18歳選挙権を機に、家庭、地域への啓発につながり、投票率低下に歯どめがかかることを期待するところでごさいます。

あとは、子ども議会等につきましては、学校が関係しますので教育長のほうから答弁をさせていただきます。以上です。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）18歳からの選挙権ということで、ただいま村長のほうからもありましたように、参議院以降の選挙ということでありまして、ことし行われる村の選挙も該当するということでありすが。ちなみに人数を調べたところ110から120人ぐらひは、高校3年と大学1年ぐらひですか、いるような数字でありました。

ちなみに、18歳以上というと世界的には9割が18歳以上ということであるようでありすが。たまたま、テレビ番組の「cool japan」とかありますけれども、あれをちょっと見ているときに、ちょうど選挙権が話し合われていたところでした。各国の若い人たちがあれに参加しますので、18歳選挙権はクールジャパンかということで、要するに日本の文化、今までが20歳選挙権がずっときたわけでありすが、そういった選挙権については、じゃおくられているかという何かやりとりがあっていたように思ひます。その背景には、日本の文化としてはなかなか政治を家庭で話さない、地域でも余り話さない、こういった場では当然仕事ですであれでありすが、一般的には議論されない風習があるというような話があるところでもあっていたように思ひます。ところが



外国は家庭で親子で議論し合うというところが結構多いような気が、その番組の中では受けたわけでありませぬ。

ところで、子ども議会云々ですけれども、要は投票率アップの方策という質問の事項でありますので、子どもたちも含めた18歳前後から、いかに家庭をどうするとか地域をどうするとか村をどうするとか、あるいは県・国、そういった政策について考えると、その辺の機運を高めて最後に選挙のほうに流れていくというふうに思っています。

教育委員会の今の取り組みではありませんが、以前からふるさと塾ということで取り組んでいるものです。4年生はふるさとの川、環境を勉強する。水生生物ですね、第二高校と一緒に。5年生はご存じのとおりJ-POWERのほうで風の子塾、西原の風を。水の地産地消もありますけれども、風の地産地消、要するに風力の地産地消も当然、発電のです。この辺の議題も今から興味深いところだなというふうに思っております。風の子塾は俵山でたこを揚げる、鳥子のとかです。6年生は山の子塾で俵山登山とかキャンプを2泊3日でやる。中1は農家民泊の2泊3日で農業体験をやる。中2は事業所を5日間、今しております。

そして、今構想的にしておりますのが、小学校3年生は取り組んでいませんので、小3をできれば、俵山登山ファミリーコースをつくっておりますので、そのファミリーコースを利用した萌の子塾ということで、ふるさと塾にそれを足すと。中3につきましては、ふるさと塾の締めくくりとして、ふるさとに夢を語るとかいう形の中で議会的なものとかか全員参加のワークショップ的なやつをやれば、そういった形でふるさと塾を締めくくろうかなという思いであります。

ですから、その延長戦上にまた議会等もやらないことはない。過去にはやった経緯もあるということでもありますので、今やっているふるさと塾そのものが選挙権に直接つながるものではないわけですが、ふるさとを思う、そして村を思うとか、そういったところの意識づけが一番大事なかなというふうに思っています。

それと、高校の高保連ですけれども、高保連の活動が非常に今低迷がちです。四、五日前に事務局からも相談がありました。今、高保連の活動がなかなか低迷している。私も昨年の総会までは行きましたけれども、役員さんだけがお寄りになる。18歳の選挙権はどがんかいとそのときも申しましたけれども、高校でそれは授業があるからという話も事務局のほうでは言っておりましたが、やはり成人式は二十で成人の日前後にやりますので、今回、その前に18歳の選挙権が来るということであれば、やはり18歳の正月ぐらいにですね。ということは高校2年の正月と、その辺に何かの形で高保連と一緒にやってやれないことはないかと。高保連の取り組みの一つとしても高保連、その辺をやるやらないは別として、いろんな模索はして、高保連の活動の一

環としてもいいかなという思いであります。

住みよい家庭づくりから住みよい地域づくりから住みよい村づくり、住みよい県、住みよい国という形での国政参加への意識づけはということで、それと、やっぱり家庭内でどこまでその辺が話されるかと。非常に、何ば言うかで終わってしまいますので、その辺を社会教育の中でも、社会教育といっても、先ほど議員が申されましたように、選挙権のことはいいですけども、余り政治に突っ込むとどうのこうのということもありますので、勉強しながら、そういった思いはあります。以上です。

○10番議員（田島敬一君）ありがとうございます。

私たちは議員でもありますし、また村長も9月には選挙ということでもありますけれども、私たちには皆、年齢というのがございます。いつまでもいつまでも議員であるということはないわけで、また村長であるということも恐らくないわけで、必ず後継者を今の子どもたちの中から生み出していかなくてはいけないということが、これから先10年、20年考えたら当然あるわけでございます。そういった未来を支える子どもたちが西原村、このふるさとというものがどういう現状であるのかということをしっかり把握して、それから自分はこうしていきたいというようなことを思えるような、考える力があるような人を育てていかなくてはならないと思います。

今、教育長が言われましたように、風の子塾だとかいろいろとふるさとを考える企画を取り組んでおられます。ぜひ、その取り組みを大きく育てて、また、子ども議会など自分たちのビジョン、意見を子どもなりの頭で考えてぶつけるというような機会をぜひ設けていただきたいということを申し述べまして、一般質問を終わりたいと存じます。ありがとうございます。

○議長（坂梨公介君）受領番号2番、1番議員、坂本隆文君、件数2件、発言を許します。

（1番議員 坂本隆文君 登壇 質問）

○1番議員（坂本隆文君）おはようございます。1番議員、坂本です。

通告書どおり2つの質問をいたします。

まず、1つ目の質問は学校給食に関しです。

現在、山西小学校、河原小学校、西原中学校の3校の給食で、野菜は西原村産を主に使われておりますが、パンや米、その他の材料は熊本市南区の富合にあります公益財団法人熊本県学校給食会から購入されていることを知りました。また、給食のご飯やパンが3校で年間にどれくらい使用されているのか、小学校の栄養教諭菅田先生に問い合わせ調べていただきました。現状においては、パン食は各学校で週に2回、年間79日あるそうです。また米食、こちらはご飯ですが、各学校、週に3回、年間115日あり、3校合計で1日57kg使用されています。年間およそ6.5t消費されていることになりました。これがとてももったいないと私は感じております。

西原村にはパン屋さんもありますし、農家の方がお米もつくられております。学校給食を西原村産のお米やパンにできないでしょうか、村長と教育長にお伺いいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お尋ねの件に対してお答えいたします。

本村学校給食の米、パンを西原村産にできないかという質問でございます。小・中学校の給食の米については、議員が今申されましたように、現在は学校給食会を通して、値段が安く品質が安定している経済連より購入しております。平成27年度は白米を10kg2,642円で購入しておりますので、30kgが7,926円となります。一方、村内の業者の方は玄米30kgを9,000円で販売しておられますので、白米に換算しますと9,900円ぐらいになります。プラス精米代300円で約1万200円になり、差額が2,274円になります。

村内の小・中学校の使用量は1回、先ほど議員が57kgと申しましたが、私は60kgで計算しておりますが、年間115回の給食で6,900kgを消費しますので、年間の差額が約50万円ほどになります。また、米については管理状態により食味にも大きな差が出ます。現在は経済連より1等米で、銘柄はくまさんの力が納入させております。米の管理についても、経済連では万全を期しておられるんじゃないかなというふうに思っております。

阿蘇管内を見てみますと、地元のJAや物産館、米穀組合より購入している市町村もございます。地元より購入している市町村においては、米代を全額あるいは一部補助をしていたり、給食費の半分を補助している町村もあります。しかし、補助をしていない町村もあり、その対応はさまざまでございます。

西原村では、食材代は一部を除いて保護者の方からの給食費で補っております。このような状況下で地元産米にかえることは、保護者の負担増になるため保護者の理解を得るのも難しいんじゃないかなというふうに思います。そこで、村内の米の代金を学校給食会と同額程度にさせていただけないか、できないか、その差額分について村から補助を行うか、または経済連と同等の品質確保と安定供給できるかなど、そういったことを広く検討しなければならないというふうに思っております。

パンについても、学校給食会を通して阿蘇市の製パン会社より納入しており、週2回、年間75回ほど利用しております。1回の給食当たり3校で715個ほど必要であり、ミルクパンは1個当たり43.22円で購入を今しております。村内にパンを製造している業者の方は二、三あるかと思えます。また、個人で萌の里等に出荷されている方もおられます。

学校給食の場合は、アレルギーなどの安全管理、衛生管理や安定的な供給——提供ですね。価格等問題もあり、現在、県内の各学校給食において購入

されているパンは学校給食会を通して購入されているところがほとんどであります。村内パンの製造業者の方は材料などにこだわりを持っておられます。小規模に販売されている方がほとんどであるというふうに思います。地産地消を考えれば、西原産の小麦で西原村で製造し、村の子どもたちの給食で利用するのが一番ではなかろうかなというふうにも思っております。

そういったことで、そのことは価格面、衛生面、子どもたちの口に入れるものでありますから、いろんな検討を重ねる必要があるんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）教育長。

（教育長 曾我敏秀君 登壇 答弁）

○教育長（曾我敏秀君）米飯給食の西原産米ということにつきましては、以前から特に生産される方々からもいろんな会合だとかなんとかの場で話は伺っているところです。その中でも農協の理事をされた方もおられましたし、阿蘇市はやっておると。私も、その辺は以前から阿蘇市あたりにお伺いしたところ。やはり供出米です。経済連を通すわけです、ほとんど。供出米で、農協のJAのちゃんとした保管庫に保管して、そしてそれを学校給食会に納めて、学校給食会がまた大きな搗精工場、精米工場、空港の下にも経済連関係のがありますが、そことか、ここは県の中部ですので北とか南とか、ほかにもあるかもしれません、大きな搗精工場は。そういったところに委託して各学校に納めているということでした。

議員も当然その辺は思っておられると思うんですが、村の精米というか、業者はいないわけです。精米機器ですよ。そうなるとなかなか異物混入除去、そういったものが難しいところもありますし、割れとかそういったものも、当然、割れは食味には余り関係ないかもしれませんが、それとやはり品質、食味を保つための保管、そして流通の流れです。収穫はあれですけども、まず精米して保管しておく、そして保管する過程での衛生管理、そして精米する中でのそういった異物除去だったり湿度管理、いろいろございますけれども、その辺をコンピューター制御でやっているというような話もありますので、その辺が果たしていろんな保護者の合意ですか、関係者の合意が得られるのかなというふうにも思っております。価格面が一段落した段階の話ですけども、価格面で折り合えばの話ですけども。

議員の質問があった時点で、学校給食会とはどういったところかなと、私も長くしておりますけれども、なかなか勉強したことはございませんでしたが、学校給食会そのものが、これはもともと国が、昭和29年に学校給食会法ができて、昭和30年に全国の学校給食会ができております。その次の年に都道府県の学校給食会ができたということで、要するに組織を挙げた学校給食会をどうするかということですので、その延長線上に今の都道府県の学校給食会がある。そして全国の学校給食会連合会があると。ですから、大量にい

ろいろ仕入れるときは連合会もあるし、九州各県の協議会もあると。その中でいろんなやつは納入させていただいているということでございました。

ですから、長い歴史の中で非常に子どもたちのことを考えた、そしてトレーサビリティというんですか、いろいろ流通の流れの記録もちゃんと保管して、どこで問題があるとか、そういったことを伺って、学校給食会に私も若干疑問を持っておったんですが、その辺をずっと調べていくうちに、かなりいろんな細部まで、そして研修会とかいろんな指導とか、そこまでされているような話も伺いましたので、当然、地産地消からいくと最終的にはそこまで持っていくのが理想かなというふうに思っていますが、現段階では非常に難しいというか、即答はできないのかなというふうに思います。

ただ、米に関しましては、そういった流通の過程を経済連で出して、西原産米のJAの倉庫がありますので、そこに保管して、そこから学校給食会として大型の精米という形でやれば、少量ですけれども若干価格が高くなって余りそう高くはならないのかなというふうに思ったところです。ただ、誰のじゃなくて、西原産米のヒノヒカリとか、そういう形なるのかなというふうに思っております。

生鮮食品につきましては、先ほど言われまじょうに村のやつを使っております。村のやつというか、村にあるやつです。そういった思いでいるところです。以上です。

○1番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

今回のこの質問は、以前、小学校のほうで議員みんなで学校給食を検食といいまして、食べさせていただきました。そのときに管理栄養士の先生にお伺いしたところ、そういう内容をいただきましたので、自分も独自に財団法人熊本県学校給食会というのをインターネットのほうで調べまして、どういう仕組みになっているのか、また、そのお米、パンをどうやって入れられているのかというのを調べました。おっしゃられますとおりに、JA熊本経済連から購入されて、熊本の各地の農家からそれは購入されておりますので、結局は農家の方がつくられたお米です。西原村でもおいしいお米がたくさんとれますし、今でも日向、葉山のほうもお米をつくられている土地が数億円かけて整備もされておりますし、西原村にもそういうところでは力を入れられております。

今回の件で、もし西原村でつくられたお米を使っただくとすれば、補助とかもできるのではないかと。また、契約を年間を通してしていただければ安くなるのではないかとというふうにも思っております。ぜひ、地産地消、なるべくなら村のものを使っただきたいというふうに思っております。

1番目の質問は終わります。

2つ目の質問を行います。

これまでの議会で、質疑応答や一般質問の村長答弁、執行部答弁で「検討

していきたい」や「しばらく時間をいただきたい」などの回答がありました。その後どうなっているのか、どう検討され進められているのか知りたいという質問です。

現在の議員体制になり3年が過ぎまして、これまで多くの一般質問や質疑応答がありました。特に一般質問ですが、各議員が地域住民やいろんな方々と話し合い、真剣な悩みや要望を聞き、自分なりに判断され一般質問をされている議員も多いかと思えます。しかし、予算や協議が必要であったりなどなどさまざまな理由で、今後検討していくとの答えが出るのは当たり前かと思えます。しかし、質問した議員や関係のある地域住民の方は、どう進められ検討されているのか目に見えない部分が多いので、心配されていると思えます。

例を挙げますと、昨年9月の定例会で私が3つ一般質問いたしました。1つ目は、村のフェイスブックをつくりイベントを告知してはどうかということです。その質問に対して、犯罪などに加担する危険性もあるので、担当課と十分話し合い、検討してみたいと思うという答えでした。2つ目が、村独自の観光マップを作成してはどうかというような質問をいたしましたところ、西原村商工会、西原村観光推進協議会などの団体と協議し、作成していくという内容でした。3つ目は、村民のよいアイデアを取り入れ、行政に役立ててみてはという質問で、できるだけ早くアイデア募集の実現化を図りたいという内容でした。

このような内容のやりとりはその後どうなっているのか、質問した各議員が担当課に直接聞けばすぐに進みぐあいはわかりますが、議会広報紙ゆうすいにて質疑応答、一般質問を掲載していますので、その後どうなっているのか、村民の方々の興味ある内容も多いと思えます。また私たちも、どうなっているのか、どう進んでいるのか、村民に伝えることも大事だと思っています。進捗状況を議会広報紙に書き、広く村民の方々に伝えられればと思えますが、村長はどう思われますでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）ご質問でございますけれども、これまでの議会の一般質問や質疑応答の進捗状況が知りたいということで、私にとっても頭の痛いお尋ねでございますが、今回の坂本議員の質問でございます。まさに議会と執行部のあり方、地方における議会民主主義のあり方に通じる大事な問いかけだと思っております。

これまで議会と執行部は、立場は違いますが、村政発展のために車の両輪として、この議場においてお互い真摯な議論を重ねてまいりました。この議場における発言は、議員及び村民にお約束する責任を伴う発言で、大変重いものであるというふうに認識をしております。

そのような認識から、即答できる課題もありますが、議員の質問にありま

したように、課題の検討に十分な時間が必要であったり財政面での検討を行う必要が考えられる場合、前向きに検討する、今後検討すると答弁せざるを得ない事案も数多くありました。議会後の対応についても真摯に対応していると思っておりますが、その後の経過等について、村民への報告は議会並びに執行部にとって村民への説明責任を果たすという意味合いでも大変大事だというふうに認識をしております。

このような認識から、議会においてはこれまで、議会広報紙ゆうすいにおいてその後の状況を調査し、村民に報告を行っておられました。私も当時、広報委員でございました。平成17年8月発行のゆうすい第59号から平成25年5月発行のゆうすい第90号まで、19紙に「シリーズ追跡 あんときの質問はどぎゃんかった！」としてその後の経過を掲載されておりました。一例を挙げますと、平成23年8月号では、平成21年6月定例会の村道役堤下線及び下小森前鶴線の道路改良の陳情を取り上げられ、当時の執行部の対応として、ルート検討の実施や地権者説明会を実施した旨の現況報告がなされ、今後の取り組みとして、買収に同意していただければ測量設計費を計上し、今後速やかに進めるというふうに記載をされております。現在は、議員ご存じのとおり、社会資本整備交付金を活用し、少しずつではありますが着実に整備を進めております。

そのほか、平成25年5月号では堂園小森線の通学路対策や畑地区の花壇のことが取り上げられています。

村政に関する村民の説明責任は、議会、執行部とも責任を負う問題ではないかと思っております。今後も、答弁した事柄については真摯に取り組むと同時に、これからの議会と一緒に村民への説明責任を果たしていきたいというふうに思っております。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

先ほど議員が申されました議員が質問された内容についてお答えしたほうがいいならば、お答えを事務局のほうからしますけれども……。 (「はい」の声) そうですか。以上です。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）急遽の余りの質問でございますけれども、フェイスブックにつきましては、ただいまもお話をされたように、まだまだホームページの中でフェイスブックと一緒に検討させていただいているところではございます。我々執行部の認識もまだ今甘うございまして、フェイスブックがこういった危険性を伴うかということまではまだ勉強中でございます。

2番目におきまして、マップについてでございますけれども、これについては現在、観光推進協議会と商工会とお互いの顔合わせを今、引き合わせをさせていただいて、できるだけ西原村にマッチしたマップを作成するならば

というふうに検討させていただいております。これが、協議が終わりましたら予算化措置をさせていただいて、マップをつくり上げるならというふうに今の段階に入っております。

最後に、行政のアイデアというお話がありましたけれども、これにつきましては、先般よりホームページを新たにリニューアルといたしますか、予算を計上させていただいております。平成28年度より新しいホームページで開設をさせていただくようになっております。その中でいろんなアイデアをいただく欄として設けようということで、今、ホームページの作成業者のほうには依頼しております。

ただ、以前もいろんなアイデアをホームページの中でしておりましたんですけれども、誹謗中傷が非常に多かった関係上、途中でやめております。今後は、誹謗中傷等を想定したところで、本人さんのほうのアドレス、氏名のはっきりとした方々の名前が入力されたらばそれを受け付けるというようなホームページのつくり方で、アイデア募集あたりをつくるならというふうに、平成28年4月以降にはそのようなホームページで検討しておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○1番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

一般質問が年に4回あります。いろんな議員の方々がいろんな角度から一般質問されますけれども、答えがすぐに出ることがないものもたくさんあり、短期、中期、長期で考えなければならないものもあるかと思いますが、その中期、長期の中で進みぐあいが、執行部の中ではわかれておりますが、私たちや村民の方々は全くわからないものがたくさんあります。建物やその辺の目に見えるものであればすぐに見えますけれども、そういったことで、私がちょっと考える例としましては、年に2回ほど、議員全員に今までの質疑応答や一般質問でその後どうなっているのか回答が欲しいものを議員に出してもらい、それを議長に提出し、また議長から執行部に提出していただく。回答は、村長、担当課から書類として議長に提出していただければいいのではないかと。また、それを議員に各自配付していただき、村民にはその回答いただいた内容を議会広報紙ゆうすいに記載することで多くの方に途中経過がわかると思いますけれども、その内容で村長、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今、坂本議員のほうからいろんな手順についてご説明がございましたけれども、正直申しまして、質問を受けまして、中身によってはちょっと無理かなというようなお尋ねもございます。議員さんもそれぞれ村を思い真剣に質問されておりますので、時には無理とわかっていても検討させてくださいと。できませんよとなかなか言いづらいところもございます。その中で、ほとんどは検討させていただいております。そこら辺はご理解いただきたいというふうに思います。



議員もご存じのとおり、一般質問とは議員必携にも載っておりますように、村政をただすものでございまして、要望活動の一般質問ではないということはお存じのとおりと思っておりますけれども、それぞれすばらしい質問もございまして。しかしながら、いいことであってもなかなか財政的に厳しき無理なところもあるということもあって、すぐに実施できないということも確かでございます。そこら辺もご理解いただきたいと。特に、事業的な質問でありますけれども、そういった質問になれば、やはり財政に余裕がなければなかなか進めないということもございまして。そういった中で緊急性や危険性、安全性などのそういった事業をやはり優先せざるを得ないということで、最近、特に大きな事業も控えておりますので、なかなか思うとおりに、それをすればいいなということもございましてけれども、道路が危ないとかそういったことを先に優先的にしなくてはならないということもございまして。そういったこともございまして、なかなかお尋ねになったことが進んでいないということもあり、進捗状況が報告できないということもございまして。

今後は、さっきから申しましたように、ホームページあたりは見る人が少ないかもしれません。今申されたようなことで議員に報告するというのも、それも確かな一つの方法だと思いますけれども、私は、前に行っていた自分たちのそれぞれの質問をどうなっているかということをお広く村民に知らせるためには、ゆうすいの広報紙あたりが一番有効ではなかろうかなというふうにおもっております。以上でございます。

○1番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

私も広報委員会の副委員長をさせていただいております。今、村長が言われましたとおりに、できないものも多くあると思いますので、その辺はもう、できませんと言ってもらっても結構かとは思っています。今、議会広報紙の中で「追跡」というものを村長もご存じで、前からされておりますけれども、こちらのほうも充実させて、いろいろ皆さん議員と話し合いながら進めたいと思いますので、先ほど私が言いました例も取り組んでいただきたいと思っております。ご協力のほどよろしく申し上げます。終わります。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前11時10分）

（午前11時20分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、2番議員、中西義信君、件数2件、発言を許します。

（2番議員 中西義信君 登壇 質問）

○2番議員（中西義信君）おはようございます。2番議員、中西です。

通告に沿って質問したいと思います。

高遊地区にこだわるわけではございませんけれども、排水問題で結果的に

は西原村の関係することではないかと思っております。

親の代からここに住みつきまして、ことしで69年目になります。さまざまなことがあったことも事実ですけれども、今日まで高遊地区が発展、人口増できた最大の問題は水問題の解決です。排水路がきちんとできて住宅の供給が始まり、また水問題の上水に関しましては、先般、議会において村の水源地を回った際に、医王寺の水源の下に今は河原地区の一部に供給してある水源がありまして、あれが昔、うちの高遊地区の水源となったかと。林田副議長のおじいさんたち方の代に日向から医王寺の方々がご協力をいただいて水の供給が始まり、今日があっております。

今回は排水の件で質問したいと思っております。

中身に入る前に思い出していただきたいのは、高遊地区にも道路改良が行われまして、今は村道6号線といいまして、堂園小森線に沿って東西に流れている水です。西区からコミュニティセンターの前を通って中区まで行っております。あの道で、当時は排水がよかったものですからそのまま地形なりに道路改良がなされまして、土地を利用するに当たって埋め上げ工事が始まりまして、道路が低いような状態で常に冠水して、それは私の畜舎の前のあたりなんですけれども、皆さんも覚えておられると思います。十数年それが問題でした。七、八年ほど前に道路改良がなされまして、今度は側溝もつきまして、それが解消されたというのがあります。

それがずっと私自身にも残っておりまして、今回、堂園小森線の改良が始まりまして、現在は昔でいう菅山の下あたりが工事が、上益城地区ですけれども、行われておりまして、あそこは日赤の下のグラウンドの下のほうまで排水がありますけれども、今後、東海大あたりの前にも工事が予想されます。

そういったときに、益城町の件で質問するわけではございません。高遊地区の南側から約3kmほど、益城方面までオキノタニという谷底がありまして、昔はとても豊かな土地だったんですけれども、堂園小森線ができたおかげで水がそこに流れるようになりまして、耕作放棄地ではなくて耕作不能地になった場所が約3haほどあります。そこが現在、太陽光で開発が行われまして、谷くぼも全部更地になっております。

今までの方々はいろんな苦情はなかったと思っております。もう諦めたという感じだったんですけれども、今後改良が進むに当たっては、新しくできた太陽光業者の方々からの苦情も考えられます。そういったときに、東海大の前から西原地区まで工事が始まったとき、排水がとても問題になるんではないかと思っております。

現在ついている排水溝は、ただ排水溝という名前だけの排水溝で、一切機能しておりません。それが機能するようになった場合、また、下からの苦情を県の方々が考えた場合、西原方面にどんどん来るようになったとき、阿蘇地区の改良は、今度は高遊地区の西側のほうになると聞いておりますけれども

も、なかなかそこまでは追いつきません。現在でも、ジョイフル前の交差点のところは大雨では冠水しております。益城町のほうから来る水が、ふるさと農場ですか、あそこから右に曲げずに真っすぐを優先するように県が動いた場合、そのまま今の状況がもっとあふれるような状況になるのではないかと考えております。まだまだ先の話ではありますけれども、今まで考えられてはいなかったと考えております。そこら辺をきょう、いかがなものかと思っ  
て今回表に出しております。

東海大の前も、東海大ができたばかりでなく、空港に行く裏道も舗装になりまして側溝がまたできまして、東海大の近くには解体業者もできまして、  
どんどん水が流れております。その水が今現在ではあふれるような状況ですけれども、きちんとした側溝ができた場合、西原村のほうにどんどん来るのではないかと考えております。幾分傾斜はありますけれども、現在の工法は、  
表面は変えず地下で調整するというように伺っております。浸透ますを7基ほどつくと聞いておりますけれども、今後どんどん、本当に完成した場合間に合わないのではないかと  
思っ  
て、まだとても先の話でありますけれども、きょう質問として出しております。

そういうことを考えたことが今までなかったのではないかと  
思っ  
てここに出しております。いかがでしょうか、村長。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

堂園小森線、交通渋滞ということで、村にとりましても長年の懸案事項ということで今、工事は進められております。西原のうちも、今、中工区のほうがやがて終わるんじゃないかなろうかなということで、ことしも県のほうにお願いし、約4億円ほどの予算をつけていただきました。進捗状況が、立ち退き等もありますのでなかなか思うようにいかないのが現状でもございます。

堂園小森線の排水のことについてというお尋ねでございます。今申しましたように、現在、堂園小森線につきましても、西原村の中校区と益城町間の空港との新交差点区間を工事されております。同時に益城町も、空港グランメッセ線の新設改良工事として、空港方面と南側の圃場整備内を約150mほど改良の今、工事をなされております。

現在工事をされているところは、縦断的には一番低いところでございます。この部分の排水は益城町方面に流すということでございます。改良区間より、交差点の改良ですね、西原方面に少し来ますと集出荷施設がござい  
ますけれども、あそこの前が一番高くなっております。さらに東に、西原方面に行くと傾斜がついて  
おります。しかし、東海大宇宙情報センター付近から村道田中高遊線との交差点付近までは、少しではあります  
が縦断が高くなっており、あそこの益城町のうちにありますコンビニの前の道路側溝は益城町側へ勾配

がついております。このため、村道高遊線と県道の道路側溝は今現在つながっておりません。しかし、議員が心配されるように、工事が西原村方面に進んできますと雨水が西原村へ流れてくるのではないかという心配もございません。

上益城地域振興局土木部に確認しましたところ、道路縦断については基本的には変えないという方針で、現道と余り縦断勾配は変わらないということでした。雨水排水については、当初、低いところで、先ほど議員が申されましたように浸透ますを設置するならばということで検討されておりましたが、地下水汚染の心配もあるので計画を変更され、現在、益城町さんと排水処理について検討されているということでございました。

基本的に、益城町の雨水は益城町で処理するよう検討されているようでございます。調整池をつくることも今現在検討されておるとのことのお話を聞いております。

舗装につきましては、車道は通常舗装、普通の舗装でございますが、歩道につきましては透水性舗装で実施されるということでもあります。ちなみに西原村の工区につきましては、車道は排水性舗装で道路表面に水たまりもなく、静音効果があるということもございます。歩道の舗装につきましては、基礎採石の上に砂を入れた透水性舗装で施工されており、道路側溝と聞いておりますけれども、道路側溝も透水性側溝ということで埋設をなされております。間もなくナフコ前の区間の工事が発注されると思っておりますけれども、これらの排水についても、南郷往還からの排水でありますナフコ横への水路には入れずに、あそこより少し東側、西原台の入り口付近に不動産会社がございまして、あそこにあります排水路へ流すということでございました。

いずれにしても、それぞれの振興局土木部でも、県道堂園小森線の道路排水については議員が申されますように大変気を使われて計画を今進められております。益城工区が完成するまで複数年は要すると思われませんが、村としましても施工の経緯、また設計図を見ながら、周辺の地域に影響のないよう排水対策をさらに県のほうに要望していきたいというふうに思っております。以上です。

○2番議員（中西義信君）結構です。村長のほうから明確なお言葉をいただきして、先ほどの話でありますけれども、地域住民、特に高遊地区の住民の方々と、新しい方はそうでもないんですけれども、古い方々としゃべるときにこの話が必ず出まして、どうしようかと、じゃ一応というところで本日はあります。またこういうことをきちんと地元には説明していきたいと思っております。

では、次の質問にいきます。南郷往還の排水のことについてと書いております。

これは、昨年、山下産業委員長も質問されたのと類似しておりますけれど

も、大津南工業団地ですか、あれに多分付随してできたのではないかと考えております排水路です。昨年よりまた右側に倍増のような太陽光もできておりますし、ここにも書いてありますが、知事が進めております県の防災基地が空港の東側にできております。先ほどの東海大の前の水の話も一緒です。開発が進めば進むほど排水は流れ、今まではほとんど雨がやめばすぐ土が乾くような状況の土地柄なんですけれども、開発が進めば水はどんどん流れてきます。空港の防災基地も、今後一段と工事が進んでいくのではないかと考えております。側溝もあることはあるんですけれども、現にふるさと農場から北に上がる道も舗装になっております。そうやって知らないうちに道路整備が行われますと、自然と空港東側からの排水は西原村地区のほうに流れるようになっておりますので、太陽光ばかりじゃなくそれもありますものから、本当にあのかつってある許容量は足りるのかということをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（坂梨公介君） 村長。

○村長（日置和彦君） お尋ねでございます。

道路ができれば開発がされる、開発をされれば家が建つ、家が建てば水がふえる、これは本当に下のほうにおる者にとって大変な問題であるというふうに思います。

今回のお尋ね、南郷往還の排水ということでございます。ちょうど大津との境界にできております昔の通称南郷往還の件でございますが、昨年6月の第2回定例会におきまして、先ほど議員が申されましたように、山下議員のほうからも、大津町岩坂地区の山林に大規模太陽光発電事業が計画されているが、西原村への事前協議はあったのかという質問をお受けしております。当時の答弁といたしまして、益城町杉堂地区、あそこのほうに一部益城町の住民の方が家を建てておられますけれども、当該排水路へ流させていただきたいというふうな申し出がございまして、平成22年度に益城町がコンサルタントへ終末流域調査業務を委託した報告書では、時間雨量が71mmを超えた場合、排水路の3カ所で水路があふれるという結果になっております。そのため、益城町杉堂地区からの排水路への流入についてはお断わりしているところでもございます。そういったことで答弁をさせていただきました。

また、南郷往還の北側で行われております大津町岩坂地区の太陽光発電の建設計画であります。南北に通っておりますふるさと農道の東側については、大津町の都市計画課、建設課及び施工業者の完了検査が2月19日に実施されました。西原村からも産業課2名、企画課1名が立ち会い、既に2回にわたり雨水の流出に関する要望書を提出している事柄について、再度現地で要望を行ったところでございます。

3月3日には、大津町都市計画課より地権者3名へ通知される大津町開発事業指導要綱に基づく完了検査の確認について、文書に記載予定の大津町関

係各課の意見のまとめが参りました。その内容について、関係する部分の一部を申し上げます。調整池の年数回のしゅんせつ、調整池も年に何回かしゅんせつをするということと、開発地内の里道からの雨水が土砂で流れ出ないように土どめを行うこと、開発地内は芝等の植栽を行い、植栽後は草刈り等の管理を行う等でありました。

西原村から完了検査の確認に入れてもらいたい事柄として、雨水を開発地から出さないこと、開発地南側、西原村の水路付近は地盤が低いため、南側及び東側部分のかさ上げを行い越水を防ぐこと、そして、今後、雨水が西原村側の水路へ敷地からオーバーフローした場合は早急に対策を行うことの3点について意見書への記載をお願いしたところであります。南郷往還排水路の許容量を守るためにも、他地域からのこれ以上の流入を未然に防ぐことが肝要であるというふうに考えております。

それから、今、議員が心配されました現在空港東側で県が進めております防災拠点づくりとしてのヘリポート等の造成工事についてでございますけれども、工事が実施されている地域は、あそこは菊陽町になりますので県北広域本部の土木部へお尋ねをいたしましたところ、調整池においては管理道路、造成地のり面の雨水も含めて全て処理するとのことでした。調整池をつくっておるということでございます。県におかれましても、この地域の雨水処理の困難さを認識された上での工事であるというふうにこちらも捉えております。

西原村としましても、南郷往還排水路の流域の開発については今後も注視していくことは十分認識をしております。以上でございます。

○2番議員（中西義信君）まとめにいきます。

気がつけば、いろんな開発があつという間にできております。この件に関しても、南郷往還沿いに住まれている方々が、高遊地区は川がございませぬものですから、夜、大雨のとき川のような音がするそうです、排水とか流れが。とても心配されております。また、空港に関してもそうです。今後どこまで開発が進むのかというのもありまして、防災ですから地域のためには必要だと思いますけれども、それに伴って排水というのが本当にこれまでどこまで考えられてきたのかというのが、やはり最初の質問と同じく、うちの近くの住民の心配であります。

今後もそこら辺を本当に監視してやっていくというように理解しましたので、安心しまして、これで質問を終わります。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前11時42分）

（午前11時42分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号4番、4番議員、西口義充君、件数2件、発言を許します。

(4番議員 西口義充君 登壇 質問)

○4番議員(西口義充君) 4番議員、西口です。

通告しておりました2件、まず最初の本村のトップとして続投の意志はあるのか、通告の質問をさせていただきます。

日置村長には、7年前に村のトップとして着任をされました。本年の報告によりますと、村長として村の財政の立て直しを進められ、安定した財政となっております。村民の方々も、村長には本当に期待とともに、この点に対しましても頼もしく思っておられると思っております。また、阿蘇の行政内、県内におきましても上位のほうでの安定した財政運営ということをお聞きしております。ますます期待しております。

さて、我々が3年前に議員となりまして、その数カ月後にもとの育成牧場跡地の宗教団体の買収問題が発生をいたしました。この宗教団体もさまざまな問題を抱えておる団体で、その間、政治的な圧力を受けながらの交渉、また嫌がらせと思うようなこともありました。村としてもいろいろと大変な思いをし、住民の方々への説明等もやってまいりました。しかしながら、この宗教団体の問題、まだ灰床の山に13町ほど土地はありますので、まだまだこの問題は続くかと思っております。

その後も、駒城の大麦若葉開発によりまして土石流の流出問題、また下あげの原野、再春館との新たな契約問題と、立て続けにいろんなことが重なり、我々議員になりまして少ない期間でありますけれども、大変な思いをしたことを思い出されます。

そのような中で、村長は村のトップとして常に冷静に対応され、村の育成、住民のことを第一に思われ、行動されてまいりました。我々仲間がたまに会うたびに、今の村長でよかったなというような話も出てまいります。

また、いろんな問題のある中で行事等も行われております。両小学校の体育館の天井の耐震工事、また中学校の全面改修工事等も行われます。また、通学路の整備も着々と進められております。いろんな工事をされておりますけれども、その財源も余り村の財政を取り崩すことなく、国の事業補助等をうまく活用されておりました。これも、村長の手腕と人脈、そして運の強さかなと、そういうのがあるのじゃないかなと私も思っております。その後、泉力の湯跡地の買収問題と、本当にこの3年半、大変な思いがありました。

それから、いいこともあります。また、住民の安心・安全の村づくりとして、熊本市との広域合併によりまして益城西原出張所の開設になり、24時間体制で救急業務が始まり、西原村に住む身近な村民の方も安心して暮らせることができました。また、本年2月よりポンプ車積載車の配備により、ますます充実した管理ができるんじゃないかと思っております。

それから、本年度より、村民の皆様が楽しみにしておられます総合体育館

建設も造成に入るわけでございます。平成31年に完成するという見通しになっておりますので、ますます西原村は注目される村になるんじゃないかなと思っております。

いろんなこともありました。いろんなことを含めて2期目も大変評価は上がっていると考えられますが、再度村政を担当する考えはあるのか、日置村長にお伺いをしたいと思えます。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

本村のトップとして続投の意志はあられるかという質問で、その要旨として、数々の実績を残しておられるが続投の意志はあられるかという質問であります。今、西口議員のほうからいろいろ述べられまして、お褒めの言葉をいただき恐縮をしているところでございます。そこで、私の思いを述べさせていただきますというふうに思います。

今、4年間のこと、2期目のことですね、は議員が申されましたので、その前のことを申し上げたいというふうに思います。

もともと、平成20年の1期目の村長選に出馬させていただいたときは、当時の多くの議員仲間の皆さんや、また同級生、そして商工会を初めとする各種団体の多くの方からの推されての出馬でございました。結果、当選することができましたが、何分にも未知の世界でありました。議員として2期務めさせていただいたものの、議会と執行部、思いは同じかもしれませんが、基本的には逆の立場でございます。正直、不安もございました。しかし、今までの議員経験と、事業経営者としてのノウハウと人生経験の中で得た人脈は少なくないと自負をしておりました。そのような思いの中、1期目は試行錯誤の中、全村民の負託に応えるためにも全力で駆け抜けた4年間でありました。

今、議員が申されましたが、財政状況も厳しく、就任したとき前年度末の地方債残高は39億8,300万円で、貯金に当たる基金残高は9億9,500万円しかなく、基金の約4倍が借金の残高でございました。地方債は交付税措置があり、また計画的に返還しなければなりませんので、借り入れを少なくすれば減っていくことは理解をしておりました。しかし、施設や道路の整備、福祉施策、災害防止の対策等を停滞させるわけにはまいりません。村民の方々の要望や子どもや高齢者の方々のためにも、教育環境や生活環境づくりの整備を進めなければなりません。財政力の強化、再建も私に託された務めであると認識し、1期目は無我夢中の自分との戦いの中、決断、前進で全力疾走の村政かじ取りでありました。

そこで、事業を推進し財政力を余裕のあるものにするには国・県の交付金、補助金を最大限に活用するしかないと判断し、できる限り一般財源を抑える



事業を展開してまいりました。1期目、2年、3年とたちますと、やればできると確信するようになりました。

西口議員が議員になられる前、私が1期目のときの主な事業を紹介させていただきますならば、教育施設として生涯学習センター山河の館建設、山西小学校給食施設建設、山西学童クラブ新築工事、そして子どもたちが安全に登下校できるよう、村内全域の通学路に防犯灯の設置、また、高齢者対策として福祉タクシーの運行、社会福祉センター改修工事、そして役場庁舎内のバリアフリー化ということでエレベーターの設置、また企業誘致と、若年層から要望がありました光ブロードバンド整備、その他にも、安全・安心な村づくりの一環として傷んだ舗装工事の打ちかえ工事を多くやりました。長年の懸案事項でありました駐在所の移転や今言われましたような消防署の西原出張所建設に救急車とポンプ車の配備で消防力の強化などなど、多くの事業をさせていただきました。これらの事業に関しましては、多くの事業が国・県の交付金、補助金を活用して実現しております。

ただ、このように実現できましたのも、議員各位のご指導とご協力のたまものであり、あわせて職員の努力があり、できたもので、全ての方々に感謝をするものであります。

2期目につきましては無投票ということで再選をさせていただきましたが、この無投票は何を物語っているのかと。自分なりに1期目を評価していただき、2期目もおまえに任せた、村のためにしっかり頑張れという後押しではなかろうかと思えます。だからこそ、期待に応えなければならないというプレッシャーを感じながら、再度初心に帰り、スタートしました。

内容については、今、議員が申されたとおおり、ご存じのとおりでございますが、スタートと同時に宗教問題に明け暮れ、大変な2期目でもありました。しかも、後半は正体不明の怪文書が出たり、顔の見えないひきょうきわまる行動があつております。村が発展の道を歩くのに何が不満なのか、うその表現をして村民を惑わす行為もございました。7,000人を預かる村の代表として、我が身を裂いてでもそんなことにひるむわけにはまいりません。その都度難問難題が発生すれば、単なる一部の住民に惑わされず、それに立ち向かう気持ちで戦ってまいりました。このことは、良識ある議会、執行部、そして村を愛し、村を思う村民であるならば、皆同じであると信じております。

続投の意志はあるかというお尋ねでございますが、村は今、大きな事業が始動したばかりであります。総合体育館を含む特定地区公園事業であります。この事業は健康づくりの拠点、防災の拠点、それに伴うヘリポート、地域住民の交流及び親と子が触れ合う子育て広場となる多目的広場、野球・ソフトボール・バレーボールに次いで多いと言われるテニス人口のためにテニスコート、また1周700mのウォーキングコースや、体育館にはトレーニングルーム、観客席も約300席設置する予定であります。国が推進しておりま

す小さな拠点づくりの施策に合致した事業であります。国土交通省からも、何回も国交省を訪ねておりますが、すばらしい事業でありますので、ぜひ成功させてくださいという言葉もいただいております。この事業は、議会の格別なご指導とご協力を仰ぎ、私の政治活動の集大成と位置づけております。

そのほかにも、やるべき事業、いや、やらなければならない事業も数多くございます。3期目、良識ある村民の方々の審判をいただき、お許しをいただくならば挑戦させていただきたいと思っております。

再度村政を任せていただきますならば、奉仕の精神で村のため、村民の幸せ実現のために知恵を出し汗を流したいと、そして、つぼみの花なら大輪を咲かせ、咲いた花には実を結ばせたいと強く思っているところでございます。以上でございます。

○4番議員（西口義充君）ありがとうございます。

3期目、再度頑張るやるとの答弁であったかと思えます。身を粉にして頑張るいただくならばと思っております。村、村民のためにも、新たな目標を掲げ挑戦していただきたいと切に願っている人も多いのではないかと思っております。

さて、去年は農業分野におきましてもシルクスイート、里芋、野菜等の高騰な価格で、いい年になったんじゃないかと思っております。しかしながら、農業におきましても高齢化が一方では進んでいまして、今後の農業の後継ぎも少なくなり、経営も大変なことになるのではないかと思われております。新規就農者も少しはふえていると思っておりますが、今後、後継者の育成の取り組みを考えていかなければいけない時期に来ていると思っております。

また、当村においても人口増が少し低迷しているようですが、中山間問わず、各集落ともに少子高齢化はますます進む状況です。今後、当村も定住促進のための新たな政策も考えていかなければならないところに来ているのではないかと思っております。お隣の菊陽町でも、人口増は続いておりますけれども、定住促進にも力を入れられ、過疎地域に対しての建設、子どもへの支援は進められております。福祉の村づくり、若者のための雇用の場の確保など、挙げれば切りがないほどたくさんありますけれども、大変なことはわかっておりますけれども、持ち前の村長の行動力と多岐にわたる人脈、運のよさをもって、村の発展のためにさらなる力を発揮していただきたい。また、できる人と私は信じております。

そこで、特に村長自身に今後の計画があれば、話せる範囲内でお聞かせいただければ幸いと存じます。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）先ほどは農業問題は余り触れませんでしたけれども、農業問題もシルクスイートに絹おとめとつけて、今、関西、中部方面に出荷しております。もう売れて売れて仕方がないと、物が足りないような状況で、

価格も安定し、ことしは過去にない最高の売上額ではなかろうかなというふうに言われております。里芋もまた値段がよくて、提案理由のときも言いましたように、まず万次郎かぼちゃについて、ニンニクも新規作物として取り入れるならばというふうに思っております。農業のほうにも力を注いでいきたいというふうに思います。

今後の計画と申されましたけれども、少しだけ今の村の県内においての状況、どのくらいあるのかということをお話させていただきたいというふうに思います。

人口も、若干ではございますけれどもふえております。そのことは、我々は西原村の自然環境やあるいは地域性、そして住みよい生活環境があるからこそ人口がふえているんじゃないかなと。九州の中で村という名前があって人口がふえているのは、私ども西原村だけということでございます。そういうことで、誇れることではなかろうかなというふうに思います。

また、そのほかにも随所にすばらしい結果が数字として示されておりますので、紹介したいと思います。

昨年の2月に発表されました内閣府による全国の市町村データが日本経済新聞に掲載をなされました。それによりますと、市町村経済指標ランキングで西原村が全国1位になっておることとでございます。このことは、農業、製造力、そしてまた地方財政など8つのデータをもとにして競争力の高い町、強い町を偏差値で示したものであり、私どもが日本一ということとは本当に誇れるものであるというふうに思います。

また、平成26年度の県下の45市町村の決算状況を見ますと、西原村は実質公債費比率では6.1%で、県下で6位ということとでございます。また、標準財政規模に対する地方債の割合、借金の割合は、県下でうちだけが標準財政規模より地方債が下ということと100%を切っております。西原村だけが切っておることと、西原村は県下で1位ということとあります。このことは、いかに借金の割合が少ないかということとあります。

一方、同じく今度は基金です。基金の割合は県下で7位でございます。そういう結果が出ています。これは、財政力は規模的に見れば確かに県下でトップクラスの位置にあるというふうに思います。この3つの項目を全て足しますと、総合的に順位をつけるならば県下で2位ということになると思います。この結果は、やはり経費削減と、そして村民の協力と議員さんを初めとする多くの方々の努力のたまものであるというふうに感謝するところでございます。

今後、このよき流れ、この勢いをさらに加速させ、西原村に生まれてよかったと、西原村に住んでよかったと思えるような夢の実現に向け、確実に歩み、維持、発展をさせていきたいというふうに考えております。そして、村民の皆さんとともに村づくりに邁進し、幸福感をしっかりとつかみ取りた

いというふうに考えます。

私の持論の中で、「夢は見るものでない、夢はかなえるもの」というふうにいつも言っておりますけれども、村民の方々の夢づくり、幸せ実感づくりに議員の皆様方とともにさらなるご指導をいただきますよう、そしてまたご協力いただきますようお願い申し上げまして、2回目の答弁を終わります。

○4番議員（西口義充君）ありがとうございます。

すばらしい財政状況ということで、村民の方も本当に安心していると思います。

3回目の質問をさせていただきます。

前回、ネット上での西原村の疑惑ということで、定例会の一般質問の折に林田議員より村長に対しての質問がありました。それに対する答弁もありましたが、また今回、西原村の各地域に村長に対しての内容の怪文書が配布されています。そもそも、怪文書は発行者が不明な状態で出回る事実上の匿名の文書であり、根拠不明の情報でありながら、読んだ者にもある種の影響を与えるためにいろいろ問題視されるものであります。

そこで、今回も村長の答弁をお聞きしたいと思っております。お願いします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）村の最高議決機関でありますこの議場で議論することではないかもしれませんが、曲げてお話をさせていただきたいというふうに思います。

確かに、議員が申されますように、林田議員の一般質問のとき、疑惑と言われる全てのことに對しお答えをしております。ところが、また最近、村の疑惑ということで怪文書が出回っているようであります。複数の住民の方々から、あん人が配ったよという実名を伴った報告も受けております。今、出馬表明をさせていただきましたが、この行為は村政を混乱に陥れる行為であり、そのほかの件も含め、今、警察のほうに相談をしているところでございます。この村の疑惑については、この神聖なる議場で一度話をしており、それを曲げての怪文書で、全く不可解な思いでございます。顔も見えない、名前も告げず、我が身を隠しての行動であります。まさしく怪文書の何物でもないと思います。堂々と名前を出していただけないかと思っているところでもございます。

ことは特に選挙の年、こういった嫌がらせの、また妨害ともとれるようなことがあるかもしれませんが、我々は正々堂々と職務を全うし、正道を進むのみというふうに自分の肝に銘じております。以上です。

○4番議員（西口義充君）次は、2番目の通告であります村有地財産の活用対策についてお伺いをいたします。

まず、宅地、雑種地4筆ありますけれども、桑鶴地区、泉力の湯跡、それ

から西原駐在所跡地、布田地区元学校職員借家跡、この件につきまして村長のお話を聞きたいと思います。

今のところ余り草はありませんけれども、年間の管理費用について、また、この土地の部分的な売却はあるのか。特に、この中で住民の方々が一番気にされております泉力の湯の跡地の問題、この活用についての伺いが結構問い合わせがございます。

昨年8月に、専門業者による建物の耐震性についての報告が村長よりございました。建物自体におきましては、私も見せていただきましたけれども、温泉等におきましてはほとんど木が腐っており、天井が落ちるんじゃないかなというような感じでもございました。これは大きなお金を出しておりますので、やっぱり早くどうか手をつけなければいけない部分があるのではないかなと思っておりますので、その点について村長の答弁をお願いします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）村有地財産活用対策についてということでございます。

まずは、本年度は管理を必要とする村有地が8カ所ございます。それに対して、委託料が74万9,520円で、去年は5月末と9月末の年2回、村有地雑草刈り払いを実施し、管理しております。これらの村有地の中で宅地として利用可能と考えます土地に対して、今後売却等の考えがあるかと、また今後、村有地の売却等に対し村民の方々からアンケートを実施するのかというご質問であります。まず、村有地売却に対する私の基本的な考えを3つに分けて申し上げます。

まず1つ目は、土地買受人が売却に当たって真に公共性を持った土地利用をなされるかどうか、その確証がとれること。2つ目に、売却する村有地の周囲の集落のご理解をいただけるものであるかどうか、その確証がとれること。最後に、土地買受人が社会的信用たる個人、また団体である確証がとれることとあります。まずはこれらの点が重要であると考えております。

議員もご存じのとおり、昨今におきましては本村で宗教問題等による土地問題が起きており、村としましても村有地売却等に対しては慎重に考えざるを得ません。そうは申し上げましても、このままの状態ではだめであることも当然認識をしております。村としても、今後は公共性を持った有効な土地利用・活用ができるように、議会の皆さんとともに今後慎重に進めていかねばならないというふうに考えておりますので、そこら辺はご理解いただきたいというふうに思います。

それから今、温泉施設のことを申されましたけれども、ここ二、三年は議員が申されますように大きく揺れ動きました。あの問題が発生してからは、何かしらどこまで信用していいやら不信感を払いのけられない思いもでございます。議員のご理解をいただきあの温泉施設を落札しましたが、そのこともそういった危機感があったのであります。今、3つの条件を申しましたが、

この人なら、この団体なら大丈夫と全てクリアしても、転売ということもございませう。名のある会社や社会的に皆が認めるなどありますが、その判断さえ厳しいものがあります。慎重に慎重を重ね行動しなければならないと思っております。

お尋ねの温泉施設であります。一般の方はあのままで温泉施設として利用できないかというお考えの方も少なくないと思いますが、議員もご存じのとおり、建物調査の結果では今の状態では利用不可となっております。利用となれば耐震補強の必要性があり、それに多額の費用を要します。費用対効果を考えるならば少し厳しいような感じもいたします。かなりのお金がかかるという話も聞きました。いろんなことを考慮すれば、あの施設は解体も含め利用法を考えねばならないと思われませう。あのままでも利用できるならば利用しますけれども、ひょっとすると解体も含めて検討しなければならないというふうに思ひませう。

何件かお話がございませう。しかし、現地を見た後、何も連絡がないのが今の現状でございませう。当面は、いろんな心配事もありますけれども、いましばらく様子を見させていただきたいと。あの施設を何かの施設に使いたいということで何回かおいでいただきましたけれども、どうぞ見てくださいと言ひませう、なかなかその後の返事がないということでありませう。現地を見れば、何かを始めたいという方がやはり一歩下がって帰られるということでありませうので、あの施設をあのままだ利用するには大変厳しいところがあるということでありませう、解体も当然考えなければならないというふうに思ひませう。そして、議員の皆さん方といろんなことを相談しながら話を進めていかなきゃならないというふうに思ひませうので、どうかよろしくお願ひいたします。

○4番議員（西口義充君）最後になりますけれども、やはり泉力の湯跡地の買収問題、余りにも問題が多過ぎませう。ここで私が質問をするのもどうかなと思ひませう。すぐに売却問題を出しても、これは結果がすぐ出る問題じゃないと思ひませうけれども、一応、村としての動きをどうするのかというのを把握しておきたいと思ひませうの質問でございませう。

時間もあと5分でございませうけれども、今後ますます村長が汗を出しながら村民のためにまた頑張っただけきたいと切に願ひ、私の質問を終わります。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午後 0時18分）

（午後 1時20分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第4号、西原村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整

備に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) お世話になります。議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号、西原村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

西原村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定することとする。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行に伴い、関係条例の規定を整備し、またあわせて字句の改正を行うため条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

内容のご説明をいたします。

お配りしております西原村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案の概要をごらんください。

条例改正の趣旨でございますが、平成26年6月に行政不服審査法が制定から52年ぶりに不服申し立て制度を抜本的に改正し、平成28年4月1日から施行されることとなっております。そのために関係条例の整備を行うものでございます。また、あわせて字句の改正をさせていただくものでございます。

改正の主な内容につきましては、国が行う関係省令の内容に準じて村基準条例を改正するもので、主な改正の内容といたしましては、不服申し立て構造の見直し、不服申し立ての種類を原則として審査請求に一元化するものでございます。また、審査請求期間を現行の60日等から3カ月に延長するものでございます。審理員制度の導入、現職に関与していない等の要件を満たす審理員が審理手続を主宰することとなっております。行政不服審査会等への諮問手続の新設につきましては、審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェックするというところでございます。

今回一部改正する条例につきましては、第1条、西原村行政手続条例、第2条、西原村情報公開条例、第3条、西原村個人情報保護条例、第4条、西原村税条例、第5条、西原村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の5つの条例でございます。

施行期日は平成28年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長（坂梨公介君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第4号、西原村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第5号、西原村行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号、西原村行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の制定について。

西原村行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例を次のように制定することとする。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第6項の規定により読みかえて適用する同条第4項等の規定に基づく手数料の徴収等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

お配りしております西原村行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例案の概要をあわせてごらんください。

条例改正の趣旨につきましては、議案第4号と同じく、制定から52年ぶりに不服申し立て制度を抜本的に改正する行政不服審査法公布に伴うものでございます。行政不服審査法第38条、審査請求人等による提出書類等の閲覧とございますけれども、これの第6項の規定により読みかえて適用する同条第4項等の規定に基づく手数料の徴収等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

主な内容につきましては、行政不服審査法及び選挙管理委員会に対する異議の申し出に係る準用等について定めるものでございます。審理員等に対し、提出書類等または当該書面もしくは当該書類の写しもしくは当該電子的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めたときの手数料について定めるものでございます。



手数料につきましては、A3サイズ以下用紙1枚につき10円、カラーで出力された用紙については50円、両面コピーは片面を1枚とし、A3サイズを超える用紙につきましてはA3サイズによる用紙を用いたものとした場合に必要となる枚数に換算して手数料の額を算定することとしております。手数料の額につきましては、西原村情報公開施行規則の別表第2の費用額と合わせております。

また、第3条は手数料の減免、第4条につきましては閲覧の手数料についてでございます。

この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）すみません、9番議員、宮田です。

これは常任委員会的时候にも説明を聞いておりますけれども、文言の解釈について、庁舎内でばらばらの見解があってはならないということで、本議場で質疑するというにしておりますので、質疑いたします。

一般の方は、全て資料をコピーするときにコピー代をいただいていくという手数料の関係の条例でございますけれども、中には、この文言で言いますと第3条「経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。」という文言です。その下に第3条2項、3項ということでもあります。

経済的困難という文言の解釈について、2項、3項におきましては、3項の中で生活保護法という法律の名称が出ておりますので、その他の該当者というのを庁舎内並びにこれは本当は国が一括して決めなければいけないような感じもしますけれども、西原村の場合ほどのあたりまでがそういう対象になるのか、明確に決めておられればお答え願えませんでしょうか。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）第3条の手数料の減免のところでございますけれども、審査請求の減免につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法施行令の第14条に手数料の減免というのがございます。それに基づいて、この条例を制定するものでございます。また、行政不服審査法施行令につきましても同じ条文となっております。

経済的困難の規定といたしましては、まず災害を受けられた方、それから、こちらに載っておりますように生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けておられる方及び生活保護受給可能な方を一応想定しておるところでございます。所得等だけでは判断できない部分もあるかと思っておりますので、一応、

それにつきましては今後、他の自治体等の状況も見ながら各課関係者のほうで検討させていただきなうと思っております。以上でございます。

○9番議員（宮田勝則君）ほぼ明確な回答をありがとうございました。

何しろ4月1日より施行する条例ということで、その辺、あと2週間程度あります。施行されてすぐこういう事例が出るということは考えにくいことでもありますけれども、災害等のお話もあったとおり、9月が選挙ですけれども、梅雨を1回通って選挙になってきます。いろんな形で情報公開請求、いろいろ現在あっておりますけれども、乱発されておるようです。こういった形で、ほかの方が、逆に言うと2,000円で限度額が済むならということではばんばん乱発される可能性もあります。そういったことだけではなく、村として、また県・国としての統一見解がなされるべきというところで質疑しましたけれども、今の答弁でいうと、災害を受けられて経済的に一時的に困窮しておるといった方と生活保護法関連の方ということでもありますので、納得しております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませうか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませうか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第5号、西原村行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第6号、西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明）

○税務課長（佐藤光弘君）議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成26年6月13日に、また、行

政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）が平成27年11月26日に公布され、いずれも平成28年4月1日から施行されるに伴い西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要がある。

これが、議案を提出する理由であります。

内容の説明をいたします。

主な内容については、新旧対照表と先日配付しております改正する条例の概要書、資料1をごらんください。

この改正の主な内容は、条例の概要資料の2及び新旧対照表の1ページの第4条をごらんください。この第4条の改正は、「住所」を「住所又は居所」に改正し、審査の申し出に係る処分の内容の追加など、審査申し出の内容の改正であります。

次に、新旧対照表の2ページの第6条の改正は、電子メールでの審査もできる書面審理の追加及び白黒コピーが片面で1枚につき10円、カラーコピーは片面で1枚につき50円支払っていただく手数料額の制定でございます。

新旧対照表の4ページの第11条の追加改正は、生活的困難と認めたときは、1件につき2,000円を限度として手数料を減免する手数料の減免の制定及び決定書の記載事項、署名、押印等を明文化する決定書の作成の内容の追加改正などであります。

この条例は、平成28年4月1日に施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）これは字句の訂正だろうと思いますけれども、提案理由のところの下から2行目です。「固定資産評価審査委員会条例の一部改正する必要がある」と。これが、ちょっと日本語的に「条例の一部改正する必要がある」か「条例の一部を改正する必要がある」か、いずれかに訂正したほうがいいのではないかと思います。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）ご指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおり、1文字漏れております。「一部を改正する必要がある」ということで訂正方よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第6号、西原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第7号、西原村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、西原村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)が公布され、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正の施行に伴い、条例の規定等を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由であります。

2ページの新旧対照表と、お配りしております条例の一部を改正する条例案の概要をあわせてごらんをいただきたいと思います。

改正の主な内容につきましては、国が行う関係省令の内容に準じて村基準条例を改正するものでございます。地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項について、人事評価などが追加され、勤務評定が削除されるための条例改正でございまして、第3条第6号中の「及び勤務成績の評定」を削り、(2)としまして「職員の人事評価の状況」、(5)としまして「職員の休業に関する状況」を追加し、第2号以降の番号を整理するものでございます。

西原村人事行政の運営等の状況につきましては、条例に基づき毎年公表をしているところでございますが、人事評価関係の地方公務員法の改正に伴いまして、総務省からの通知により、第3条の報告事項の改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第7号、西原村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第8号、西原村職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、西原村職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年3月7日、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

刑法の一部を改正する法律(平成25年法律第49号)が平成25年6月19日に公布され、3年を超えない範囲内で施行されることを鑑み、条例の規定等を改正し、またあわせて字句の改正を行うため条例の改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由であります。

2ページの新旧対照表と、お配りしております条例の一部を改正する条例の案の概要について一緒にごらんいただきたいと思います。

内容についてご説明いたします。

国が行う関係省令の内容に準じて村基準条例を改正するものでありまして、主な改正内容といたしましては、刑法の一部改正により、執行猶予が刑の全部の執行猶予と刑の一部の執行猶予に区分されることとなったことに伴いまして、第5条失職の特例の中で、刑の全部の猶予の場合に限るとするためでございます。また、第2項として、第1項の職を失わないものとされた職員がその刑の全部の執行猶予を取り消されたときは、その職を失うものの一項を加えるものでございます。

本条例を熊本県職員の分限の手続及び効果に関する条例に規定してある条

文等に照らし合わせ、字句の改正をあわせてさせていただくものでございます。

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）の施行の日から施行する。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第8号、西原村職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第9号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が公布され、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正の施行に伴う改正及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正等に伴い条例の規定等を改正し、またあわせて字句の訂正を行うため条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由であります。

内容のご説明をいたします。

2ページ目の新旧対照表と、配付しております条例の一部を改正する条例案の概要をごらんください。

今回の条例改正は、国が行う関係省令の内容に準じて村基準条例を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、地方公務員法の一部改正に伴いまして地方公務員法第24条第2項が削られまして、第3項から第6項を第2項から第5項に繰り上げられたことによる改正でございます。学校教育法の一部改正に伴いまして、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されること等によります改正でございます。

施行期日は平成28年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行の日以後の日を早出遅出勤務開始日とする改定後の西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規定の定めるところにより、当該請求を行うことができることとございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

すみません。義務教育学校、これは小中一貫校というのが学校に義務教育学校と定義されたということですが、義務教育と高等教育の一貫校が若干あると思えますけれども、そちらの定義はどのようになっていますか。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午後 1時52分）

（午後 1時54分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

副村長。

○副村長（内田安弘君）すみません、私のほうからお答えさせていただきます。

この条例の対象が小学校に就学している児童を対象とするということですので、特別支援学校を対象とする義務教育学校法は対象ということですが、ご質問にありました中高一貫校というのはそもそもこの条例の対象外ということですので、ある面では関係ない子どもたちになるかというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第9号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第10号、西原村証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号、西原村証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)が公布され、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の一部改正の施行に伴い、条例を改正する必要があるためでございます。

これが、この議案を提出する理由であります。

1ページをお願いいたします。

西原村証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

西原村証人等の実費弁償に関する条例(平成25年西原村条例第3号)の一部を次のように改正するというので、第1条中「第29条」を「第35条」に改める。

この条例は、平成28年4月1日から施行するとなっております。

国が行います関係省令の内容に準じ、村基準条例を改正させていただくものでございます。

改正内容につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正の施行に伴う法律第29条、第35条の改正でございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)



○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第10号、西原村証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第11号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

熊本県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、勤勉手当等の改定を行うとともに、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正及び行政不服審査法（平成26年法律第69号）の施行に伴い条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

内容の説明をいたします。

10ページ以降に新旧対照表を添付しております。また、お配りしております条例の一部を改正する条例案の概要をあわせてごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正の内容につきましては、第20条の勤勉手当の平成27年12月に支給される勤勉手当の支給月数を0.1カ月分、再任用にあつては0.05カ月分を引き上げる改定でございます。また、別表第1、行政職給料表の引き上げ改定を行うものでございます。給料引き上げにつきましては、新旧対照表でおわかりのとおり、若年層に重点を置いた改定でございます。初任給が2,500円、若年層も同程度の引き上げとなっております。そのほかのものについては1,100円引き上げを基本としてあります。

第2条、給料関係では、地方公務員法の一部改正に伴いまして地方公務員法第24条第2項が削られ、第3項から第6項を第2項から第5項に繰り上げられたことによる改正及び懲戒処分を受けたこと等の事由に該当したときの考慮についての追加を行っております。行政不服審査法の改正に伴います改

正を行っております。一般職の職員の平成28年4月以降の勤勉手当について、6月期の支給月数を0.05カ月分、再任用職員にあっては0.025カ月分を引き上げ、12月期の支給月数を0.05カ月分、再任用職員にあっては0.025カ月分を引き下げる改定を行うものでございます。

施行期日につきましては、第2条の規定につきましては平成28年4月1日から施行する。第1条の規定につきましては平成27年4月1日から施行する。第6項の給料の切りかえに伴う経過措置につきましては、国の給与制度の総合的見直しにつきましては、平均2%引き下げるものでありまして、国の現給保障が平成30年3月まででございまして、平成30年4月から完全実施されることから、熊本県においても平成30年3月31日までの間、同一の給料表の適用を受ける職員の給料月額とその差額に相当する額を給料として支給する現給保障でございまして、

熊本県人事委員会の勧告によりまして熊本県に合わせて給料改定を行っておりますので、現給保障につきましても提案をさせていただいたものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第11号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第12号、西原村一般職の職員の降給に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号、西原村一般職の職員の降給に関する条例の制定について。

西原村一般職の職員の降給に関する条例を次のように制定することとする。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法

律第34号)が公布され、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正の施行に伴い、条例を制定する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

内容の説明をいたします。

お配りしております条例案の概要をごらんいただきたいと思っております。

今回の改正は、国が行う関係省令の内容に準じて村基準条例を制定するものでございます。

地方公務員法第15条の2、定義において、降任を、職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することと定義したことに伴いまして、従来、解釈上降任に該当すると解されてきました降任を伴わない降格、職員の意に反して当該職員の職務の給を同一の給料表の下位の職務の級に変更することでございますが、例えば5級の審議員が4級の審議員に変更すること等でございます。こちらにつきましては地方公務員法第27条第2項に規定する降給をいいますけれども、これに該当することとなったためでございます。

また、降号、職員の意に反して当該職員の号給を同一職務級の下位の号給に変更することにつきましては、従前どおり降給に該当するものであることから、条例の制定を行うものでございます。

今回の条例の制定につきましては、人事評価制度を導入することにあわせ、勤務実績がよくない場合の判断について、人事評価及び勤務の状況を示す事実を照らしていくことを明確にし、能力及び実績に基づく人事管理を行うものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第12号、西原村一般職の職員の降給に関する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第13号、西原村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号、西原村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)が公布され、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正の施行に伴い、条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

内容の説明をいたします。

2ページの新旧対照表をごらんください。

国が行います関係省令の内容に準じ、村基準条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い地方公務員法第24条第2項、給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準が削られ、第3項から第6項を第2項から第5項に繰り上げるものでございます。

施行期日は平成28年4月1日となっております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第13号、西原村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第14号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明)

○**税務課長（佐藤光弘君）** 議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第33号）が平成28年1月29日に公布され、平成28年4月1日から施行されるに伴い西原村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があります。

これが、議案を提出する理由であります。

内容についてご説明いたします。

主な内容については、新旧対照表と、先ほど差しかえをお願いしました改正する条例の概要資料をごらんください。

この改正の主な内容は、条例資料の2及び新旧対照表の1ページ、第2条をごらんください。

第2条の改正は、国民健康保険税の基礎賦課額の限度額を「52万円」から「54万円」に、後期高齢者支援金等賦課金の限度額を「17万円」から「19万円」に改正するものであります。

次に、新旧対照表の1ページ、2ページの第23条の改正は、被保険者均等割及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準を、5割軽減の基準を「26万円」から「26万5,000円」へ、2割軽減の基準を「47万円」から「48万円」に改正し、また高額医療費制度及び高額介護合算療養費制度において自己負担額限度額を低く設定される低所得者の判定基準のうち、特例対象被保険者の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について改正するものであります。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○**議長（坂梨公介君）** 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○**議長（坂梨公介君）** 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○**議長（坂梨公介君）** 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第14号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ

いて原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、次の会議は11日午前10時より議事日程第3号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 2時17分 散 会

第 3 号 ( 3 月 1 1 日 )

## 平成28年第1回西原村議会定例会会議録

平成28年3月11日、平成28年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成28年3月11日（金曜日） 議事日程第3号

- 日程第 1 議案第15号 西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第16号 西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第17号 西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第18号 工事請負変更契約の締結について（日向・葉山・医王寺地区ほ場整備（2工区）工事）
- 日程第 5 議案第19号 工事請負変更契約の締結について（日向・葉山・医王寺地区ほ場整備（3工区）工事）
- 日程第 6 議案第20号 工事請負変更契約の締結について（鳥子工業団地第2調整池整備工事）
- 日程第 7 議案第21号 熊本市及び西原村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 日程第 8 議案第22号 熊本広域行政不服審査会の共同設置について
- 日程第 9 議案第23号 公の施設の他の団体の利用に関する協定について



て

- 日程第10 議案第24号 指定管理者の指定について（西原村構造改善センター）
- 日程第11 議案第25号 指定管理者の指定について（西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設）
- 日程第12 議案第26号 指定管理者の指定について（にしはらオーガニックセンター）
- 日程第13 議案第27号 平成27年度西原村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第14 議案第28号 平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第29号 平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第30号 平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第31号 平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第32号 平成27年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	榎 原 加 奈 子 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	泉田元宏君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	西山春作君
保育園長	園田久美代君

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第15号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）それでは、議案第15号について説明いたします。

議案第15号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴い、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、別に西原村地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要をお配りしておりますが、これにより説明をさせていただきます。

内容ですけれども、条例改正の趣旨といたしまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が改正され、通所介護のうち利用定員が18名以下の小規模な通所介護事業所及び利用定員が9名以下の療養通所介護事業所のサービスを新たな地域密着型サービスと位置づける改正が平成28年4月1日に施行されることから、所要の改正をする必要がありますので、関係条例の整備を行います。

内容についてですけれども、国が行う関係省令の改正内容に準じて条例を改正するものでございます。

主な省令等の改正の内容は、地域密着型通所介護の基準の追加ということ

です。

条例の一部を改正する条例についてでございますが、新旧対照表の31ページから、第3章の2、地域密着型通所介護の1章を加えるということになっております。この関係が52ページまでございます。通所介護につきましては、通所施設で食事や入浴などの日常生活向上のための支援を行うということでございます。そして、第3章の2に地域密着型通所介護を加えたことによりまして、第4章以降の内容が同じ条文については削除し、第3章の2の関係条文を準用する規定を加えるということでございます。

施行期日は平成28年4月1日でございます。以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第15号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第16号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）それでは、議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する

こととする。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴い、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるとございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆さんにお配りしております別紙により説明をいたします。一部を改正する条例案の概要をごらんください。

まず、条例改正の趣旨でございますけれども、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が改正され、認知症対応型通所介護の基準について、地域との連携や運営の透明性を確保するために運営推進会議の設置を規定するなど、地域密着型通所介護の基準を踏まえて地域との連携に関する規定が追加されたことから、所要の改正を行う必要があるとございます。

2番の内容ですけれども、国が行う関係省令の改正内容に準じて条例を改正するということです。主な基準省令の改正の内容については、介護予防の認知症対応型通所介護に地域との連携に関する規定の追加、運営推進会議の追加等でございます。それにより、今回、一部を改正する条例で、議案の中では4ページのところに主な部分がありますけれども、地域との連携等というところです。この第39条第1項及び第2項に、介護の提供に当たっては、運営推進会議を設置し、必要な要望、助言を聞き、記録を作成し、公表するというものでございます。

第39条第1項及び第2項を追加したことにより、第40条以降の内容が同じ条文については削除いたしまして、第39条に準用する規定を加えるというものでございます。ここは新旧対照表の5ページ以降でございます。

施行期日は平成28年4月1日でございます。以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

国の法律の改正でとやかく言うあれではありませんけれども、参考資料の運営推進会議の構成員に成年後見人というのが入っていないのかなと思って、後でも結構ですから。別紙でもらっている運営推進会議の構成員というところ

ろに認知症関係と書いてありますので、もともとが。成年後見人というのは入っていないのか、何でかなと思って。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（西山春作君）今のところは、国の省令等では推進会議の構成員としては、下のほうに参考として書かれておりますけれども、その分になります。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第16号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第17号、西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）それでは、議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆さんにお配りしております別紙、西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要により説明をいたします。概要のほうをごらんください。



条例改正の趣旨でございますけれども、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、地域包括支援センターの職員数の基準が改正されたので、関係条例の整備を行うものでございます。

内容では、国が行う関係省令の改正内容に準じて条例を改正するものでございます。

主な基準省令の改正内容は、配置すべき専らその職務に従事する常勤の主任介護支援専門員は、主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者とされたものでございます。

一部を改正する条例は、新旧対照表では2ページの下の方になりますけれども第3条第3号になります。「主任介護支援専門員研修を修了した者」というのを「主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」という部分を加えております。

施行期日でございますが、平成28年4月1日です。以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第17号、西原村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

日程第4と日程第5は関連しますので、議案第18号、第19号、工事請負変更契約の締結について（日向・葉山・医王寺地区ほ場整備（2工区）（3工区）工事）を一括して議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第18号について説明いたします。

議案第18号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、日向・葉山・医王寺地区ほ場整備（2工区）工事。

2、変更前契約金額5,050万5,120円（税抜き額4,676万4,000円）、変更後契約金額5,362万9,560円（税抜き額4,965万7,000円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086、会社名、有限会社堀田建設、代表者堀田賢司。

4、変更後の工期、平成27年7月24日から平成28年3月25日まで。

続きまして、関連がございますので議案第19号について説明させていただきます。

議案第19号。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、日向・葉山・医王寺地区ほ場整備（3工区）工事。

2、変更前契約金額7,567万4,520円（税抜き額7,006万9,000円）、変更後契約金額8,220万4,200円（税抜き額7,611万5,000円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086、会社名、有限会社堀田建設、代表者堀田賢司。

4、変更後の工期、平成27年7月24日から平成28年3月25日まで。

今回ご提案させていただきました2つの議案につきましては、関連がありますので一括して変更の理由を説明させていただきます。

日向・葉山・医王寺地区ほ場整備2工区、3工区工事につきましては、平成27年7月第2回臨時議会におきまして契約締結の議決をいただき、平成28年2月第2回臨時議会におきまして工期の変更契約締結の議決をいただいたところであります。

今回は、請負契約金額の変更をお願いするものでございます。

主な内容といたしまして、2工区、3工区ともに第2回臨時議会におきまして工期の変更を理由として挙げさせていただきました。多数の巨石の発生により、2工区におきましては890m<sup>3</sup>の岩破碎及び埋め戻しの処理に約230万円の増額、3工区につきましては1,240m<sup>3</sup>の岩破碎、処理等に約330万円の増額になりました。また、土砂移動運搬機械として、当初スクレープドーザー（メンク）での施工としておりましたが、さきに述べた巨石の発生によりメ

ンクでの施工が不可能となり、土砂運搬機械を不陸地運搬機械（キャリア）へ使用機械を変更いたしましたので、両工区にて増額になりました。

さらに、3工区におきましては、当初は用水路を完全に止め施工を行うところでありましたが、地元区長、地元換地委員さんにより水路については防火用水も兼ねているので止めないでもらいたいとの申し入れがあり、施工業者との協議の結果、水を止めないと施工が不可能なため、仮設水路に水かえを行いながらの施工となり、約170万円の増額となりました。これが主な理由でございます。

ほかにも2工区、3工区ともに雑工事において変更が生じ、今回の変更請負金額となっております。以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）6番、山下です。

鳥子工業団地第2調整池整備工事……（「違う。それは違う」の声）これ違うと。

○議長（坂梨公介君）今、日程が違う。（「すみません」の声）

ほかにごございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第18号、第19号を一括して採決します。

議案第18号、第19号、工事請負変更契約の締結について（日向・葉山・医王寺地区ほ場整備（2工区）（3工区）工事）を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第18号、第19号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第20号、工事請負変更契約の締結について（鳥子工業団地第2調整池整備工事）を議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第20号についてご説明いたします。

議案第20号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり公共工事変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項

第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、鳥子工業団地第2調整池整備工事。

2、変更前契約金額4,847万400円（税抜き額4,488万円）、変更後の契約金額5,900万9,846円（税抜き額5,463万8,747円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710、会社名、日置工業株式会社、代表者、代表取締役日置一登。

4、変更前の工期、平成28年2月1日から平成28年3月28日まで。変更後の工期、平成28年2月1日から平成28年6月30日まで。

今回提案しております議案につきましては、平成28年1月第1回臨時議会におきまして契約締結の議決をいただいたところでございます。今回は、請負契約金額の変更、工期の変更をお願いするものでございます。

契約金額の変更につきまして、主な理由といたしまして、配付しております図面、産業教育常任委員さんには先に配付をしておりますが、お持ちでしょうか。配付しております図面の赤色の部分でございます。調整池管理道路として平成28年度で発注予定でございましたが、将来的に調整池の管理のため、前倒しで今回工事をいたしたく提案させていただくものでございます。

この道路におきましては、鳥子工業団地内の企業の工場増設等の予定もあり、図面の上部のほうにありますように、将来的に鳥子団地4号線の付け替え道路の一部でもございます。

図面上部の道路につきましては、現在、企画商工課において用地交渉中でございます。今回提案の箇所につきましては、用地も済んでおり、提案させていただくものでございます。延長が約150m、道路側溝の布設、仮設と路盤までの仕上げで約905万円の増額でございます。

また、図面2枚目でございますが、こちらのほうも、懸案でありました鳥子工業団地第1調整池において、完成以来一度も草刈り、しゅんせつを行っておらず、今年の台風と思われる杉の木、雑木等も大きくなっており、倒れかけております。今回、距離も近く、機械も来ておりますし、経費も安くできますので、調整池内の立木及び雑木の除去、配付図面のとおり、調整池内の排水口であります西側を30cm剥ぎ取り、東側へ20cm敷きならす工事をさせていただきたく提案させていただくものです。こちらのほうが約149万円の増額でございます。

次に、工期の変更につきましては、繰り越しをさせていただき、工事金額に応じた適正工期をとるための工期変更でございます。以上でございます。

ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑ございませんか。

6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）6番、山下です。

鳥子工業団地第2調整池整備工事の件ですけれども、地図からいいますと南側のほうに農道が走っております。雨水が、東側の農地からこの道を通って用水路に流れます。一つは、この排水が調整池に入るのか、それとも、山西小学校、万徳新所線の用水路が今できております。これに入れるのかが一つと、それと農道に対して工事が3月29日までありますけれども、この間、ちょうどそのころにカラリモ植えとかありますが、そういうところに支障はないのか、その2件をお伺いしたいです。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）農道からの排水については、前回、契約締結のときだったかと思いますが、高本課長のほうからこの辺の流域も拾いますと、ある程度。以前もありましたけれども、工業団地を将来的に東側に延ばすならということで、この辺の流域もたしか入っているということで企画課長のほうから答弁があったんじゃないかなと思ったんですけれども、一応、流域のほうに、この調整池に入るようにしてあります。

それから、作業に支障はないのかということで、ひとまず今回、赤色の部分につきましては、現在道路がある部分ではございません。上のほうの農作業への支障ですか。上のほうの4号線、図面には載っておりますけれども、まだ今回は施工はいたしませんので、その辺の作業に支障はないかと思いません。以上です。

○議長（坂梨公介君）6番、山下議員、どうぞ。

○6番議員（山下一義君）ということは、今後はこれから西側のほうの農道については水は流れないということですね、入れるんだったら。排水は。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまのご質問でございますけれども、前日も議会の中でも説明したと思います。調整池の開発行為を得るために区域を設定させていただいておるわけですけれども、今、産業課のほうからお示しされている地図を見ますと、これの北側というか上側のほうの農地については調整池に入るように、分水からいきますと当然入ってまいります。西側については、1件民地がございますけれども、こっちから西についてはもうそのまま分水で下のほうの村道まで行くと、畑を経由して。調整池の東側になりますけれども、農道が1本、東側のほうにずっと通っております。この農道に入った部分については、調整池に入るような高低差じゃございませんので、これは入りません。調整池の北側については、ある程度、拾える部分については入れるようにしております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員、村上です。

今、産業課長が説明されましたが、金額でいくと約1,050万円ほどの増額で適正工期をもってというような答弁で、これでいいますと3月28日から6月30日、約3カ月間丸々の工期延長になっておるわけですが、じゃ4,800万円に対しては2カ月の工期で、1,150万円に対して3カ月の工期の延長を見ていると、これが適正工期というような解釈でしょうね。

じゃ、それはそれとしてそのまま受けとめますが、2月1日から3月28日までの当初契約で進捗率は今何%まで進んでいますか、お答えください。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）進捗率でいくと、測量、丁張り、それから掘削を始めておりますので、パーセンテージで、ちょっとその辺正確には申せませんが、10%以下かなと思っております。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3月28日、あと15日足らずしかないということで、4,800万円の請負契約額に対してもかなりその当時に無理があっているんじゃないかなというふうにも思います。1,050万円に対して3カ月の工期延長を認めるというならば、当初契約の3月28日というのも繰り越しをかけて初めから契約すべきじゃなかったかなというふうにも私ながら個人的には考えますが、とりあえず丁張りをかけて掘削の段階に入っておるというようなことですが、面的工事はまだ0でしょう。どうでしょうか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）現在も掘削工事のほうは始められております。現場のほうに仮設道といいますか、4号線からの進入道路もつくっておられますし、昨日ちょっと私もいろいろ回ってきましたけれども、掘削工事を始められております。以上です。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）じゃ、くどくなりますので、工期についても金額的に適正工期というのは、これは確かに必要だと思いますが、当初の工期の設定について4,800万円に対して2カ月間、あと1,050万円に対して3カ月間の工期延期と。工事箇所もさっき何カ所か、近くに重機が来るからというふうなことも言われたんですが、それを十分今から考慮されて、適正工期を守っていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）議員が申されますように、2月1日から3月28日までの工期ということで、当初契約は年度末までの契約をするのが通常でございます。（「わかります」の声）はい。だから、それまでが4,800万円じゃなくして、これは当初から繰り越しありきの契約でございますので、総合的に見て6月30日までが総体的な金額の契約ということで、それが適正工期という

こととございます。最初の3月28日までが工期ではございませんので、これは3月の初めに入札しても3月末まで契約すること、そして繰り越しをかけて工期の延長をするということが通常でございますので、そこにはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第20号、工事請負変更契約の締結について（鳥子工業団地第2調整池整備工事）を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第21号、熊本市及び西原村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○企画商工課長（高本孝嗣君）おはようございます。それでは、議案第21号を説明させていただきます。

議案第21号、熊本市及び西原村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、熊本市と西原村との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、熊本市と西原村との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、村議会の議決を求める必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

今回の連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結については、連携協約（地方自治法第252条の2第1項）を締結することにより、連携中枢都市圏を形成し、圏域の活性化を図ろうとする構想であります。

構想については、人口減少、少子高齢社会にあっても地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地域圏において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市熊本

市が、近隣の17市町村との総体の連携を行い、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点形成するものであります。

取り組みといたしましては、次のページの第3条を見ていただきたいと思います。

政策分野ごとに別表第1から第3まで定めてあります。

まず、圏域全体の経済成長の牽引に係る政策分野として、別表第1に記載されるリーディング産業の育成、6次産業化及び農商工連携の推進などがあります。

次に、高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野として、別表第2に高度な医療サービスの提供、中心拠点施設の整備などがあります。

最後に、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野として別表第3に記載されており、さらに生活機能の強化に係る政策分野、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、圏域のマネジメント能力の強化に係る政策分野で構成されております。

締結については、当面5カ年での取り組みの計画でございます。

以上、議員各位におかれましては、ご審議の上、よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）質疑といいますより、今後注意していただきたいと思います。申すことを申し上げます。

熊本市と連携することにより、いろんなことが有利になることはわかります。しかしながら、例えば菊池市は泗水町が人口がふえております。山間部は減っております。宇城市も一緒です。やっぱり町々の近辺が人口がふえて、田舎は減っております。八代市も一緒です。八代市及び鏡町が人口がやたらふえております。そういうのがありますものですから、取り組みは大事けれども慎重に取り組んで、やっぱり熊本市集中に、今、西原村も人口はふえていますけれども、なかなかいっぱいいいところ。そこら辺は、そういうことが現実に起こっているということに気をつけながら頑張りたいと思っています。以上です。

○議長（坂梨公介君）提案ですか。

○2番議員（中西義信君）はい。

○議長（坂梨公介君）ほかにごございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

熊本市との連携協約ということで、これは平成27年度の冒頭から入ったのか中途から入ったのかちょっとわかりませんが、熊本市さんがお声を



かけながら近隣市町村にお話を広げていったような経緯があるかと思えます。メリット等は幾分あるかと思えますけれども、そのメリットをうまく生かしつつやっていたきたい事業、連携協定であります。何しろ、言葉で書いてありますけれども、内容が全くわからんものを立てとか座れとかという判断をするのは非常に難しいんです。各課の担当職員は優秀でありますから、その駆け引きは十分なされてのことだと思えます。

ただ、私どもに資料を配られたやつが、余りに内容的に乏しい内容が書いてあります。当たり前の羅列が書いてあるだけで、具体的には何もわかりません。参考までに、各課長、こういうことをやりますという自分のところの一つのセールスポイントで構いません。一言ずつ述べてもらえませんか。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）それでは、総務課関係のほうをご説明させていただきますと思います。

まず、総務課関係でございますけれども、これは平成26年4月からもう既に事務委託をしております消防広域化のほうでございます。今回、熊本市さんのほうから、現在実施しておる消防広域化の事務委託をこちらの計画の中に入れてほしいということでございましたので、その分を計上させていただいております。

それから、2点目といたしましては地域公共交通網の形成ということでございまして、こちらにつきましてはパーク・アンド・ライド、要するにイオンモール熊本とゆめタウン光の森、こちらのほうまで自家用車でアクセスしていただいて、そちらのほうに駐車場を設けて、それから先を熊本市のほうに向けて公共交通機関に乗りかえて目的地まで移動する方法でございます。

ちなみに、嘉島町にありますイオンモール熊本におきましては、50台分の駐車場のスペースを確保するというところでございます。また、ゆめタウン光の森につきましては100台のスペースを確保するというところでございます。

本村にどれだけのメリットがあるかというのはまだ確かではありませんけれども、予算も西原村が負担することもないということで、できればグランメッセあたりもこういう対象になるのか、そういうことも今後検討させていただきたいと思えます。

それから、3点目といたしましては、今度の議案第22号でご説明させていただきます広域行政不服審査会、こちらのほうの共同設置を計画させていただいているところです。以上3点でございます。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）企画については、連携中枢都市圏についてのまとめでございますけれども、我が企画商工課におきましてもその中に分野が入っています。特に産学連携支援事業ということで、圏域等の事業者に対して産学連携により新事業の創出を支援するために産学連携のコーディネータ

一を配置したり、日常的な産学連携ニーズ等に対応するとともに、大学教授等の研究施設を地場産業の方々と一緒に学ぶというようなことをございます。中小企業の知的資産の経営の推進または技術力向上の支援というようなこともこの中に盛り込んでございます。

中身についての今後の構想については、お互いが熊本市とそれぞれの市町村と連携するわけですが、西原村と熊本市におけるそういった、仮に中小企業のやつを例に例えますならば、ブランド力のノウハウなどネットワーク等を含めた知的資産を熊本市と一緒に進んで推進し、経営の安定化、製品のサービスの付加価値などを図ることができるようにお互いがお話をしていくというような参加型になりますので、一概にこれを結んだけんすぐそれを対応するということではございませんけれども、一応、企画としてはそういった事業の中身を今から今後また詰めていくというふうな形をとってございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）産業課といたしましては、ちょっと幅が広うございます、いろいろ事業があるわけですが、販路拡大あるいは魅力発信、レストラン等への提供とかあるわけですが、村長が先ほど言われましたように、うちとしてはブランド化につきましてはシルクスイートを絹おとめということで独自に進めてございますし、また今後、万次郎かぼちゃあるいはニンニクにいたしましても西原村で独自に売っていくならというような部分もございます、どこまで連携していいのかわ、ちょっと悩んでいるところもございます。

一番農業部門で力を入れたたいのは新規就農者の支援ということで、就農新規希望者のほ場における農業体験とか農家研修、その辺について広域で、それぞれの地域の特産あるいはそういう部分で何か新規就農者が勉強されて、西原村は結構新規就農のほうかふえてございますので、その辺を重点的にやっていきたいと考えてございますし、また道路に関しましては、現時点で中九州横断道路とか57号の期成会とか、これは熊本市と連携している部分が多うございますので、これは引き続きそのまま、それがこの中に入ったというようなことをございますので、引き続きこの協議会については続けたいと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（西山春作君）住民課関係におきましては、地域医療の充実、子育て支援の充実、高齢者、障害者等への支援、DV被害者への支援等ということで、熊本市と連携中枢都市圏を形成する町村と連携しながら行うということで考えているところかです。

内容的には、医療、介護の健康サービス等の支援とか、熊本市民病院における母子医療センターの活用とかがんサポートセンターの活用について、西

原村も使わせていただく立場にはなりますけれども、それに伴って私たちのところでは、その相談事業について住民の方に周知を行っていくというような形です。費用については熊本市が負担というような計画になっております。

それから、圏域全体の生活関連サービスで地域医療の充実等になりますけれども、これも、従来熊本市が行っております在宅医療に関する講演会等とか、西原村としてもそこを活用させていただくような部分がある面については連携してそれを活用させていただいたほうが、住民の方についても利便性が図られるというふうな部分について協定を行う予定にしております。

子育て支援につきましては、熊本市の現代美術館にある街なか子育てひろば等の活用とかそういうのもございますし、病児・病後児保育においても、近隣町村でそれができるところに西原村としてもそれが利用できれば利便性も増すのかなというふうに思っております。

それから、あとは高齢者、障害者等への支援についても、熊本市が従来行っております虐待等に関する通報等についての受け付けとかについても利用できますので、そういうところで住民の方の活用をうちのほうでは周知させていただくならと思っております。

もう少しありますけれども、全体的にそういうような形で、熊本市が行っている部分、また連携都市と連携ができる部分について協力して、住民の方々の活用に少しでも寄与できるならというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）教育委員会としましては、議案第23号にも一応出しておりますけれども、図書室の相互利用、あと各博物館とか記念館とかにおきましての熊本市が行われます主催講座、これへの参加等ができるんではないかと考えております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）税務課としましては余り内容的にはないんです。これは各課一緒だと思いますけれども、8ページにあります圏域マネジメント能力の高い職員を育成するための職員の資質、公務能力の向上ということで、レベルアップができた職員がますますふえるということであるならば税務課としても非常にいいことじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）各課長、説明ありがとうございました。

こういう5カ年間の協定を結ぶわけですけれども、短期間にいろんな話を煮詰めていったという経緯もあるかと思えます。やはり小さな自治体の職員の能力と大きな熊本市の職員、また範囲的にもいろいろ知識的にも違うとい

う中で交渉していった、今回このように今から5年間始めますよという協定であります、交付税措置が幾分あるということで、途中この分野だけ離脱とか、その辺がちょっと明白じゃありませんけれども、できないのだろうというふうに推測しております。

また、途中でこれはうちもかたらせていただきたいというやつが、隣町は入っておつてもうちはそこに入っていないというのが若干ありまして、一般質問でありました学校給食関係の連携等を含めると、大津町さんは丸がついておつたようで、玉東町さんとかも丸がついていますけれども、西原村は丸がついていないといったり、本村のずっとの課題、公共交通機関の持続可能な地域交通網の成形ということで、先ほど総務課長はパーク・アンド・ライド構想の中でマイカー通勤者、マイカーで市内に行く方をどこかで一度受けて、熊本市内にマイカーの集中を避けるというようなパターンの例を述べておられます。

そもそもうちに関連するやつは、公共の交通機関、村長がその代案として福祉タクシーということで精力的にやられておりますけれども、熊本市内に直通するバスが堂園小森線経由の1路線しかない。それもぽつぽつと走るバスでございます。幹線道路、主要の熊本市、益城町を通る熊本高森線を通るバスに関しましては、やはり中継されて益城町までということで、この中でその辺も内容見ますと、熊本市が交通事業者という内容です。各自治体はそれに対して熊本市と協議をせないかんという話ですので、この辺の内容の詰め方もちょっと甘かったのかなど。事業者と各自治体も入れて全体を立案するような形に、今後、協議の中ですり寄らせて、こちらから言っていたきたいというふうに思います。

その辺、修正協議等がこの5年間ずっとあるわけですけれども、修正協議等がずっと出てきて、その辺も可能なのか。少しわかればいいですけれども、今、バスで言いましたけれども、頭は企画よね。ちょっとお願いします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）今回の連携中枢の契約については、当然ながら一個一個の契約というのは最初に話もあったそうですけれども、連携中枢都市圏の構想については、全部を構想の中に入れ込んで、結ぶ結ばないというのはその中でお話を協議していくということでございます。予算についても、その中である程度枠をとった中で協約の中身についてございますので、途中で変更があったからといって、また議会の議決が必要になるようなことではございません。ただいま宮田議員がおっしゃいましたように、交通網あたりの整備の話が出ていけば、それはお互いでまたこの協約の中で話を進めていくというのは可能でございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

議会は今後は通っていかないということですので、ひとつ提案を含めて村長に答弁を求めたいと思いますが、よろございますか。

広域的な道路網の構築ということで、主に主要国道、また熊本市の北回りバイパスとか、その辺の路線を書いています。広域的な道路網の構築という名前で補助事業関係がもう出てきております。昔、緊急道路整備事業ということで国の補助金が100%充当される事業がありましたけれども、今その辺が地域地域を結ぶ基幹道路ということで、熊本県も。村長がお墨つきの堂園小森線、広域連携道路ということで予算が多額についているというところです。

村の直轄事業は村道3路線、これは補助事業を使ってやっておりますけれども、先ほどのパーク・アンド・ライド構想の熊本市との連携の中でグランメッセと少しお話も出ました。今、益城町がグランメッセから熊本空港まで道路を持ってきました。これは地域再生道路という形でやっておりますけれども、西原村の農免道路との延長線上ということ。広域的な考え方を持っていけば、この辺の側溝を入れかえて舗装を直されましたけれども、向こうと比べればやはり幅員が狭いということが欠点です。そういった形で、堂園小森線、西原村は難航していますよね、まだ。そういったことで、同じ広域連携という幹線道路のお話ですので、持っていけはしないかと思っております。村長が村道3路線の完了後、補助事業系の幹線道路、生活道路は日ごろよりされておりますけれども、幹線道路関係をどのように考えておられますか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）堂園小森線は、これは西原村の道路ではない。県道であっても西原村だけの道路ではない。高森町、南阿蘇村、広域的な道路と。そしてまた、熊本空港が防災拠点ということですので、そこら辺も絡めて県のほうにはお願いしたいというふうに思っております。おかげで平成28年度、4億円ちょっとぐらいの予算をつけていただいております。ということで、昨年よりかなりの金額をいただいておりますので、そこら辺はそこら辺で進めていかなきゃならないということでございます。

まず当面、幹線道路、要するに熊本高森線、堂園小森線、そしてまた農免道路、議員が申されますように地域再生道路として益城がかかっております。あの道路も益城町にどれだけメリットがあるのかと考えておったときに、逆に我々のほうにメリットがあるということで、空港に行くにも駐車場に行くにも大分近道になるんじゃないかなということでございます。益城町につくっていただいて、我々は感謝しなきゃならないというような思いでございます。その後、益城町がつくった後、それから東のほうでしょう。それを、これは村の道でございますので、村が補助金等何かございましたら、そちらのほうで対策をとっていきたいと。

まずは、当面大きな事業がございますので、その事業が終わるまで、すぐには着手できないところもあるかと思えますけれども、そのために交付金等を利用した舗装の打ちかえ工事とかやっております。いましばらくその辺は、あの道路を広くする思いはございます。ちょうど役場堤下線も開通すればあちらから流れてくる車も多分あると思えますので、それを含めて、通称農免道路でございませぬけれども、あれの道路も拡充していかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませぬか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

結婚サポートと申しますか、今少子高齢化ということで叫ばれておりました、西口議員も一般質問で取り上げられたと思えますけれども、その際は阿蘇広域で何か検討してはどうかということでもございました。せつかくこのように熊本市との連携ということになりますならば、やはり結婚サポートという、どこにどういう独身男女がおられてなかなか縁がないとか、見渡しましても職場職場においては働く女性もなかなか結婚相手を見つける機会がないという、そういうふうな悩みもあちこちから聞こえてくるような状況です。そうしたときに、熊本市とそういったシステムというか、またいろんな企画、出会いの場を提供するとか、そういったことも今後検討してはどうかというふうに思えますけれども、その点ではいかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまのお話をいたしますと、せんだつての議会の中の質問もあつたかと思えますけれども、広域的にということでも阿蘇郡の話もされました。今回の場合は熊本市と相対での連携中枢ということでもございまして、このメニューの中にはこういったものは一切入ってございませぬ。話す機会がございましたらそういった話も出てきたらと思えますけれども、今まで私は会議に何回か行つておりますけれども、こういった人材の交流会、そういった形のやつは今までございませぬ。

冒頭に申し上げましたように、それぞれの人口ビジョンをできるだけ減らさないようにするために、それぞれの住みやすい環境をつくるということが第一前提でございませぬので、その辺はお互いの市町村で協議をしていくということで、これはまた別物というふうに解釈しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませぬか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませぬか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第21号、熊本市及び西原村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時15分）

（午前11時25分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

その前に、産業課長より字句の訂正で発言を求めます。

○産業課長（海東義朗君）済みません。先ほどご議決いただきました議案第20号でございます。その中の記の部分で4番目、一番下でございます。読んで「契約前の工期」といたしておりましたが、「変更前の工期」、変更に変更に修正よろしくお願ひします。済みません、よろしくお願ひします。

○議長（坂梨公介君）日程第8、議案第22号、熊本広域行政不服審査会の共同設置についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）お世話になります。議案第22号についてご説明いたします。

議案第22号、熊本広域行政不服審査会の共同設置について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関として熊本広域行政不服審査会を熊本市、阿蘇市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村が共同して設置するため、協議により別紙のとおり規約を定める。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

熊本広域行政不服審査会の共同設置について、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき、議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

内容のご説明をいたします。次のページ、熊本広域行政不服審査会共同設置規約をごらんください。

第2条、名称につきましては熊本広域行政不服審査会となっております。

第3条、審査会の組織につきましては、委員——専門委員を除くでございますけれども——の人数は6名以内で任期は3年となっております。

第5条、委員の任命方法等につきましては、法律または行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから熊本市長が任命するとなっております。

2ページ目の第7条、専門委員、担当案件終了時に解任されることとなっております。

第10条の庶務につきましては、審査会の庶務は熊本市が行う。

第12条、特定の事務に要する経費につきましては、審査会の開催に要する経費は、諮問市町村が負担するとなっております。

また、第13条、第14条の予算、決算につきましては、予算は熊本市の歳入歳出予算において分別して計上する。決算につきましては、決算後、熊本市から関係市町村に報告することとなっております。

行政不服審査法改正に伴います審理員制度の導入等によりまして、審査会の共同設置をするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番です。

第5条の委員の任命方法のところなんですけれども、ここに識見を有する者のうちから熊本市長が任命するというふうに書いてあります。広域行政において一番権限といいますか、不服審査が行われるその対象となる人は、熊本市長であることが恐らく多いのではないかと思います。その熊本市長が任命するということは、これはちょっと論理的におかしいのではないかと思います。その点どうでしょうか。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前11時31分）

（午前11時31分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）委員の任命につきましては、一番大きい熊本市が任命されるについて問題はないかと思います。

委員の費用等につきましては熊本市のほうに負担をされますし、案件ごとの諮問につきましてはまたそれぞれ専門委員さんのほうで対応させていただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）



○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）反対討論を行いたいと思います。

先ほど申しました委員の任命方法ですけれども、第5条、市長が直接任命するというよりは、有識者がいる各種の機関や委員会、その委員会の中から逆に推薦するというような、そういう一段階間を置いたようなシステムのほうがよりよいのではないかと思いますので、この点で反対いたします。

○議長（坂梨公介君）ほかに討論ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

田島議員の言われるところは一理あります。しかしながら、本村におきましては西原村長が任命しなくていいと、逆に。協議会の中でその辺がまた後々出てくるでしょうけれども、今の段階では問題ないのだろうということと、逆に、熊本市長が任命することを西原村が拒否した場合ということになると、他の自治体の干渉し過ぎといったことも懸念されます。各首長の協議の中で今後その辺を協議していただきたいと思いますので、そういったことで現段階では賛成討論といたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第22号、熊本広域行政不服審査会の共同設置について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第23号、公の施設の他の団体の利用に関する協定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 塚元利文君 登壇 説明）

○教育課長（塚元利文君）議案第23号について説明いたします。

議案第23号、公の施設の他の団体の利用に関する協定について。

公の施設の他の団体の利用について、協議により別紙のとおり協定するため議決を求める。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

公の施設の他の団体の利用について、地方自治法第244条の3第3項の規

定に基づき、議会の議決を求める必要があります。

これが、この議案を提出する理由であります。

内容の説明をいたします。

村長からの提案理由でも説明いたしましたが、この議案については議案第21号、熊本市及び西原村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についての中に含まれる事案ですが、地方自治法第244条の3の2項において「普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。」となっており、その3項において「前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」となっております。そのため、別途議会の議決を経て協定をする必要があるため、提案させていただくものであります。

この協定をすることにより、西原村民の方が熊本市の図書館等から熊本市民と同様に本を借りることができ、また、熊本市民の方が西原村の山河の館から同様に借りることができるようになります。

現在、山河の館の図書の貸し出しにおいては、西原村民、村内の企業に勤めておられる方及び西原村民に対し貸し出しを認めている自治体に対して貸し出しをしているところです。また、熊本市の図書館等においては、熊本市民及び熊本市に通勤通学している方に対して貸し出しを行われています。

平成26年度末におきまして、山河の館の図書室には約1万3,000冊の蔵書がございます。また、熊本市の図書館等の蔵書数を合計しますと145万冊余りの蔵書数がございます。また、熊本市立図書館だけでも36万冊の蔵書があります。今回、この協定を結ぶことにより、西原村民の方が山河の館図書室にない専門書等を利用したい場合に利便性が大変よくなると思いますので、協定いたしたく、この議案を提案するものであります。

議員各位におかれましては、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第23号、公の施設の他の団体の利用に関する協定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

日程第10、日程第11、日程第12は関連しますので、議案第24号、第25号、第26号、指定管理者の指定について（西原村構造改善センター、西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設、にしはらオーガニックセンター）を一括して議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第24号についてご説明いたします。

議案第24号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村構造改善センター。

指定管理者の所在地、阿蘇郡西原村大字小森3204番1。

名称及び代表者、一般財団法人西原村シルバー人材センター、理事長高橋英信。

指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由。

西原村構造改善センターの設置及び管理に関する条例（平成17年西原村条例第8号）第4条の規定に基づき、西原村構造改善センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、提案の理由でございます。

これは、公の施設の管理を効果的、効率的に行う行為、民間の能力を活用し住民サービスの向上、経費の節約を図ることを目的として、平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、同年9月から施行されたものであります。これを受けまして、平成17年度から県の施設、平成18年度から市町村の施設が随時、指定管理者制度を導入しているところであります。

指定の期間につきましては、一般の公の施設ということで5年といたしております。平成18年から3回目の委託でございます。

選定基準につきましては、西原村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条で、公募によらない指定管理者の候補者の選定ということで、現在指定管理者にしております一般社団法人西原村シルバー人材センターへ引き続き指定管理委託をお願いするものでございます。

続きまして、議案第25号についてご説明いたします。

議案第25号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設。

指定管理者の所在地、熊本市戸島町5丁目10番15号。

名称及び代表者、熊本県酪農業協同組合連合会、代表理事長吉田孝壽。

指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由等につきましては、さきの議案第24号の内容と同じでございます。

対象は、俵山交流館萌の里と同時期に山村振興事業で建設しました阿蘇ミルク牧場のゲート部分と物産館でございます。こちらも、西原村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条で公募によらない指定管理者の候補者の選定ということで、現在指定管理者にしております熊本県酪農業協同組合連合会に引き続き指定管理委託をお願いするものでございます。こちらも平成18年から3回目の委託でございます。

続きまして、議案第26号について説明いたします。

議案第26号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、にしはらオーガニックセンター。

指定管理者の所在地、阿蘇郡西原村大字宮山1957番7。

名称及び代表者、にしはらオーガニックセンター管理運営組合、代表者日置一誠。

指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由等につきましては、さきの議案第24号の内容と同じでございます。

この施設につきましては、引き続き、専門的な要素が必要なことから、こちらも西原村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条で公募によらない指定管理者の候補者の選定ということで、現在指定管理者にしておりますにしはらオーガニックセンター管理運営組合に引き続き指定管理者をお願いするものでございます。

以上3件でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

申しわけありません。字句の追加をお願いします。

議案第25号でございます。西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の所在地でございますが、先ほど熊本市戸島ということで、東区が抜けておりますので、熊本市東区の追加をよろしく申し上げます。申しわけありません。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員、村上です。

ちょっとこれは確認なんですけれども、質疑でもございません。

議案第25号の大野地区の交流施設、いわゆるミルク牧場ですが、山村振興特対事業で建てたゲートと直売所の部分、これはわかります。レストラン部

分はJ R Aか何かで建設されておると思うんですが、あそこは全部が備品関係から建物から国県補助を有して建てて、地域の特産品あたりも販売するというで建てたということを私は理解しております。実際行ってみると、地元の業者、いわゆる農産物の特販分については、夏の暑い時期、お客さんが夏休みで一番多い時期でも外に全部放り出しているわけです。いわゆる県酪連は中に入ってクーラーがきいたところで販売して、地元の農家さん、あるいは漬物を漬けているおじいちゃん、おばあちゃんのそういう人たちは西日の当たるがんが暑いところで販売をしていたということで、以前はあったというふうに私は記憶しています。ここ最近全然行っていませんが、今はどうなっていますか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）以前はそういうことも、ちょっと私も担当ではありませんでしたけれども、若干話を聞いたことがあります。

現在、地元の方が出されているかという、以前はブルーベリーとか若干先ほど言われますように出されていたりしたんですけれども、私も現在出されているかどうかは、申しわけありませんが確認しておりません。

○議長（坂梨公介君）村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）それじゃ、私も今言ったようにここ数年行っていませんので、中身がどうなっているかわかりません。ただ、空港4カ町村でパークゴルフがあったときにあそこに行った記憶はあるんですが、そこまで詳しく見ていませんでした。

それで、これは産業課長に言うのが本当なのか、村長に言ってその対策をとっていただきたいのが本当なのかわかりませんが、以前の状態だったら地元も、今どれだけの方あそこに出されているか、その確認もとれていませんけれども、前は小野のナガノさんが比較的に漬物あたりを一生懸命出されておったと。それと、さっき産業課長が言われたブルーベリー関係も出されておった。しかし、一方はクーラーのきいて涼しいところ、一方は西日の当たる暑いところ、冬場はどっちみちお客さんも余りいらっしやらないから出さない人もいらっしやると思いますが、夏場については夏休みの書き入れどきでもありますし、販売も恐らく行われているであろうと思いますので、もしそういう事態だったらミルク牧場のトップの方と話し合いをしていただきながら、できるだけやっぱり地元の特産品もいいところで販売をしていただければいいような措置をとっていただきたいと思いますが、村長、お願いします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）あそこの中で私もどれだけ西原の方が売られているかは承知しておりませんが、今、議員が申されましたように、小野のナガノさんあたりはあそこはかなり出しておられたということでございます。今、ナガノさんのほうも萌の里に多く持ってきておられるというような話も聞いて

ております。要は、あそこにおいて売れるのか売れないのか、量的にどれだけ売れるのか、そこら辺もあるんじゃないかなというふうに思います。

中で売ると外で売るのは物のもちがまた違います。確かに議員が申されるように、空調がきいた中で売れば物の傷みが余りないけれども、外で西日が当たれば物が傷むということですので、そこら辺はまた担当課長あたりを通じて県酪連のほうに話をしてみたいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第24号を起立により採決します。

議案第24号、指定管理者の指定について（西原村構造改善センター）を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

これより議案第25号を起立により採決します。

議案第25号、指定管理者の指定について（西原村大野地区地域農産物等活用型総合交流促進施設）を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

これより議案第26号を起立により採決します。

議案第26号、指定管理者の指定について（にしはらオーガニックセンター）を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第27号、平成27年度西原村一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第27号についてご説明いたします。

議案第27号、平成27年度西原村一般会計補正予算（第6号）。

平成27年度西原村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,559万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いします。

第2表繰越明許費でございます。

款2総務費、項1総務管理費、地方創生加速化交付金事業1,852万9,000円、情報セキュリティ強化対策事業2,462万4,000円。

款5農林水産業費、項1農業費、畜産競争力強化対策整備事業2,229万円、日向・葉山・医王寺地区ほ場整備事業4,364万円。

款6商工費、項1商工費、鳥子工業団地第2調整池整備事業4,181万2,000円。

款7土木費、項2道路橋梁費、道路維持事業1,500万円、道路新設改良事業8,600万円。

款8消防費、項1消防費、消火栓設置事業225万3,000円。

以上、8事業2億5,414万8,000円となっております。

7ページをお願いします。

第3表地方債補正でございます。

起債の目的は8の一般補助施設整備等事業債（情報セキュリティ強化対策事業）、限度額550万円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率、年3%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができる。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。決算見込みによりまして予算の増減を行っております。

款1村税、項1村民税、個人、法人、合わせて2,170万円の増額補正でござ

ございます。

項2固定資産税4,200万円の増額補正でございます。

項4市町村たばこ税500万円の増額補正でございます。

11ページをお願いいたします。

款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金3,950万円の増額補正でございます。一般財源分が870万円、社会保障財源分3,080万円分でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税1,509万2,000円の増額補正でございます。普通交付税219万2,000円、特別交付税1,290万円の増でございます。

12ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金1,164万5,000円の増加補正でございます。保育園保育料負担金増によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金1,493万1,000円の減額補正でございます。児童手当国庫負担金984万7,000円の減等でございます。

14ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目4土木費補助金1,969万6,000円の減額補正でございます。

目6総務費国庫補助金2,364万2,000円の増額補正でございます。地方創生加速化交付金等でございます。

目7農林水産業費国庫補助金1,570万円の増額補正でございます。

15ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金590万8,000円の減額補正でございます。

17ページをお願いいたします。

款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金6,000万円の減額補正でございます。財政調整基金取り崩し予定額から1億3,000万円の減額と、当初予算における一般事業債起債分の予定をしておりました7,000万円について、公共施設整備基金を取り崩して行うための増額補正でございます。

18ページをお願いいたします。

款21村債、項1村債、目2公共事業等債1,320万円の減額補正でございます。

目3一般単独事業債7,230万円の減額補正でございます。

目4教育・福祉施設等整備事業債550万円の増額補正でございます。情報セキュリティ強化対策事業分でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。

歳出につきましても、不用額の減額補正を全款において行っております。

19ページをお願いいたします。



款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費602万5,000円の減額補正で  
ございます。

20ページをお願いいたします。

目 2 財産管理費1,087万円の減額補正でございます。土地家屋等購入費、  
競売落札残の900万円等でございます。

21ページをお願いいたします。

目 8 企画費1,728万9,000円の増額補正でございます。フットパス事業委託  
料、阿蘇地域観光客受入促進広域連携事業負担金等でございます。

目 9 電子計算費1,484万4,000円の増額補正でございます。情報セキュリテ  
ィ強化対策事業委託料等でございます。

22ページをお願いいたします。

目14総合体育館等建設事業費3,940万円の減額補正でございます。土地購  
入費の減額補正等でございます。

27ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費1,463万8,000円の減額  
補正でございます。児童手当1,394万円の減等でございます。

目 2 児童措置費837万7,000円の減額補正でございます。

29ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費857万3,000円の減額補正でござ  
います。広域化予防接種委託料等でございます。

30ページをお願いいたします。

目 5 合併浄化槽費582万7,000円の減額補正でございます。

32ページをお願いいたします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 9 中山間地域等直接支払費610万1,000  
円の減額補正でございます。

目10ほ場整備費4,090万9,000円の増額補正でございます。

34ページをお願いいたします。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路新設改良費1,203万3,000円の減額  
補正でございます。補助事業分の道路新設改良工事等でございます。

35ページをお願いいたします。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 2 消防施設費503万4,000円の減額補正でござ  
います。

37ページをお願いいたします。

款 9 教育費、項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費619万2,000円の減額補  
正でございます。

あと、予備費に8,786万1,000円の増額補正を行っております。以上でござ  
います。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたが、ここで暫時休憩します。

(午後 0時07分)

(午後 1時10分)

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、上野議員。

○5番議員（上野正博君）5番議員、上野です。

30ページです。合併浄化槽推進補助金が360万円減額となっております。わずかな減額ではありますが、もう新築以外はある程度普及しているのか、今は大体普及率は何%ぐらいなのか、それと新築軒数が予定よりも少ないためにこんなに減額ということでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）すみません、30ページですね。

○議長（坂梨公介君）はい。

○産業課長（海東義朗君）合併浄化槽についてはおっしゃるとおりでありまして、多いときには68基ぐらい設置がありましたが、ここしばらくちょっと下がってきておりまして、これを見越しまして、一応今年度もう3月でございますので、見込みより設置数が少なかったということでの減でございます。新築に対しても、やっぱり大分減少してきているところでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）5番、上野議員。

○5番議員（上野正博君）なら、今、村全体の普及率というのは大体どのくらい。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）すみませんでした。普及率につきましては六十数%ということで担当のほうには聞いております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員の宮田です。

3月の今年度最後の補正であるか、6月でもう一回補正があるか、精算分があるかわかりませんが、その関係で繰越明許費のやつで、これ事業関係、新規事業も入っております。単発じゃない何か所かのやつで一つの金額に上がっておるやつがあるかと思えます。おのおの各課、説明をしていただけませんか。

○議長（坂梨公介君）繰越明許についてですか。

○9番議員（宮田勝則君）そうです。

○議長（坂梨公介君）6ページです。

企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）上のほうから順番にいきまして、地方創生加速化交付金事業ということでございまして、これにつきましては14ページを見ていただきたいと思います。

14ページの国庫支出金、国庫補助金の6の総務費国庫補助金ということで、その2段目、3段目に書いております地方創生加速化交付金（単独事業分）600万円、地方創生加速化交付金（広域連携事業分）1,252万9,000円ということで、これのトータルをここに計上させていただきます。

まず、600万円につきましては単独事業でございます。これは歳入でこのままそっくり入ってまいりますけれども、フットパス関係ということでございまして、フットパス関係につきましては、予算的には支出のほうで21ページに書いてございますので、後で見ていただきたいと思います。

あと、1,252万9,000円につきましては阿蘇地域広域連携事業でございます。これについては阿蘇広域によります連携事業でございます。これもトンネル事業でございますけれども、若者雇用連携事業が327万7,000円、観光客受入促進連携事業が925万2,000円ということで計上されて、これも同じく21ページのほうで計上させていただきます。

内訳といたしましては、フットパス関係につきましては、次年度繰越明許費になりますけれども、報償費を18万円、旅費10万円、需用費5万円、委託料567万円ということで、それぞれ講師謝金だったり先進地の視察、啓発用のチラシ等の作成、それとコースの整備委託ということで600万円計上させていただきます。

それと、2番目の若者雇用連携事業でございますけれども、327万7,000円で、この中の主な取り組みといたしましては、新規就農者の受け入れのための農業師匠ということで、養成等体制づくりということで65万5,000円をしております。これは、農業振興課がございまして、そちらのほうに認定を受けて、師匠といえますか、農業のプロをそこで雇い入れて、阿蘇管内での農業の受け入れ態勢をするということで、65万5,000円をそのままトンネルでございますけれども、西原分がこれだけということでなっております。

次に、地域での就労や住まい情報の発現による人の流れを加速化する取り組みということで、まず情報サイトの立ち上げ、そのツールの作成、そして都市圏のイベントということで、それぞれ20万2,000円、19万6,000円、22万4,000円ということで、一応これもまた西原の分がこの分ということで、阿蘇郡の圏域の中で負担金を計画しております。

それと、もう一つ大きなのが移住、定住に向けた拠点整備ということで、空き家、空き店舗の調査費用ということで200万円を組んでおります。これもトンネルでございます。阿蘇郡の中で唯一西原村が200万円と、あとは産山村だったと思いますけれども、一緒に組んであるということで、阿蘇の

圏域の中でこの予算をトンネルとして上げさせていただいております。この使い道については、まだ今から先、協議になっているかと思えますけれども、一応この予算の中で計上させていただいておるということで、私たちも一応期待をしているところでございます。

続きまして、観光客受け入れ促進事業の連携事業費ということで925万2,000円、これもまた同じく21ページに記載されているかと思えます。これにつきましては、ホームページの多言語化ということで西原村のトンネル分が600万円と。それと行き先表示、飲食メニュー等の多言語化ということで168万6,000円、語学研修、その1割ですけれども16万8,000円ということになっております。それとパンフの作成費用、それと農官連携ということで95万7,000円ということで、今申し上げましたフットパス以外の事業につきましては、阿蘇連携の中でトンネル事業ということで認識していただければということで、今のところは事務局としてはどこに置くかはまだ決まっておられませんけれども、阿蘇市が代表して補助金の申請をあちらのほうに負担すると。ただ、事務局が今のところまだ決まっていない状況でございます。音頭は熊本県のほうがとっておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

続きまして、情報セキュリティ強化対策事業、これにつきましても14ページを見ていただきたいと思います。

この中で、同じ総務費の国庫補助金ということで、自治体情報セキュリティ強化対策事業ということで550万円ということで、これとあわせまして、先ほど言いました6ページの繰越明許費のすぐ下、7ページになるんですけども、一般補助の地方債の補正ですか、550万円ありますけれども、要は、今度マイナンバーにおきましてパソコン、役場内でしておりますネット関係のセキュリティー対策としてこの予算を計上させていただいております、同じく21ページのほうで支出もさせていただいております。このうちの事業費として21ページの一番下の電子計算機の委託費ということで、情報セキュリティ強化対策事業費ということで、歳入は一応4分の1ぐらいでございますけれども、見積もりのうちのほうで切り返しとか切り離しをするのに2,462万4,000円の見積もりで、一応事業としては平成28年度中に行うということで繰越明許をさせていただいておる分でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）それでは、款の5農林水産業費、項の1農業費、上の段から畜産競争力強化対策整備事業ということで、平成27年度に取り組んでおります畜産クラスター事業ということで、今、古閑のほうで整備を行っているわけですが、資材不足が、一斉に事業が始まったからだと思いますけれども、この前、県の完了検査を受けまして、平成27年度におき

ましては70%の出来高払いをするということで、これも国庫上で協議会のほうに流す事業でございますが、完全に完成はしないということで70%の出来高払いをいたしまして、残り30%を明許繰り越しさせていただくというものでございます。

続きまして、2番目の日向・葉山・医王寺地区ほ場整備事業でございますが、これは冒頭、村長のほうからありましたように、プロジェクト交付金事業のほうに急に農林水産省のほうで変わりました、村長に頑張ってくださいまして、九州農政局管内で他県の事業ができなかった分を西原村は継続中でございますので、最後のプロジェクト交付金ということで追加をいただきました分を、平成27年度の予算でございますので繰り越しをさせていただきます。この分、工事のほうにも出てまいります。

それから、その下の款6商工費、項1商工費、鳥子工業団地第2調整池整備事業でございますが、これは先ほどご議決いただきました鳥子工業団地調整池の繰り越し分でございます。

それから、款7土木費、項2道路橋梁費でございます。

まず、上の道路維持事業でございます。この150万円につきましては、現在工事中であります西原台1号線のほうの繰り越しでございます。ちょっと発注が遅くなりましたので、繰り越しをさせていただこうかなということで提案しております。

○議長（坂梨公介君）1,500万円ばい。

○産業課長（海東義朗君）すみません。失礼しました。1,500万円でございます。

続きまして、その下の道路新設改良事業でございます。これにつきましては万徳新所線の1工区、2工区、それから鳥子団地流末水路調整池側の工事の3本でございます。この事業につきましては、歳入のほうの社会資本整備交付金のほうが減額歳入ということで、役場堤下線の用地交渉のほうが大変厳しくてできませんものでしたから、その分をなるべくこちらもするように万徳新所線のほうに回しました関係で、ちょっと発注が遅くなってしまった部分がございます。それで今回繰り越しをさせていただくということで、この3本分でございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）それでは、消防費でございます。消火栓設置事業225万3,000円でございますけれども、こちらにつきましては万徳西原台の道路改良工事に伴います消火栓設置工事、簡易水道特会のほうに繰り出しをさせていただくものでございまして、20万円の2カ所ということで40万円、それから県道堂園小森線改良工事に伴います防火水槽撤去が確定しましたものですから、補償費から撤去費用を差し引きました185万3,000円、合計で225万3,000円を簡易水道特別会計へ繰り出す分でございます。以上でございます。

す。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

繰越明許費のところでは疑問をさせていただいておりますが、これが当然予算書の中にも反映しておるわけですね。新規事業の場合、歳入で補正で上がっております。歳出に関してもその関係が新規で上がっておりますけれども、3月定例会です。村長が入院を一時期されたからかもしれませんけれども、補正予算で当初から入れておる関係も、今回、補正で増になっています。その関係の予算は繰り越しには来ていませんですよ。時期的にちょっと遅いのじゃないかなという感覚を持ちましたので、繰越明許との関係をちょっと質問させていただきました。

例えば増になっているのをぱっと見てありますのは、生コンの原材料支給関係が2口増加しております。繰り越しには入っておりませんので140万円足らなかつたのかということ議会軽視にも冒頭なるわけですがけれども、その辺ちょっといかなものかという、総体的に見てありましたので、会計管理者側からして、支出行為関係のチェックをするわけですがけれども、3月に補正予算がぽっぽっと増額部分が来ますと議会ば通っておかんと当然払えんわけでございます。この3月、今の段階での補正増で、支出は出納閉鎖は5月ですから対応可能ですけれども、本当ならば出納閉鎖は5月、あれですけれども、本来の支出義務からすると、請求書が上がってから何週間以内かあったと思います。どんな感じを受けられますか。

○議長（坂梨公介君）わかるか。（「執行猶予ですか」の声）

○9番議員（宮田勝則君）要は、今3月で補正で上がっておる増額分が当初予算で足らなかつてしてしもうてからの精算ぐらいならわかるんだけど、新たに上がってきたやつとかね。

12月定例会があつたですよ。臨時会も幾つかありましたけれども、村長がその間ちょっと入院されておつたから、今回、遅ばせながらプラスの補正予算が上がつたような気配もするんだけど。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午後 1時28分）

（午後 1時29分）

○議長（坂梨公介君）会議を再開します。

会計管理者。

○会計管理者（中村義光君）先ほどのですけれども、繰越明許費の分は4月以降に支払いが可能と考えます。今月末の支払いが心配しておるところですけれども、補助金の歳入を見ながら延ばせる分は支払いを延ばして、今月は資金繰りをどうにかしてやりくりをしていきたいと考えております。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）村長と副村長に、これは一時期、職務執行代理者としてされましたけれども、3月のこの時期、精算額で当初、枠を組んでいました。少し余分になりますから3月補正、わかるんですけども、ぽんと上がっておる数字が3月に補正がずれてきておるですね。減の分は当初からのやつが反映されて減ですけども、その辺、12月定例、臨時会も幾つか対応できたと思うんですけども、ちょっと遅いような感じをしましたので、ぽんぽんぽんと来て余ったから今度はプラスはぽんぽんぽんと上げたようなところがあるんじゃないかと、議会からするとそういう感じがしましたので、繰越明許とあわせてちょっと聞いたところです。

明許費の中にはこれがほぼなかったですね、該当の中に。その辺がいかかなものかというお話です。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに補正予算、今の段階で追加をさせていただいておりますけれども、この中には減額することもありますので、会計課としては足るんじゃないかなと。それはそうでないと、ただ大きい数字の繰越明許費では新年度においての支出となりますので、当面はこれで会計課と相談したところ、できるということで計上させていただいております。

ぽんと予算が足りない、いろいろな、生コンとかでも同じですけども、やはりあそこをすればここもということでもた要望が上がったりしますので、そこら辺は要望に応じての追加ということでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）農地費関係です。支出のところ農地費の中の委託費、ページは……

○議長（坂梨公介君）ページ数を言ってください。

○9番議員（宮田勝則君）32ページでございます。

13番の委託料、ため池ハザードマップ作成委託料、これは当初で予算を組んでおりました。3月末で減額です。ほぼ同額というふうに思いますけれども、当初組んだやつば3月に落としてあります。1年間ずっと持っておったわけですけども、最後に減額ということ。産業課長、説明できますか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）おっしゃるとおり、当初、これはもう全部国の補助がつくということで550万円計上させていただきまして、途中で余りに国が見るとということで相当全国から上がってきて、国もつけ切れないということが途中でわかりまして、中には町村次第では何カ所も出したうち1個しかつ

かなかったとかそういうことがございまして、西原村の場合も大きいため池を全部上げていたわけですがけれども結局つかなかったと、どこかやめるところでももしあればと可能性をかけたんですけれども、最終的につかなかったということで、すみませんが今回減額をさせていただきました。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）予算がつかなかったから下げたということで、理屈は100%補助金を当てにしてある財源ですよ。550万円の減額が550万円国県支出金で減額されていますのでそのとおりだと思いますけれども、時期的に当初だったけん、その辺確定したところでやっていただきましたのと、3月、去年、ちょうど1年前の定例会の当初予算審議の中で法的義務等の話も出ていましたので、その辺説明して、せめて12月の定例会程度には減額補正を上げるべきというふうな思いもしましたので、質問しました。

執行部、いろいろ大変かと思えますけれども、私どもも村民の代表としてこの場におけるわけです。早目の減額措置をやって、いかにも当初から切られた予算の中を今度は復活させたいというところもあるわけですよ。今回はたまたま国県100%の補助金関係で一つの事業を題材にして言いましたけれども、特に単独事業、単費分の関係は非常にその辺が大きゅうございまして、なるべく早い判断を執行部側には求めたいと思えます。

今度は副村長に振ります。副村長、一時期やられましたので、その辺の意気込みを含めて言っていたいただければと思います。

○議長（坂梨公介君）副村長。

○副村長（内田安弘君）今、宮田議員の言われたこと、おっしゃるとおりだというふうに思います。やはり予算等々は現状の事業執行に基づいて適正に反映されたものが一番望ましいというふうに考えておりますので、不要になったら早目に落とす、それから、ある面で必要になったときには補正してでもお願いをするということが鉄則だと思います。しっかりとその運用については努めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

お尋ねでございしますが、23ページの総務の住民基本台帳のところで委託料で、いろいろとマイナンバーが叫ばれております。一応番号はみんな配布されておりますが、それをカードというんですか、作成されている方は、大体今、西原ではどのくらいされておるのかなということでお尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（西山春作君）今、個人番号カードにつきましては、3月3日時点で本人に交付まで行っているのは15通で、西原村のほうに到達しているのが183通となっております。以上です。



- 議長（坂梨公介君）7番、林田議員。
- 7番議員（林田直行君）林田ですが、まだ聞けば、カード作成というのはほかの住民といいますか国民といいますか村民といいますか、そういう人たちの何か普及というか、そういうのはないということで、今後、国が進めているのは、カードをつくっていろいろやらせるというような感じですので、そういう村としてはもう住民の要望でされるというだけの体制、受けですか、そういう体制で、進んでつくりましょうというような感覚は持っておられるのか、ちょっとお伺いします。
- 議長（坂梨公介君）住民課長。
- 住民課長（西山春作君）通知カードにつきましては、当初、国からといいますか、J-LISのほうから本人宛てに発送されておりますけれども、個人番号カードについては本人の希望といいますか、本人申請というふうになっております。現在、身分証として等には当然使えるんですけれども、それがまだ広範囲に使用できるというまではなっておりませんので、まだこちらから積極的にといいますか、本人の判断で必要と思われる方の申請というふうを考えております。以上です。
- 議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。
- （「質疑なし」の声）
- 議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
- これより討論に入ります。討論ございませんか。
- （「討論なし」の声）
- 議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。
- これより本案を起立により採決します。
- 議案第27号、平成27年度西原村一般会計補正予算（第6号）について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- （起立全員）
- 議長（坂梨公介君）全員起立であります。
- よって、議案第27号は原案どおり可決されました。
- 日程第14、議案第28号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。
- 内容の説明を住民課長に求めます。
- （住民課長 西山春作君 登壇 説明）
- 住民課長（西山春作君）それでは、議案第28号についてご説明いたします。
- 議案第28号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。
- 平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
- 歳入歳出予算の補正。
- 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,730万1,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,364万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費負担金に1,392万2,000円の増額補正でございます。これは、主に療養給付費負担金の変更交付申請に伴います増額補正でございます。

同じ国庫支出金の項2国庫補助金、目1財政調整交付金2,598万円の増額補正でございます。これは、普通調整交付金及び特別調整交付金の交付申請に伴う増額補正でございます。

款4療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金154万8,000円の減額補正でございます。これは、退職被保険者の療養給付費等に対して社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、最終の変更交付決定は3月末になされますが、平成28年2月に2,405万4,000円の第3回の変更交付決定がなされておりますので、全体的にそれに合わせて減額しております。

7ページをお願いいたします。

款7共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金2,281万円の増額補正でございます。これは、80万円超えの医療費のうち80万円を超える医療費に対して交付される交付金でございます。

目2保険財政共同安定化事業交付金3,073万5,000円の増額補正でございます。これは、保険者の保険財政安定化を図ることを目的に交付される保険財政共同安定化事業交付金で、共同事業交付金の最終見込み額による増額補正でございます。

それから、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金1,634万5,000円の減額補正でございます。この中で節2財政安定化支援繰入金につきましては、総務省の繰り出し基準に基づく一般会計からの繰出金の確定に伴う増額補正となっております。それから、節4その他繰入金の法定外繰入金につきましては、本年度当初、国民健康保険特別会計において財源不足が生じる見込みでお願いしておりました一般会計からの3,250万円の法定外繰入金を、現時点での歳入及び歳出を見込んで1,696万4,000円を減額したところでございます。

歳入予算の主なものは以上でございます。

次に、8ページ、歳出予算をお願いいたします。

8ページの下の方になりますが、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費に7,250万円の増額補正をしております。給付費の

伸びが当初見込みを大きく上回り、予算不足となる見込みでございます。本年度と昨年度の療養給付費を比較しますと、減少した月もありましたが、ほとんどの月で昨年を上回りました。平均しますと月平均600万円ほどの給付費の伸びとなっており、平成27年度を試算しますと年間所要額が5億3,450万円ほどになり、当初予算で不足となる見込みであるため、増額させていただいております。

同じ保険給付費の目2退職被保険者療養給付費についても不足が見込まれるため、500万円の増額補正としております。

9ページをお願いします。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費550万円の増額補正でございます。本年度の最終見込みを8,550万円程度としており、不足見込み額を考慮して増額補正をお願いしております。

款2の保険給付費、項1療養諸費、目3一般被保険者療養費及び目4退職被保険者療養費、そして款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等及び次のページの款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等、款6介護納付金、項1介護納付金につきましては、歳出予算の補正はありませんけれども、6ページの款3国庫支出金の増額分、款4の療養給付費等交付金の減額分を充当したため、財源組替と表示しております。

款7の共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目2保険財政共同安定化事業拠出金に1,426万6,000円の増額補正でございます。共同事業の事業主体は国保連合会で、1円以上の医療費に対して各保険者へ交付するための拠出金であります。

款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費100万円の減額補正でございます。主なものは、健康診査実績に伴う特定健康診査委託料の減額でございます。

12ページをお願いします。

これらの財源といたしまして、予備費1,947万5,000円全額を充当することといたしました。以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番です。

財政的に大変苦しくなってきたことは、やはり加入者がかなり、医療費も高騰しているということと同時に、いろいろと苦しくなってきたということもあります。そうした中で、かねてから申しておりますけれども、

国保制度というのは国・県・村が担っていく社会保障の一環であるということで、法定外繰入金を導入されましたけれども、これを戻すのではなくて、やはり国保税の引き下げになるように今後やっていくべきではないかというふうな思いから反対いたします。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員、村上です。

田島議員さんも運協でいろいろと説明を受けておられて、本会議でこういうふうに反対討論をなされるという事態が私はちょっと理解できませんけれども、確かに国保税等については、上がって喜ぶべき人は住民の方も誰もいらっしゃらないと思います。

しかしながら、田島議員も言われましたように、国民皆保険ということで、皆が負担を分かち合って国保の財政を運営していくというのが大原則でございますので、確かにこの前、国保税の比率は上がりましたけれども、国保を運営していくというのを一人一人考えたときに、どうしても仕方がないと。極端に上げるということはこの前も村長も苦汁の選択だったと思いますので、それに沿って健全な運営をなされるべきということを期待して、賛成討論いたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第28号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第29号、平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）それでは、議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号、平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,049万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,196万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料247万2,000円の増額補正、これは、平成28年2月中旬の収納額に年度末までの収納見込み予定額を考慮して算出した額でございます。

続きまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金168万4,000円の増額補正でございます。これは平成28年1月の変更交付申請に伴う増額で、平成27年度当初は第6期介護保険事業計画の見込みで計上しておりましたので、本年度介護給付費の実績見込み額との差額が主な増額の要因でございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金322万2,000円の減額補正でございます。これは、平成28年2月の変更交付申請に伴う減額補正でございます。主な要因は、市町村における年齢構成や所得分布に応じた交付割合が年々下がってきていることによると思われま。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金243万5,000円の増額補正でございます。これは、平成28年1月の変更交付申請額に伴う増額補正でございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金217万円の増額補正でございます。これは、平成28年1月の変更交付申請に伴う増額補正でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金424万8,000円の増額補正でございます。これは、最終給付見込み額を5億9,969万円と見込んでの村負担分12.5%の増額補正でございます。

歳入の主なものは以上でございます。

次に、8ページの歳出予算をお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費325万6,000円の増額補正でございます。平成27年度当初に見込み額で計上していたしましたので、本年度の介護サービス給付費の実績見込み額との差額が主な増額の要因でございます。

9ページをお願いします。

款2保険給付費、項4特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス等費130万円の増額補正でございます。施設サービス利用者のうち低所得者における負担限度額認定申請者がふえており、予算執行額に不足が生じるおそれがあるため、増額補正をいたしております。

10ページをお願いします。

あとは、予備費に607万5,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第29号、平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

日程第16、議案第30号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）それでは、議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,903万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料371万7,000円の減額補正、目2普通徴収保険料346万2,000円の増額補正でございます。これは、平成28年2月中旬の収納額に年度末までの収納見込み予定額を考慮して算出した額でございます。主な要因は、熊本県後期高齢者医療広域連合の算定見込み額を当初予算としておりましたが、平成27年度内の後期高齢者医療年齢到達等による新規資格者や有資格転入者、また死亡等による資格喪失者や転出者を全て含んだ対象者の変動によるものでござい

ます。

7ページの歳出予算をお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金18万9,000円の増額補正でございます。これは、熊本県後期高齢者医療広域連合の見込み額を当初予算としておりましたが、再算定したものでございます。

また、予備費を39万4,000円の減額補正としております。以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第30号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

日程第17、議案第31号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第31号につきましてご説明いたします。

議案第31号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,963万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明申し上げます。

まず、4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費。款1水道事業費、項2営業費用、事業名、水道管布設工事、金額850万円。内容といたしましては2件でございます。現在工事中の村道西原台1号線と鳥子工業団地調整池流末水路工事への水道管布設でございます。こちらにつきましては、将来的に鳥子地区へのほうに行っております水道管と接続の予定でございます。以上、2件の繰り越し分でございます。

次に、7ページをお願いします。

歳入予算でございますが、款1水道事業収益、項2営業外収益、目1補助金、節1他会計補助金を56万円減額補正いたしております。これは、県道堂園小森線道路改良工事が一部延期となり、消火栓の設置に係る工事ができず、ナフコ前に1基しか設置できず減額するものでございます。

8ページをお願いします。

歳出につきましては、款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費865万円の減額補正でございます。内訳といたしましては、節12役務費、水質検査手数料の入札結果に伴う55万円の減額、節13委託料、中央監視システム保守点検委託料の25万円の減額、節15工事請負費の県道堂園小森線改良工事延期により690万円の減額、節16原材料費50万円の減額補正を行っております。当該年度において今後、支出の予定がないためでございます。節18備品購入費、水道検診用のハンディーを購入予定しておりましたが、システムの入れかえも必要になるため、今回は購入を見送ったための31万3,000円の減額補正でございます。

項2営業外費用、目2消費税相当額に20万8,000円の増額補正。

また、予備費に780万8,000円の増額補正を行っております。以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第31号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）



○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

日程第18、議案第32号、平成27年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第32号につきましてご説明いたします。

議案第32号、平成27年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）。  
西原村。

あけていただきまして、1ページをお願いします。

平成27年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成27年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成27年度西原村工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予算額、補正予定額、計の順で説明いたします。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益、1,953万8,000円、0円、1,953万8,000円。

第1項営業収益、1,126万5,000円、0円、1,126万5,000円。

第2項営業外収益、827万2,000円、0円、827万2,000円。

第3項特別利益、1,000円、0円、1,000円。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費、1,953万8,000円、0円、1,953万8,000円。

第1項営業費用、1,461万3,000円、2万5,000円、1,463万8,000円。

第4項予備費、147万4,000円、マイナス2万5,000円、144万9,000円でございます。

平成28年3月7日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容について説明いたします。

2ページ後ろ、裏面をお願いします。

まず、収益的収入につきましては補正はありません。

2ページの収益的支出におきまして、款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費、節1給与に1万5,000円、節2手当に1万円の給与改定に伴う増額補正を行っております。

予備費より2万5,000円の減額補正を行っております。以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第32号、平成27年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第2号)について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、次の会議は14日午前10時より議事日程第4号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 2時18分 散会

第 4 号 ( 3 月 1 4 日 )

## 平成28年第1回西原村議会定例会会議録

平成28年3月14日、平成28年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成28年3月14日（月曜日） 議事日程第4号

- 日程第 1 議案第33号 平成28年度西原村一般会計予算について
- 日程第 2 議案第34号 平成28年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 議案第35号 平成28年度西原村介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第36号 平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第37号 平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第38号 平成28年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 日程第 7 同意第1号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 発議第1号 西原村議会会議規則の一部を改正する会議規則について
- 日程第 9 組合議会報告
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査申し出について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	槇 原 加 奈 子 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	泉田元宏君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	西山春作君
保育園長	園田久美代君

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第33号、平成28年度西原村一般会計予算についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）おはようございます。議案第33号についてご説明いたします。

議案第33号、平成28年度西原村一般会計予算。

平成28年度西原村の一般会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ40億1,609万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

7ページをお願いいたします。



第2表、債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順で読み上げます。

1、西原村構造改善センター管理業務委託料。平成28年度から平成32年度。2,600万円。年度ごとの支払い計画額は520万円でございます。

2、山西小学校印刷機リース料。平成28年度から平成32年度。143万円。年度ごとの支払い計画額は28万6,000円でございます。

3、河原小学校印刷機リース料。平成28年度から平成32年度。143万円。年度ごとの支払い計画額は28万6,000円となっております。

4、河原小学校カラーコピー機リース料。平成28年度から平成32年度。115万5,000円。年度ごとの支払い計画額は23万1,000円でございます。

5、西原中学校印刷機リース料。平成28年度から平成32年度。143万円。年度ごとの支払い計画額は28万6,000円でございます。

6、西原中学校カラーコピー機リース料。平成28年度から平成32年度。123万5,000円。年度ごとの支払い計画額は24万7,000円でございます。

8ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。

1、臨時財政対策債1億470万円。2、公共事業等債（道路新設改良事業）2,260万円。3、公共事業等債（特定地区公園事業）1億6,000万円。4、緊急防災・減災事業債（デジタル防災行政無線同報系システム整備事業）5億320万円。4件で7億9,050万円でございます。

起債の方法。

証書借入または証券発行。利率は年3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法。

政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の主なものについてご説明いたします。初めに、歳入からご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款1村税、項1村民税、目1個人2億3,792万8,000円。目2法人4,308万6,000円。合計で前年度対比1,834万9,000円の増となっております。

項2固定資産税、目1固定資産税4億1,729万6,000円。前年度対比3,002万2,000円の増でございます。

13ページをお願いいたします。

款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金1億1,000万円。前年度対比2,800万円の増でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税11億800万円。前年度対比2,000万円の減でございます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金5,912万3,000円。前年度対比793万円の増でございます。

16ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2億803万8,000円。前年度対比409万9,000円の減でございます。

17ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目4土木費補助金2億5,660万1,000円。社会資本整備交付金の特定地区公園事業2億1,100万円。道路事業分4,560万円等でございます。

目7農林水産業費国庫補助金6,471万3,000円。農地耕作条件改善事業補助金5,033万4,000円等でございます。

18ページをお願いいたします。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金1億2,033万6,000円でございます。

20ページをお願いいたします。

項2県補助金、目3農林水産業費県補助金1億1,297万9,000円。中山間地域等直接支払制度交付金、農業農村整備推進交付金等でございます。

24ページをお願いいたします。

款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金9,000万円。前年度対比2億7,000万円の減となっております。財政調整基金6,000万円、公共施設整備基金2,000万円、退職手当基金1,000万円でございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金6,000万円でございます。

25ページをお願いいたします。

款20諸収入、項3雑入、目1雑入4,894万3,000円でございます。

26ページをお願いいたします。

款21村債、項1村債、目1臨時財政対策債1億470万円。目2公共事業等債1億8,260万円。目3一般単独事業債5億320万円となっております。

計の7億9,050万円で、前年度対比4億2,170万円の増となっております。

続きまして、歳出のほうにまいります。

27ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費7,555万7,000円でございます。

28ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2億4,603万4,000円で、前年度対比2,970万2,000円の増でございます。

31ページをお願いいたします。

目 2 財産管理費2,945万円でございます。

33ページをお願いいたします。

目 6 諸費4,332万9,000円でございます。

36ページをお願いいたします。

目 9 電子計算費5,630万4,000円、前年度対比1,030万4,000円の減となっております。

38ページをお願いいたします。

目14総合体育館等建設事業費 4億2,243万5,000円。特定地区公園工事費等でございます。

39ページをお願いいたします。

項 2 徴税費、目 1 税務総務費6,607万4,000円。前年度対比543万6,000円の減でございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 1億2,525万8,000円。前年度対比2,237万1,000円の増でございます。

50ページをお願いいたします。

目 4 障害福祉費 1億8,126万8,000円。前年度対比703万8,000円の増となっております。

52ページをお願いいたします。

目 7 介護保険推進費9,475万1,000円。前年度対比756万9,000円の増となっております。

53ページをお願いいたします。

目 8 後期高齢者医療費 1億504万1,000円。前年度対比1,041万1,000円の減でございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費 1億4,598万5,000円。前年度対比1,523万5,000円の減でございます。

54ページをお願いいたします。

目 2 児童措置費 2億2,505万8,000円。前年度対比176万1,000円の増でございます。

58ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費 1億3,580万4,000円。前年度対比1,260万4,000円の減でございます。

60ページをお願いいたします。

目 3 環境衛生費 1億4,993万5,000円。前年度対比502万円の増でございます。

68ページをお願いいたします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目10ほ場整備費9,739万2,000円。日向・葉山・医王寺地区ほ場整備事業工事費等でございます。

75ページをお願いいたします。

款7 土木費、項2 道路橋梁費、目2 道路新設改良費 1億1,280万8,000円。前年度対比7,861万2,000円の減となっております。

77ページをお願いいたします。

款8 消防費、項1 消防費、目1 非常備消防費 1億5,150万8,000円。前年度対比1,095万1,000円の減となっております。熊本市への消防事務委託料が前年度対比1,066万9,000円減となっております。

78ページをお願いいたします。

目2 消防施設費 5億1,035万5,000円。前年度対比 4億5,116万6,000円の増となっております。デジタル防災行政無線同報系システム整備事業工事による増でございます。

81ページをお願いいたします。

款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費5,791万6,000円。前年度対比120万1,000円の減となっております。

90ページをお願いいたします。

項3 中学校費、目1 学校管理費3,492万8,000円。前年度対比285万8,000円の増となっております。

101ページをお願いいたします。

項11 公債費、項1 公債費、目1 元金 2億3,729万3,000円。前年度対比364万円の増となっております。

目2 利子2,183万5,000円。前年度対比265万7,000円の減となっております。

あと、予備費に597万7,000円を計上しております。

103ページ以降は給与費明細書でございます。特別職、一般職の給与費等を計上しております。

110ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書でございます。合計のところの前々年度末現在高が22億7,371万7,000円。前年度末現在高見込み額が23億2,289万3,000円。当該年度末現在高見込み額28億7,610万円となっております。

111ページからは債務負担行為等の調書でございます。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、議案第33号は歳入と歳出に分けて質疑をお受けいたします。

初めに26ページまでの歳入についての質疑をお受けします。質疑ございませんか。

1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番、坂本です。

26ページの諸収入の3番、一般単独事業債で5億円ほど上がっております。デジタル防災行政無線同報系システムということで、内容の説明をお願いいたします。

○議長（坂梨公介君） ページ数は何ページですか。

○1番議員（坂本隆文君） 26ページで、歳入のほうで上がっているのに歳出でも出ています。歳出のほうがいいですか。

○議長（坂梨公介君） 間違うとる、ちょっと。ページ数。

○1番議員（坂本隆文君） 26ページでありますけれども。歳出でがいいですか。じゃ、すみません。歳出のところで質問いたします。

○議長（坂梨公介君） ほかにございませんか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君） 4番、西口です。

歳入の23ページ、指定寄付金ですけれども、ふるさと納税寄附金、毎年50万円ほど組んでありますけれども、やはり西原村はふるさと納税に対しては、本当に他の町村と比べると、いろんな情報もありますけれども、やはり低い金額を見てあるなといつも思っております。

村上議員もよくよく、いつも質問をされますけれども、やはり西原村には、あか牛もありますし、農産物の結構、唐芋のシルクスイート、芋関係も、今、非常によくなっておりますし、農業の活性化に向けても一つ大きな勝負を試みるのもいいんじゃないかなと思っております。やはり西原村は農業を主体とした村でございますので、ふるさと納税のほうにもちょっと今までとは違った感覚、いろんな情報もありますので勉強していただいて、もう少し活性化のほうに向けていただくなればと考えております。

企画課長、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君） 企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君） おっしゃるとおりでございまして、ふるさと納税につきましては、西原村におきましては徹々たる伸びではございます、正直言って。先般来よりもいろんな検討はしているんですけれども、一般の納税者、ふるさと納税をされる方の還元率を上げれば、当然ながら上がってくるんじゃないかというふうに思っております。

今、実際寄附された方に対して還元をいたしておりますのが、大体1割を超えない程度で還元しております。実際的に前年度の分を単純に申し上げますと、堀場さんの社長は別といたしまして、一般的に100万円から145万円ほど上がっているわけですけれども、それに対して還元は6万二、三千円方しかしていないというのが事実でございまして。この還元率をやっぱり4割、5割、ひいては6割まで伸ばせれば、幾分かでもふえるのはもう確かではございます。

ただ、還元するためには、ふるさと納税でございまして、うちにある農

産物あたりを検討はいたしました。野菜の詰め合わせあたりも検討いたしましたけれども、高額になればなるほどその分を還元するというので、今度は相手方から、野菜は余りもらっても、生ものでございますので、やっぱり生き物でございますので、もうそんなに要らないよというような形でされております。

平成28年度は、今、肉の検討もしております。ただ、肉もやっぱり成果品でございまして、よそのところに肉屋さんを依頼すればできることでしょうけれども、ふるさととしてうちの村のやつを産品とするならば、当然ながらあか牛が一番メインにはなってくるかと思うんですけれども、取扱店を、今、検討させていただいているところでもございます。

還元率も今、実際的に検討させていただいております、これをいか分ほどにするかというのも、また今後の協議にも入ってくるかと思えますし、また肉についても、品質の保持をするためにいろんな形でやっぱり郵送方を考えなければならないと思えますけれども、その辺も検討したところで載せていきたいということです。

当面は、ことしご存じのようにホームページのほうで改良させていただいて、メインがすぐわかりやすいように、ふるさと納税のクリックといいますか、ボタンはせんだってから表のほうにすぐ出るようにはしておりますけれども、あれをした分で幾分かは納税の問い合わせはふえてはおります。

実質的に本年度の納税の額は、今まで20万円ぐらいだったですけれども、それを幾分かはまた上乘せをしておりますけれども、これから先、還元率あたりを、許されますならば需用費、食料費ですけれども、この辺を増額させていただいて、肉をするのかほかの野菜にするのかはまた検討させていただいて、当然ながら肉が一番伸びやすいのは伸びやすいんですけれども、品質が今のところ微妙に、相手方を今ちょっと模索しているところです。郵送される会社を、事実、今、模索しているところがございますので、その辺ができ次第またご報告させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）前向きに検討はされているようですけれども、やはり努力をしてほしいです。お隣の宮崎県は30億円以上のふるさと納税があります。ここはそれなりに、焼酎もありますけれども、やはりお肉を使ったそういう特産品とか、海のものを使ったものとかいろいろやられております。やはりできないことはないと思います。やればできると思います。やはり努力をしてほしい。

それに向けて、萌の里さんもありますので、そういう方とも協働させていただいて、やはりいかにしたらもっとふやせるのか、30億円といたら太いで

すね。大きい。村の財政を超えるような金額じゃないかなと思うんですけども、そういう金が集まっているという県もありますので、我々も1,000万円以上を超える、見返りもちょっと半分ぐらい持っていったっちゃ30億円の場合は10億円が残りますので、人件費等を引きますと何億円かは残ります。やはりそういうのをいろんな福祉のほうでも使われるんじゃないかなと思っておりますので、努力をしてください。

終わります。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

それでは、次に歳出について27ページから質疑をお受けします。質疑ございませんか。

1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）すみません。1番、坂本です。

先ほどの件をお伺いします。お願いします。

○議長（坂梨公介君）ページ数をちょっと言ってください。

○1番議員（坂本隆文君）78ページと79ページで、節15の工事請負費等になります。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）防災行政無線のデジタル化のご質問でございますけれども、防災行政無線のデジタル化は、こちらの期限というのはまだ設けられておりませんが、現行の機器、こちらが耐用年数、それから故障状況等も考慮いたしまして、緊急防災・減災事業債、充当率100%、交付税措置が70%で活用できるという事業でございますので、このタイミングでの事業実施ができればと考えているところでございます。

現在のシステムが平成10年度に導入されておまして、18年が経過しておりますし、必要な部品等の確保も年々難しくなっている状況でございます。また、平成27年1月28日、防災無線が1日だけではございましたけれども、基盤の故障で防災無線が放送できない状態も発生をいたしております。

平成13年度の、従来のアナログ方式の同報無線に比べますと、デジタル無線につきましての特徴といたしましては、多チャンネルでの高機能の市町村デジタル通信システムが制度化されているということで、主な特徴としましては文字通報ができるということです。耳が不自由な方、こういった方には文字でお知らせができるということで、この文字放送につきましては履歴が10回まで蓄積して表示が可能であるというようなことでございます。

また、双方向通信といたしましては、親局と屋外拡声子局との間で双方向の連絡通信ができるということでございます。

また、3つ目といたしましては、複数同時通信ということで、親局のほうが一斉通報をしている中でも、屋外拡声子局から双方向の連絡通信やデータ通信ができるということでございます。

また、活用範囲の拡大といたしましては、気象観測または河川、こちらの水位あたりのテレメーターシステムなどにも活用できるというようなことでございます。

簡単ですけれども、以上でよろしいでしょうか。

○議長（坂梨公介君）1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

今までに個人宅とかでつけられていないところへ新しい家等も結構建ってきておりますけれども、その辺はどうなりますでしょうか。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）個人、各家庭のものにつきましても、現在の無線同様、無料で貸し付けをさせていただきたいというふうに計画しております。サービスの低下だけにはつながらないようにということで、全家庭を対象につけさせていただきたいと思います。

また、新しく転入される方等につきましては、住民課のほうで転入者の方に配布しております。そちらのほうで周知をさせていただこうかなと思います。

また、現在設置をされていないところも、今度デジタル化に向けてまた緊急等に備えて設置をしていただくようお願いもさせていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

安心・安全な西原村にさせていただきたいと思います。

また、結構な金額になっておりますので、慎重に進めていただきたいと思います。終わります。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員、村上です。

ページ数は68ページの農地の工事請負費で、小野地区農業基盤整備促進事業で1,300万円ほど計上されておりますが、事業の内容と負担区分、特に内容について、どういう事業でどこをするというところまでちょっとお答えください。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）この事業につきましては、平成26年でしたか、委託をとらせていただきまして、測量設計のほうを滝と小野の間の谷間の田用の用排水路の整備ということで、延長につきましてはちょっとすみません、調べておりませんが1,300万円ということで、負担金につきましては地元負担金15%を予定しております。

今あそこの位置では、現場のほうを見ていただくとわかると思うんですが、



水路のほうは自分で、縦横断がばらばらで、それでパイプで引いたりとかされておりますので、その辺の用排水路の縦断とか、そういうのを改修でございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ちょっと今の説明で頭に思い描いた工事箇所、滝と小野の間、いわゆる村道の小野滝線になるのかな、嘉永水路の横をずっと通っている。その下側と理解していいんですか。

今、地元負担が15%というようなことで答えられましたが、じゃ残りの85%は、これは国県補助ですか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）国が……。ちょっと待ってください。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）これも社会資本整備交付金というのを利用させていただいておりますので、国が55%、県のほうが15%、残りの30%が村と地権者の費用負担ということでございます。

場所は、今議員が申されたのと多分一緒だと思いますけれども、秋田灰床線を行きますと、右のほうに行けば小野集落、左のほうへ行けば滝。この滝へ行ったところから、途中から下に田んぼの用排水がありますので、そこです。メーター数は私のはっきり覚えておりません。以上です。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）大体場所も私が考えているところと一致はしましたが、非常にすばらしい社会資本整備です。

これは用排分離を促している事業かなとも思うんですけども、もうご存じのように嘉永年間につくられました嘉永水路という水路が、滝から瓜生迫の新道、いわゆるシンズというところまで末端は来ております。かなり苦勞をして水路のいけかえとか改修とかをやって、ある程度までは目安はついたんですけども、まだ瓜生迫も用排分離どころか用水の確保さえ、一番下まではできていないということですので、こういう事業があったということを目に刻んでおいて、今は自分たちもこういうことを生かしたいと思えます。

最後に社会資本整備事業と、今、パーセントですと、地元負担15%ということは、これは本当に今ないすごい補助率かなと思いますので、こういうことがいつまで続くかは、ちょっとこれがわかりませんが、周知徹底のほうをもうちょっとやっていただくと、もっと困っているところ、不便なところ、それから用排分離ができていないところ、そういうのも希望地区はかなり多くなってくるんじゃないかと思いますが、その点、産業課長の見解を述べまして、私は終わりとします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）失礼しました。

先ほど、最初に尋ねられました事業費でございますが、水田が4.4ha、畑が1haの計の5.4haでございます。受益戸数が11戸で、用排水路の延長が350mでございます。申しわけありません。

それから、要望されておりました箇所は、以前から代表者の方が何か事業はなかろうかというようなことで、早くからご相談に上がっておられまして、いろいろ県のほうにも見ていただきまして、何か見合う事業はないでしょうかということで平成25年度ぐらいからずっとされて、いろいろ事業を探しておりまして、平成26年度で、じゃ、まずは測量をして、事業費を出さなくてはなりませんので、それでまたいろいろと検討、お話をしながら、この事業にこぎつけたといいますか、次第でございます。

今後、またそういう要望があれば、農林水産省のほうがいろいろ事業費がちょっと変わりましたものですから、またそういうところも打ち合わせしながら、進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）6番、山下です。

ページ数は49ページ、款3の民生費なんですけれども、福祉タクシー料金助成事業利用補助金の550万円、平成26年度の福祉タクシーの利用率を教えてくださいたいと思うんです。

福祉タクシーは、玄関から玄関までお年寄りの方が非常に便利で、高利用として、効果的な今、利用をなされております。それと今、新聞・テレビ等で報道しますと、やはり65歳以上の交通事故、これが60%以上の事故率があります。ですから、将来私たちも免許証の押し上げとなりますと、やっぱりこの福祉タクシーが有効的な活用方法かと私も思うわけです。

ですから、こういう福祉タクシーの少子高齢化を迎えての利用を今後進めていくのか、それともまた利用金額を上げるのか、教えてくださいたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（西山春作君）まず、利用率でございますけれども、平成27年度のまだ途中ですので、平成26年度によりますと、福祉タクシーのために交付した方は380名で、そのうち利用された方が298名ということで、利用者率では78.4%となっております。

それから、発行枚数のほうによりますと、発行枚数は全体で1万7,140枚発行しておりまして、利用が7,506枚ですので、利用枚数率としては43.8%となっております。全ての方が自分でもらった枚数を全ての方が使われているということではなくて、やはり必要なときに使われているという方が大まか、大体の数として出てきているということになります。

今回、平成28年度予算におきましては、従来48枚年間最高お配りしている

ものを60枚までふやして、それで今年度の平成28年度予算のほうはお願いしているところです。今後、利用としてはふえることが予想されておりますので増額をしております。以上です。

○6番議員（山下一義君）はい、わかりました。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

今言われました福祉タクシーの中で交通の話をされましたけれども、まず提案です。

やっぱり高齢者の方がふえてきているのも事実だとしても、中学生がはめている200円か300円の黄色いたすき、ああいうのを何か、ある程度のお店で販売したりするような形も組んでもいいんじゃないかと思えますし、例えば老人会等はございますので、中学生はもう卒業すれば要らないわけで、余ったものを何かいろいろ字でも書いて送りまして、どなたかに使っていただくようにしませんかとか、そういったやつも検討はしてみてもどうかと思えますけれども、まず提案だけ。どちらかお答えいただければ。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時45分）

（午前10時47分）

○議長（坂梨公介君）会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）大変失礼いたしました。

今、交通安全のほうで老人会の方に薄いジャンパーは配布をしているというところでございました。どれだけ配布をしてあるかというのがちょっと今ここで把握できません。今の中西議員のほうからたすきをしたらどうかというようなご提案でございますので、どういう形が一番いいのかはちょっと検討をさせていただこうかなと思います。以上です。

○2番議員（中西義信君）わかりました。よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）中西議員、どうぞ。

○2番議員（中西義信君）次へいきます。

67ページの款5項1の家畜衛生補助金なのか畜産環境対策補助金、どちらかわかりませんが、臭気対策です。

これは増額してあるのか同額なのか、そこら辺をまずお願いします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）昨年といいますか、一昨年は平成26年度繰り越しがありまして、たしか110万円ほどあったかと思えますけれども、ことしはまた平年並みといいますか、80万円のほうにまた変えさせていただいておりま

すが、昨年から補助率のほうを2分の1に増額しております。

やっぱり臭気対策については、今後とも進めてまいりたいなと思っております。以上です。

○2番議員（中西義信君）重ねて言います。増額をする気はないのかと思っただけです。もうちょっとやっぱりかけられるべきところはかけていいのかな、やっぱり苦情は来ます。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）施設のほうに、農家さんのほうにも補助率も上げましたからということで、動噴とか消臭剤とか、結構1本いい値段がしますので、それで何とか前年わたりましたので、施設の改修等がふえれば、補正でまたお願いするなと思っております。

○2番議員（中西義信君）力をしっかり入れていただきたいです。よろしく。続きまして、ちょっとページ数がわからない。

昨年、西口さんが一般質問の際に話した不妊治療の件で、150万円とどこかに書いてありましたけれども、これも増額になっているのか、ただ単に前の、これは新たに出たものなのかをちょっと確認です。（「62ページ」の声あり）何ページか印しておった、ああ62ページですね。

款4の項1の特定不妊治療と書いてありますけれども、これは前と一緒なのか、それとも新たにできたものなのか。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（西山春作君）この分につきましては、これは全く新しい部分になります。先ほどお話がありましたとおり、特定不妊治療費助成ということで、県が行っている助成事業に対して、それに村の単独で上乘せするような形で助成をしていくということで、今回初めて出させていただいております。以上です。

○2番議員（中西義信君）幾らの何人、明細はできますか。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（西山春作君）1人の方に対して年間3回を予定しておりまして、1回につき10万円。その最高で5名分を今上げているところであります。以上です。

○2番議員（中西義信君）わかりました。

○議長（坂梨公介君）歳入歳出一括して質疑をお受けします。質疑ございませんか。

5番、上野議員。

○5番議員（上野正博君）5番、上野です。

ページ数は75ページ、土木費の中で工事請負費というのが2,380万円組んでありますが、この場所はどこですか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）道路維持費のほうですか。

まず、これにつきましては、草刈りが大規模林道線とか、俵山峠線とか、集落でされない部分の草刈り等、道路維持の部分でそういう部分が主でございます。

それから、昨年ちょっと予定しておりましたが、事業の関係でできませんでした小園大切畑線の側溝改修工事を予定しております。

それから今、舗装等の傷み等もありますので、部分的に出てきた維持補修工事等に今のところ予算をとっております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）上野議員。

○5番議員（上野正博君）維持費でもなくて工事請負費です。2,380万円組んであるこの場所は、今、工事はどこを予定されているんですか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）ですから、先ほど言いましたように除草工事もこの維持の工事の中に入っております。藤水大規模林道線、ミルク牧場からグリーンロードです。それから、奈良山医王寺小川線、大規模林道線です。それから、俵山峠線、阿蘇西麓線とかでございます。それと、先ほど申しました普通の道路の維持を、一応草刈りもこの工事費の中に入れていただいておりますし、工事としては今のところ正確に予定しているところは、小園大切畑線の側溝改修と、随時悪いところ、危険なところがあれば、その維持工事に充てたいということでございます。

○議長（坂梨公介君）上野議員。

○5番議員（上野正博君）今、布田の1号線、側溝工事をやっておられますね。かぶせぶたの側溝工事。あそこはもう側溝工事だけで、一応平成27年度の予算で終わるんですか。平成28年度はその後どうされるんですか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）請負工事費、道路維持工事費で答えますけれども、先ほど課長が答えましたように、草刈り工事が4カ所、それと道路の維持工事が2カ所、1つは小園大切畑線の古閑と上鳥子の間の排水関係を1カ所、それと布田1号線を平成27年度で実施させていただきましたけれども、残りが、今、途中で終わっているような状況でございますので、布田1号線は600万円ほどで予算を計上させて、合計が2,300万円余りということでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）上野議員。

○5番議員（上野正博君）はい、わかりました。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにもございませんか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）西口です。

さっき中西議員のほうより、保健推進事業で特定不妊治療に対しての150

万円の予算を組んでいただきました。昨年私が定例会で質問したことに対して、早く予算を組んでいただきましてありがたく思っております。

質問ですけれども、38ページ、総合体育館建設事業費4億2,200万円。本年度より造成工事に入るわけですが、内容的にちょっと私、造成がどこまでできるのかわかっておりませんので、住民の方がどこまでするのかというお話もありますので、我々も内容的には知っておいたほうがいいと思いますので、その説明。

今度は92ページです。教育費、中学校電子黒板一式259万2,000円。去年は小学校のほうで電子黒板による教育内容を見させていただき、その後給食等も食べさせていただきましたが、今後電子黒板ですけれども、全学年、小学校も入れて、今後何年間をかけて取り組んでいかれるんじゃないかと思っておりますけれども、それによって生徒たちへのタブレット等も準備していくのか。高森町はタブレットまで子どもたちに準備しているというようなことで、あそこは何億円かかけて今回先にされておりますけれども、西原村の場合はどこまでの計画で、予算でやっていくのか、教育長にちょっとお話を聞こうかなと思っております。お願いします。

その前に企画課のほうから先をお願いします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）今回の総合体育館でございますけれども、これにつきましては社会資本整備の総合交付金で、特定地区公園事業ということで、歳入のほうも2億1,100万円をさせていただいております。当然ながらそれに伴います歳出ということで4億2,200万円の歳出の予算を計上させていただいておりますけれども、この内訳といたしましては、前段で本年度中、平成27年度中に基本設計から実施設計ということで土木のほうと建物のほうと監理をいたします。

その内訳の中で、建築の場合はどうしても土木が終わらないと建物のほうにはいけないということでございまして、この4億2,200万円の内訳といたしましては、平成28年度中にある程度土木のほうをやっていけるならということで考えてございまして、基盤整備のほうを3,500万円ほど、全体的にはならしというか、そうすると配管、配線、そういった給排水関係の工事を1億1,000万円ほどということで、そうすると、当然ながら平成29年度をめどに体育館のほうの本体工事の基礎となる部分を整地するならということで、これは当然ながら平成28年度中に終わらなければなりませんので、これに対します体育館の整備関係の部分を2億7,600万円ということで計画はしておりますけれども、実質的にあくまでも未定でございまして、国の予算ベースを見ながら実施をさせていただくならというふうに思っております。

最終的には平成31年度ぐらいをめどに竣工ということでございまして、それを見ながらの予算配分といたしまして、今回平成28年度につきましては

4億2,200万円ほどを組ませていただいております。

あとは歳入を見ながら実施の段階も変更になるかと思っておりますけれども、できるだけ前倒しでいきたいというふうに思っております。正直、早く完成させたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）電子黒板ですけれども、ICT教育はもう全国的に、政府の文科省のほうも進めているところでも、推進しているところでもあります。ただ、これに関しましては、自治体が自治体の考えで進めるという形をとっておりますので、進んでいるところは非常に進んでいますし、そうでないところはこれからというか、流れはやはり情報教育の中ではICT関係機器の導入は避けられないものがあるというふうには思います。

本村におきましても今年度8台、トータルですけれども。新年度予算で通常クラスは全部ということで村長のほうも自助をいただきましたので、その方向で今回は出させていただいております。ただ、特別教室にはもともと七、八年前に大きな電子黒板、まだそのときはプロジェクター形式のやつの電子黒板ですが、これが1台ずつ入っています。文科省が最初に導入をしたときです。ですけれども、今はもうほとんどタッチパネル的に、パソコン式になっておりますので、随時これも開発されていきますので変わっていきますが、その方のやつを平成28年度予算ではお願いしているところであります。

阿蘇管内には高森町という本当に全国でもトップクラスの導入がなされているところもありますし、あちこちから、海外からも高森町には視察団が来るような話も伺っているところですが、タブレットの話ですけれども、一応九州管内でもトップを切っていく県があります。ですけれども、その話は余り伝わってきません。かなり全国的には98%、もう100%近く入っていると。タブレットは全部じゃないかもしれませんが、そういった動きの中で検証が果たしてどこまで、ICTを入れたおかげで何が伸びたとかあると思うんですが、当然そのときの子どもたちの実態もあるわけでありまして、私個人としてはあそこの様子を見ながらやはりどう動いていくか、そして、いつも申し上げていますように、ICTばかりじゃなくてやっぱり体験をさせて、両方いかないと、非常にハート、心の問題もあるんじゃないかということを思っているところです。

ただ、今タブレットを入れると、非常にまた施設的に狭い部分がさらに狭くなる、充電器とか、全て入れなんということもありますので、その辺は今のところ様子をうかがっているということで、これは財政を伴いますので、村長部局と相談しながらということになりますが、今のところ電子黒板をまずは入れていくということでもありますので、阿蘇郡管内にも平成28年度中には、平成27年度でほとんどが入っていますが、南阿蘇村の中学校が新築にな

って全部また入りますので、これで大体そろうということになっているところ  
です。以上です。

○議長（坂梨公介君）4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）全学年そういう設備ができるということで、少し安  
心しております。やはり高森町が一番問題に、あそこは先進的にやってお  
られますので、いろんな情報等も入れながら、西原村も本当に優秀な生徒が  
いっぱいおります。いい学校に入っておられますし、それに劣ることなく西  
原村の生徒の育成を助けるためにも、行政でできる部分は一生懸命やっても  
らいたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番です。

56ページ、一番下に、保育士等処遇改善臨時特別交付金ということで187  
万5,000円ありますけれども、これは委員会のときに十分に聞けばよかった  
んですけれども、いま一つ明確でなかったものですから、さきの一般質問で、  
よそから来ておられる保育士さんに通勤手当とかいうことをやって、なるべ  
く保育士さんを充実するよというということで、現在の全国的にもいろいろと  
保育の問題は話題を呼んでおりますけれども、この点、通勤手当はこれには  
含まれているのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（西山春作君）この分につきましては、また国の事業といいますか、  
補助事業の一環ということで、平成27年度の途中で補正を組ませていただき  
ましたけれども、今年度も同じような形ということですが、中身につきましては  
市立保育園に対する処遇、賃金等を改善した施設に対する補助金という  
ことで、中身としましては去年の実績では一時金、ボーナス等でされている  
ということをお聞いております。ことしもそれを想定しているところです。以  
上です。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）国の交付金ということで、用途は指定されてい  
るかと思っておりますけれども、西原村の保育士の処遇改善、先ほど言いましたよ  
うに通勤手当とか、そういったことは何らか改善があるんでしょうか。

○議長（坂梨公介君）保育園長。

○保育園長（園田久美代君）通勤手当につきましては、3年ほど前、やっぱり  
保育士の処遇改善ということで、担任を受け持つ職員においては金額がアッ  
プして7,500円、それと副担任においては7,000円というところで、近隣町村  
を調べましたところ、やっぱりうちがそれをしていただいたところで、高い  
という金額は出ておりますけれども、今後、保育士がもう現状が厳しいとい  
う状況においてはきちっと、村長とも相談しながら通勤手当等も、全体的な



問題になってきておりますので、私個人が出しますというわけにはいきませんので、そういう部分においては、また今後検討されていかれるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）今後、西原村には正職員だけじゃなくて、臨時の方とかいろいろな方でおられます。ぜひ改善方をお願いしながら、次にもう一つ、49ページの福祉タクシーというところなんですけれども、今後、熊本市との連携協定ということで、西原村の住民が福祉タクシーを利用して、大いに熊本市内の図書館でも、いろんな施設でも利用したいという人が出てくると思います。そういった中で、タクシーで行くのもいいけれども、やはりバスという点も考えていかななくてはならない。というのが熊本市内では、お年寄りの方々は以前からバス券の補助、提示すればちょっと前は無料だったと思いますけれども、割引で乗れるというシステムがあって、これから大いに熊本市内の人々も西原村で催し物があったり、運動施設もありますけれども、西原村の施設を利用しに来ようかなというときに、やはりそういったものが利用できるように、広域でお互いに相互乗り入れというか、そういった形が今後検討されはしないだろうかと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）もともと福祉タクシーというのは、乗り合いバスを回したらどうかとかいろんな問題がございましたけれども、福祉タクシーのほうが、先ほど山下議員が言われましたように、玄関から目的地までということの補助ということでございます。それを熊本市までというと、かなりの金額になりはしないかなと。都市圏、熊本市との連携ということで、そういったこともできないかということでありますけれども、やはり連携はしますけれども、自治体は自治体ということで、熊本市と西原村ということでございますので、西原村は西原村に合ったやり方をしなくてはならないんだろうというふうに思っております。

今回、48万円を60万円にさせていただきました。今後、先ほども話がありましたように、お年寄りの方々が逆走とかいろんなことも、事故も起きておりますので、その事故の対策も講じなければならぬと。それにはまた今後免許証を返納される方もおられるかもしれませんけれども、そういうことも含めて検討する必要はあるんじゃないかなと。今回させていただきましたので、当面はこれで、ことし1年様子を見ていきたいというふうに思っております。以上です。

○10番議員（田島敬一君）わかりました。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員、村上です。

せっかくの新年度予算の審議でございますので、後ろに林田議員もいらっ  
しゃいますが、さっきの山下議員の福祉タクシー、いわゆる今、村長も答弁  
になりましたドア・ツー・ドア、非常に成果が上がっているということでご  
ざいます。

しかしながら、これはちょっと企画商工課長に質問ですが、それから村長  
の取り組み姿勢について、またお伺いしたいと思います、せっかく西原村、  
特に下あげ、宮山は辺地指定がされているというふうに認識をしております。  
もうあれからかなりたっています、まず辺地の指定ということで、辺地の  
定義ということは、地理的、経済的困窮を受けて、一般のところより乏しく、  
厳しい状況というふうに大体は理解していますが、辺地の見直しというか、  
辺地指定、辺地事業債、そういうことについて、今現在はどうなっているか、  
ちょっと企画課長にお尋ねします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）辺地については、今、村上議員がおっしゃいま  
したように、最大の要因となりますのはバス停です。公共利用のバス停から  
キロ数で、バスの近くにならないところが辺地債の対象になっておると。以前は  
桑鶴あたりも入っておったということで聞いてはおります。

現時点では、前の担当者の設定がなされてからは、もう今の状況の中では  
辺地債の状態はそのままということで、実際事業が行われるような形態があ  
りますならば、再度また辺地債の計画を見直しながらその中に打ち込んでい  
きたいというふうに考えております。見直しというよりもそのままの状態に  
なっているのが現実でございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）具体的に、これはもう私も大分たちましたので忘れ  
ましたが、地区指定は、これは点数制になっているんですね。例えば病院  
とか、学校とか、バス停とか、それを足した場合に何点以上にならないと認定が  
できないというふうに辺地の場合には定義はされていると思います。だけど  
さっき言いました、自分らのときに手がけたのが宮山と桑鶴だったんです。  
ところが桑鶴はバスがあそこは通るようになって、まずそれが一番の大きな  
要因で除外されたんじゃないかと思うんですけれども、さっきのドア・ツ  
ー・ドア、いわゆる福祉タクシーの場合でも、これは自分の記憶が違って  
いたら申しわけないんですが、昭和40年ぐらいまでは下あげは僻地患者輸送車  
なるものがあつたと思います。いわゆる自動車の普及率も今のようによく  
ない、道もよくない。ですから、下あげで救急の患者さんが出た場合の患者を  
輸送する、今で言うなら普通車のワゴンタイプだったと思います。

そうした形で、今は福祉タクシー云々もあるかもしれませんが、ひ  
と暮らしでどうしても電話をタクシーにもかけられないというようなお年  
寄りの方も恐らく今後だんだんふえてくるんじゃないかならうかと。かといつて、

じゃ辺地患者輸送車というのを置いたら、誰が運転するかと。どこに設置をして、下あげでいうならば小野あたりが一番中心でございますので、じゃその運転士さんはどうするかと、いろいろ課題は出てくると思いますが、さっき言ったように、社会資本整備事業の土地基盤関係で非常に事業が有利な補助率がありますけれども、この辺地をうまく活用しても結構いろんな事業ができると思います。

指定されているところばかりですが、だけれども今、恐らく高本課長自体は実施計画書を見られたか見られていないかわかりませんが、指定がそのまま継続しているのか、あるいは10年後に見直しをせにゃいかんのか、計画も何年かごとにちゃんと計画を立てて出さないかんのか、それをもう一度洗い直して、指定されているところは村財政もうまくこれを利用したらそんなに、これは100%起債充当率だったというふうに思っておりますが、そういう形で指定されている地区については、そういう辺地事業債をうまく活用した地域づくりというのをやっていただきたいというふうにも考えます。

そこで今、課長の場合もちよっと答弁されましたが、村長に辺地事業債についてどういう方向で今後検討してもらえるのかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）最近余り辺地債は使っておらないということで、いろんなもろもろの事業、社会資本整備交付金等を今利用するのが補助率が高いということで利用しております。今、申されましたように、河原地区のほうのひとり暮らしはどうするかという話もございましたけれども、そこら辺は民生委員さんあたりにひとり暮らしのところは見回っていただいております。社協からも牛乳を配布したりとかしているということで、何日も牛乳を受けるところがたまっておったならば、どうかあるんじゃないかなというような形でしております。

辺地債の内容につきましては、担当のほう詳しいわけでございます。私もそこまで内容は詳しくございませんけれども、そこら辺の内容を見ながら、今後また検討するところは検討していかなきゃならないというふうに思っております。そういうことでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ありがとうございます。

じゃ、最後に企画課長から力強い意気込みとやる気、元気というのをちょっと聞いて終わりたいと思います。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ありがたいご質問でございます。

今、村長も申し上げられましたように、この辺地債自体の取り組むべきことが可能であるならば、取り組まれるものはできるだけ一般財源を使わずし

てこういったものを活用させていただくならというふうに思っております。

また中身については、もう先ほども申し上げましたように、知識不足でございまして、自分でこの辺地債がどのようなものに活用できるかというのを認識しておりませんので、この辺も合わせたところで勉強したいというふうに思っております。その中である程度わかりましたら、村長なり議会の皆さん方に、こういったプランがあります、提案がありますということを申し上げるまでに勉強したいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前11時21分）

（午前11時33分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長に答弁を求めます。

○総務課長（泉田元宏君）すみません、先ほどの中西議員からのご要望で明快な答弁ができませんでして、大変失礼いたしました。

ちょっと今確認をいたしましたところ、駐在所の宇佐川さんのほうから老人会のほうにジャンパーの購入の何か呼びかけをされたということで、老人会のほうで、そちらの予算で20着ほど役員さん方で購入されて、今着用されているということでございましたので、一応お知らせしておきます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

ちょっと住民課長に2点お聞きいたします。

これは49ページの民生費、社会福祉費のところ、さっき福祉タクシーがありました、その下に、これは年金生活者等支援臨時福祉給付金ということで2,400万円ほど上げられて、これは上からのトンネルのようなものだと思いますが、これは新しくちょっと見たなというようなところで、大体年金生活で支援を受ける方というか、そういう方がどのくらいおって、この給付金は大体幾らなのかということと、もう一つ、59ページの予防費のところ、報酬のところ、ここに保健師さんや事務職員さんを上げてありますが、こういったことをやるのかなということとちょっとご質問いたします。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（西山春作君）それでは、まず49ページの年金生活者等支援臨時福祉給付金ですけれども、これは先ほど議員さんがおっしゃったとおり、国の事業に伴うものでございます。簡素な給付措置ということで、国の平成27年度事業ということで行うものでありまして、平成28年度中に65歳となる方に

つきまして支給を臨時的にしていくというものです。

対象が、平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち平成28年度中に65歳以上になられる方ということになっております。1人につき3万円を交付する事業となっております。西原村で今、対象見込みということで割り出した分は800人というふうに想定をしているところです。従来の平成27年度に1人につき6,000円された分の方に対して、その中で住民税が課税されない方、ただし住民税の課税者の扶養となっている場合を除くということになっております。

消費税率の引き上げに伴っての所得の少ない方への負担の影響を考慮して、臨時的に措置する給付金ということでございます。国の予算に伴う、100%財源は国からということで考えております。以上です。

それから、引き続きまして59ページの予防費の報酬の中で、保健師と事務職員というところでございますが、ここは平成28年度中に職員の保健師が育児休業に入るということで、その代替を考えての予算ということで考えております。以上です。

○議長（坂梨公介君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）わかりました。育児ということなら、新規の何かをやるのかなと思ったんですが、それはしようがありませんね。

それから、もう一つだったか、住民健診をいつも国民健康保険のあれで受けておりますが、これはJAの厚生連に委託されてやっておりますが、大体いつもの受診、見る方はずっとおられますが、受診率がどのくらい今なっているのかなということと、その結果、病気が出てきて、どういう成果を上げているのかあたりをちょっとよろしくお伝えください。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（西山春作君）受診率は今のところまだはつきりわからないところですけども、受診率といいますか、もともと想定する分母が確定というのがしていないものですから、そのうちの何人ということで受診率という形になると思いますが、ですから受診率という形ではちょっと出せないかなと思っております。結果としては受診者が何人されましたということでの報告は、決算なりで報告をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）すみません。私もそういうところは詳しくわかりませんでしたので、大体の受診者は年々どういう方向に向かっているんですか。多くなるとっとな、そんなに横ばいかなというような感じです。これも今度、総合体育館あたりで体力増進のための、健康増進のための施設がつくられますので、そういう観点からもちょっと聞いとったほうがいいかなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（西山春作君）先ほどの受診率の向上ということだと思いますけれども、特定健診につきましても、大体50%台というふうに考えております。その特定健診の受診率向上につきましても、保健指導、集団検診、それから平成27年度から始めている2つの医療機関での個別の健診の実施、それから未受診者に対するの通知等で受診勧奨を行っていくこと等を行うということにしております。

国民健康保険についても、国保の保険証の発送時に特定健診の受診の勧奨を進めるということで、それから医療費がどのくらいかかっていると個人ごとにお知らせをするのを実際にしておりますけれども、それから、どの程度ジェネリック医薬品のほうに改正といたしますか、変えた場合にどのくらいの費用が安くなるとか、そういうのを含めたところで今後も続けていきたいと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）すみません。今度は委員会のときに聞くのを忘れていましたので、この場でちょっとお尋ねしますが、76ページです。土木費の河川費のところ、節19で急傾斜地崩壊対策事業負担金ということ。一応100万円程度上げておられますが、どのような計画で今やっておられるのか、産業課長、よろしくをお願いします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）こちらのほうにつきましては、議員もご承知かと思いますが、新たに多々良の一番奥のほうを、一応県のほうにずっと要望をいたしておりますので、もしそれが工事ができれば、その負担金として上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）なら、まだ確定というような感じではないと、県次第というような感じですか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）はい。まだ確定ではありませんけれども、もうこの件につきましてはずっと要望しておりますし、まだ確定ではございません。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）先ほどの年金の関係のあれですけれども、国からの補助ですが、無年金者の方は出るのかなと。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（西山春作君）年金をもらわれていない方も該当する方はされます。所得とかによりますので。

○2番議員（中西義信君）わかりました。

先ほどの提案とやった件ですけれども、これは交通課の知り合いがいます、やっぱり夕方は暗いときが一番危ないと。それで、やっぱり黄色いたすき等を普及したほうがいいというところから言いましたので、今後も考えてほしいです。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番、坂本です。

ページは66ページ、農林水産業費の中でふれあい祭り補助、これが120万円毎年上がっておりますけれども、金額的に結構あの祭りでは高いなと思っております。この内容と集客に対してどう思われているかをお聞きします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）ふれあい祭りにつきましては11月ごろ実施をさせていただきます、午前中に教育フォーラムと一緒にさせていただいているところがございますが、一応いつか坂本議員のほうでは補助を引っ張ってきていただいて、そのときにはいろいろ出し物といいますか、そういうので子どももたくさん寄っていただいて、人数も多かったかなと思います。

昨年も一応予算の範囲内で120万円でやらせていただいて、集客については最後、片づけ等もあって、村長のほうからも話があったんですが、なかなか多かったんじゃないかなというふうに感じておりますし、できれば増額をしたいところですが、今後何か補助金等であれば、それをまた充てながら地域のPRとしてまた盛り上げていきたいとは思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番、坂本です。

何回か自分も参加しておりますけれども、集客のほうは今までは少なかつたのではないかと思いますので、まだまだ集客のほうに力を入れて、新しいものも取り入れたりして、住民の方を楽しませるような内容にさせていただきたいと思います。終わります。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

まずは執行部側にお礼を含めた質疑を1つさせていただきたいと思っております。昨年平成27年、河原小学校より執行部側には要望書、議会には陳情書という形で来たやつが、今回当初予算計上ということで大変うれしく思っております。河原小学校も皆さんご承知のとおりでございます。自転車においてはもうギネスブック並みの連覇記録ということと、創立以来、もう8年すると150周年になります。142周年ということですが、非常に長い伝統があ

る小学校でございます。今回、当初で計上していただきました。まずはありがたく思っております。

それで、これの執行時期です。平成27年度の補正の中で、ちょっと執行時期の云々くんぬんという話を若干しましたけれども、執行時期について伺います。どのぐらいの時期で工事をされる予定ですか。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）お答えします。

執行時期につきましては、学校等と相談しながらになってくると思いますが、夏休み中がいいんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

正門といいますと、門扉関係でいいますと、一応保護者、毎日送り迎え等、授業がある期間は行かんだろうということと、一番休みの長い期間ということで、夏休みというのが妥当なラインでしょうと私どもも思っておりますので、その辺、これはもう執行部の特権でございますので、執行時期に関しては私どもは注文を言うところじゃありません。指摘をするところでございますけれども、夏休みというお話がありましたので、それを期待したいと思います。

続きまして、項目を変えます。ようございますか。

先ほどの林田議員の質問に関しての答弁で、ちょっと私、まだ腑に落ちませんので、76ページです。単県の負担行為についてのことでございます。

確定していませんというお話でしたけれども、当初で100万円組んでおられます。確定していないのは、事業はするというので、金額の確定がしていないのかというふうに受け取りましたけれども、まず、急傾斜の単県事業の負担の割合も含めて、もう冒頭でしないということだったら科目計上、1,000円計上でよかったと思っておりますけれども、今回100万円の単費を計上していますので、説明をちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）これにつきましては、擁壁の施工延長が40mほどで、事業費が一応300万円ということで、負担金としては3分の1というところでございます。

それから、県のほうから当初予算、予定箇所として西原村のほうが上がっておりますので、今回ちょっと計上はさせていただいておりますが、まだあくまでも予定でございますので、確定通知が来るまではちょっとはっきりしたご答弁はできなかったものですから、まだ確定ではありませんということでお答えいたしました。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）県議会も3月定例会中ということで、予算が通らん



と確定しないというのが現状だと思います。県も一応予算計上したということであると思いますが、今回の多々良急傾斜関係ですけれども、本来ならここは国庫補助事業の場所で当初色割りされていた場所です。その当時、着工前にちょっと県との説明不足といいますか、その辺がありまして、当初しなかったという箇所でございます。本来なら補助事業としてやれた場所でしょうけれども、今回、単県事業として県も計上されるということですので、危険性的にも高いというところではあります。

平成26年度、平成27年度、私たち議会も単県事業というお話のものを県議会議員、阿蘇地域振興局、熊本県庁の土木部の担当課にいろいろ陳情しております。その成果が出てきております。具体的に言いますと、平成27年度、今の年度ですけれども、布田川の単県の河川掘削、これが冒頭あっておりまして、また繰越分で現在発注されております。あと滝川関係も繰越物件で発注されました。あと、熊本高森線等の、これは単県で本来ならされる箇所だったんでしょうけれども、広域連携等の中で地元負担行為もなく、舗装も予定以上にやっていただきました。非常に熊本県には感謝しているところです。

ところで、今回多々良分ということで3分の1の負担行為があります。今回、一般財源化で、単費で計上されております。財源的にもこれは起債対応ができなかったのかということも思っております。今、一般単独事業債の中の防災・減災事業債ということで、充当100%で交付税措置が7割というほかの事業がありますけれども、こういうこともできなかったのかというふうな疑問符はありますけれども、今回の多々良部分に関しましては本来国がやる事業の場所だったということで、安易にできたのかなと、私どもも陳情して、感触的にもそういう感じを受けましたけれども。

本来、この急傾斜事業というのは単県部分が大体残っております。滝、田中、それと葛目関係が大体主流ですけれども、単県事業関係は残っておりますが、そちらのほうはなかなかできないという状況で、議会でも陳情いたしましても、振興局の担当課の課長もなかなか難しいですねという判断をされております。しかしながら、現課長がそういうふうに言われたというふうには私どもは解釈しております。歴代課長は二、三年で配属転換をするわけですが、過去歴代、やりますと言った課長が何人かもおられるわけです。

なかなか予算計上的には本村のほうにならなかったという経緯もありますけれども、生活されておられる方は非常に困っておられます。平成27年期間中も梅雨が来るたびに裏が少し崩れ出して、逃げようかどうしようか迷いながらもおられたというところで、その後自分たちで土砂を片づけられたという経緯も聞いております。

農地に関しては、規定の中で小規模債の補助金をつくりましたね。これで小さな土砂出しとかいうのはあらかじめ補助が出るようになりました。しかし、自分の自宅、上が農地であろうが山であろうが、自分の自宅に関しては出な

いというところが非常に難しいところです。しかしながら一番大事なの、やはり住む場所があって自分の生命を維持すること、生活の中で一番基盤です。これをどうにかしてやるのが行政じゃなかろうかというところでありませう。そういった観点から、自分の家の裏だけ自分がすっとは当たり前たいという、勝手な回答をすればそういうふうになるんでしょうけれども、そこは地主が違ったり、非常に難しいところになってきます。

やはり優しい村づくり、安心・安全な村づくりの中で、農地はあらかじめそういった小規模的なやつはできてきました。あと農道、林道におきましては、原材料支給、生コン、二次製品等の材料支給、今回も計上されてありますけれどもあるわけです。しかしながら、なかなか一番大事な住む場所、生命にかかわる場所に関してそういう手だてがないというのが現状ですけれども、どうにかそれはできないかということで、これは村長にお伺いしたいと思いますけれども、どういった対応が可能なのか。村長がおられますけれども、村長は県のほうにまた引き続きその辺はお願いして行っていただきたいと思うんですけれども、村単独としてその辺が何かできないか、考えるところがあればお聞かせください。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）急傾斜について、住宅等の裏あるいは前等が危険なところに家が建っているところに村単独で何か手だてはできないかということであるかと思えます。

最近家を建てておられる方は、事前に自分でなされる方もかなりおられます。後でどうにもできないということで、裏が田んぼだ、田んぼの水が入ってくると、自分の屋敷に入ってくるということで、自分で擁壁をされている方もございます。ただし、昔から家を建てている方、裏にもう機械も入らないと、どうにもならないと、ただ裏山が崩れてくるからどうにかできないかというお尋ねもございます。

どのような形でそこを村単独でどうにか実施できないかという思いもございます。そうならばそういったことを含めて、裏とか、自分の家が崖下に崩れるようなところに建っておるとかということがございますので、そこら辺はやはり慎重にやらないと、そういったところに建てて、自分の家の前へば石垣つけてくれんかとかいうことになってしまうと、示しがないような形になりますので、負担割合もそのこともございましょう。そこら辺を踏まえて内容をするとすれば、その内容を十二分に検討する必要があるというふうに思っております。これを裏が土手のところに家を建てて、後でこれを何かしてくれと、下の崖のところに家を建ててどうかしてくれという事案も数多くなってきやしないかと、単なる農災等で崩れたと、雨が降って、何mm以上降ったからそれならやりましょうという問題とは違いますので、そういったことも含めて検討するならばと、要は内容を再度確認しながら、議員の皆

さん方にもこれならどうだろうかということをお示ししながら進めていくなればというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

自分で注意しながらの前向きな答弁として受けましたけれども、やはり自宅に関しては崖条例、急傾斜の、国の補助事業の規定、単県事業の規定があります。5m5件、10件10m以上とか、傾斜角度のやつにはほぼ類似、該当するところ、戸数的に、全体的にいうと戸数が該当しているんですけども、既に終わって、今回多々良もそうですけれども、1件残っております。それで単県に変わったということだと思いますけれども、そういった形で1件、2件残ったところは、そういうふうに非常に対応が苦しくなってくるので、その辺のカバーをするといった規定なりがあればいいのかなというふうな感覚も受けておりますので、議会としてもその辺、前向きな検討を、私どもも知恵を出し合いながらやっていきたいと考えておりますので、来年度以降、また小規模農災の補助という名目のような話がこの中にあれば幸いと思いません。この質問は終わります。

もう1点、保育園の関係のお話、田島先生からも少しありましたけれども、今国会の中で非常に取り上げられております。やはり保育園保育士になる方、実際資格を持っておられるけれども、なかなか従事してくれる方がいないということで、今国会の自民党、安倍内閣のあれでは、月額報酬を上げるんじゃないなくて、新赴任した方に何か20万円をあげるとかいった形で対応をされておるようです。

本村におきましても、認可保育園に関しましては国県補助を入れながら人の対応をしておるわけです。直営のにしはら保育園に関しましては、なかなかそういったこともできていないというところなんです。田島先生の質問の中で、職員の嘱託の方で生徒、担任を持っておられる方、副担の方、7,500円と7,000円、臨時の方はもっと安かったですよね。四、五千円程度ということ委員会で中でお話を聞いておりますけれども、やはり民間保育園のほうにそういった力が入るということになる、民間保育園のほう職員としていいんじゃないかという形で移行される方がふえてきそうなどころであると思えます。

にしはら保育園、やはり規模も200人規模の保育園であります。やはり充実した保育を保護者の方も願っておると、当然そうであろうというふうなことを考えられておりますけれども、一度その辺、報酬を含めて、やはり人員確保が第一です。保健師さんもそうだと思います。今度社協のほうも新たに来年度以降3名体制の包括支援センターになるということも大体、ほぼ案の中で出てくると思えます。そういった方で、やっぱり有資格者の方のもうちよっと金銭面の保障をどうにかできないかということで考えておりますので、

協議の場を持つなり、執行部側であらかた考えられても結構ですけれども、その辺何らかの措置ができないか考えております。答弁をちょっと求めたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）いわゆる保育士に対しての処遇改善だろうというふうに思います。

私ども西原村の保育園は、臨時さん等を含めて、阿蘇郡内でもかなりいいほうでございます。担任7,500円、副担任は7,200円ということで、交通費も臨時さんの中には報酬の中に入れておるといような状況でいるわけでございます。

ただ、臨時で来ておっても、民間保育園に来てもらえるのか、正社員として、正職員として採用するからと言われれば、職員の方が流れていくということも想像するところでございます。本来ならばやはり保育士を確保するにはそれなりの手当が必要ではないかというふうにも思っております。阿蘇郡内の動向も見る必要があるかと思っておりますけれども、確かにうちはいいほうであるということは、私もわかっておるわけでございますので、どこまでどうしたがいいか、保育士が来ていただけない、保育士が足りないようになるといけないので、子どもたちは今、ことしも180人ほど当初から入園予定者がおりますので、保育士の確保という面からも少し考えていかななくてはならないんじゃないかなというふうに思います。

ただ、よその町村と比べて余り差が出ますと、一般的に見ればそういったところからも批判がありはしないかということも考えられますので、そこら辺も含めて検討するならばというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）教育委員会のほうにちょっとお尋ねしますけれども、社会教育面で、昨年婚活をされたと思っておりますけれども、本年はちょっと予算が組めるのか、また今後そういう活動を続けていくのか、続けていくなればどういう内容でやっていくのか、そこら辺も計画があれば教育委員会としてお話をいただくならばと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）お答えします。

婚活につきましては、青少年のほうで一応やっていたような形になってきますので、あちらのほうにお任せしているような状態でございます。前年度も一応、青少年の山河塾のほうでやっていただきましたけれども、今後も一応そちらのほうで進めていただくならということで考えております。以上です。

○議長（坂梨公介君）4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）山河塾が主催でやるということですか。そこは一番主体になる、代表者の方はどなたになるんですか。山河塾の代表。

○教育課長（塚元利文君）松岡寛泰さんにやっていただいております。

○4番議員（西口義充君）松岡寛泰さんというと、農業をされておられる方ですか。ああ、そうですか。そこら辺がちょっと私もわかりませんでした、計画はあるんですね。まだそこら辺の話まではいっていないということですか。

なるべく、せつかく続けられておりますので、やはり西原村の若者はちょっとおとなしすぎるかなと思っております。やはり実績を上げるやり方をしないと、よそはやっておりますので、そういう方向の訂正もしながら進めていただきたいと思っておりますので、ぜひ一組でもできれば活気がつくんじゃないかなと思っておりますので、予算もそれに対しては村は反対はしませんと思います。どんどんやっていただいて、若者の活性化のためにお金を使っていたらなと思うので、気合いを入れてお願いします。以上、終わります。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

ページが74ページ、土木費の道路橋梁費、道路維持費の中の需用費、修繕費ということで8万円だけ計上されております。8万円で維持の緊急対応等ができるのかなと思いながら質問しておりますので、内訳を含めてちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）失礼しました。

この修繕費につきましては、産業課のほうで数台、軽トラックからワゴン車、ローダー等を持っておりますので、その公用車のタイヤ等、あるいはローダー等の修理費として計上させていただいております。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）申しわけないない。間違いました。

言っておるのは、原材料費とか、負担補助金、交付金の関係と、緊急対応的な対応ができるのかということで質問だったんですけども、修繕費は車の修繕費だったですね。

というのが、橋梁の長期寿命化計画を立てられて、ホームページでも書いてありますけれども、延命を図りながら、適切に補修しながら、点検しながら対応していくと、委託の点検費もなかったものですから、その辺も含めて聞いたんですけども、大規模林道の中に宮山の入り口、1億円ちょっとかけてつくった橋があります。布田川を横断しておるんですよ。あの橋のトランスフレックス、伸縮装置のところのディポット関係が昨年見受けられました。ということで、職員の方が常温合材で穴は塞いでおられます。

もう1点気づいたのが、佐藤税務課長のそばの宮山の部落内の橋が、当然古い橋になるんですけれども、はりといえますか地覆の下、これは構造的に非常にはんえんする場所ですけれども、点検の指摘がなかったのかどうかわかりませんが、鉄筋が出て腐食が進みます。何らかの措置をせにゃいかんというふうに、多分出てこにゃいかん案件だったかもしれませんが、なかなか塗り方もしない、腐食防止がされていないということで気づいていたものですから、その辺含めて長期寿命化計画を立てたと、緊急的にやらにゃいかんところが多分出てきとるんだと思うんですけれども、その辺見落としも多いと、点検をしながらやっていかにゃいかん案件であります。

やはりその辺含めて、職員に全部点検して回れというといかんで、その辺、緊急的な対応策を考えるときに委託されたり、熊本県がやっておる年間維持委託関係もあります。年間300万円程度西原村内でやられるわけですけれども、そういった形で緊急的に何かやれる、措置できるような体制を組んどかんといかんのかなと、時期もそういう時期に来ているんだろうというふうに思いましたので提案を含めて言ったわけですけれども、すぐ対処していただきたいと、梅雨前までにやっておかんとちょっとまずいだろうというふうにも思いましたので、当初計上されていないので対応策として、ちょっと緊急的な場合、村長、臨時会をせんでもいいですけれども、そういう対応策的なやつをやっていたらと思えますけれども、大丈夫でしょうか。

まず、鉄筋が出ておるということを土木屋としてどぎゃん思いよつとですか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）宮山集落の中の高い橋でしたか、短いけれども、あの橋のことでしょう。鉄筋が出ているということで、私は存じてはおりませんでしたけれども、橋梁の点検の中でそういった方向があったならば、何らかの手だてはしなけりゃならないんだらうと。申し出がなかったら、議員さんあたりもそういったところがあったらぜひ教えていただきたいと、急がんといかんというようなことであれば早急にしなきゃならないというふうに思います。

今の、いろいろ申されておりますけれども、やはり今回の予算等にも梅雨前にしなくちゃならないような工事もございます。いろんなところも、やりかけた工事の、去年から続けておる工事のあたりは、多分布田1号線あたりも早くしなくちゃならないんだらうと。そうすると、さっきの維持工事の中で小園大切畑線もございました。あれも用水路と道水が入ってくる側溝が交差して、全部田んぼに入りますので、うまく立体的な排水をしてやらんといかんと、それも梅雨前にしてやらんといかんとというようなところもございませぬので、そういったところも含めて全体的に見て、早くしなくちゃならないところは予算を承認いただいたならば早目にしていくという形でやっていき

たいというふうに思っています。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）危険性の指摘があった場所は早急な対応が必要という事で、項目は違いますけれども、冒頭、予算書の前に書いてありますね。その管内のやつの流用は可能だよというところに対応願えればと思いますので、後ほどその辺を補正でまた上げていただければと思いますので、よろしく。産業課長、ちょっとその辺、緊急に対応していただきたいと思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

教育課長。

○教育課長（塚元利文君）すみません。宮田議員のさっきの質問の件なんですけれども、一応夏休みを計画しているということなんですけれども、工事箇所内に水路が通っておりますので、一応水利権者の方の同意を得られればということで追加させていただきます。すみません。

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）田島です。

今回の予算案では、当初村長の説明にもありましたように、大変積極的ないい方針も多々ございまして、福祉タクシーの拡充だとか、それから今後のことでしょうけれども、高3までの医療費無料化だとか、いろいろと運動施設への方向と、いろいろ評価できる場所を感じております。

ただしかし、反対するところも述べなくてはなりませんので、それはやはりかねてから申しましておりますように、マイナンバー制度という、これは国の制度でございましてけれども、やはりこれから先、成り済ましたとか詐欺、それから人間が改ざんすることによるヒューマンエラー、ネットから破られるとかさまざまなことが、もう既に韓国ではいろいろな弊害があつておまして、韓国の運動団体から日本には、こういう制度は韓国の実態から学んでやめたほうが良いというふうな忠告までなされているというような状況でございまして。そういった中で、やはりこれには反対しなくてはならないだろうと。

またそれから、今後の積極的な提案型になりますけれども、熊本市とのお年寄りの交通の面で、何らかの整合性を求めて、無料とは言いませんけれども、大いに熊本市内からも西原村にそういったパス券でこられる場合は、熊本市から一歩外れたら使えないというようなことではあるでしょうから、また相互乗り入れということで、西原村民のお年寄りなども大いに熊本市内のせっかくの利用ができるということですから、そういった補助なりを充実させていただくということ。

それからもう一つつけ加えますと、これも積極的な提案になりますけれど

も、教育の中で、やはり一般質問でも申し上げましたが、子ども議会だとか、模擬投票などをして、子どもたちの段階から政治に目を向けるようにしてはどうかということの続きなのですからけれども、講師謝金というのがありますけれども、西原村では山河の館で風の子塾だとか、いろいろと教育長が力を入れられてきてされておりますけれども、そういう中でぜひ今、NIEというのが言われておまして、新聞を教育の中で使う、活用するということ言われております。こういったものも広報委員として私たちは熊日の越地真一郎氏にいろいろと編集の指導を受けておりますけれども、たまたまNIEという運動をされておられるようでございます。そういったもので、やはり今世の中がどうなっているのかということに関心を持ってもらうという点で、講師謝金などを活用して、そういった勉強会の機会も盛り込んでどうかと、これは積極的な提案ということで申し上げながら、反対討論とさせていただきます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）田島先生も非常に苦勞しながら反対討論をされておるといのが現実です。提案をしながら反対をする人はなかなかおらんわけですけれども、やはり反対の根源は、マイナンバー制度ということが予算計上されておるといことであります。

確かに予算は計上する、これが西原村に予算が計上されなかったらどうなるかといった思いを感じながら聞いたわけですからけれども、マイナンバー制度は冒頭より申し上げましたように国策ということで、黙って個人の番号を振られてあります。そういったことで逃げように逃げられないと、非常に私も逃げたいところでありましたけれども、逃げられない状況ということで、だったら守ってもらわにやいかんといふところの、最寄りの役場に守ってもらわねばならないので、その辺の予算もびっちり入っておると、職員の体制も大分変わるようなお話でありました。気構えも前定例会でも聞いております。そういったことで、マイナンバー制度に関してはいかざるを得ないといふことであります。

なお、今回の一般会計予算、村長の施政方針演説の中でありました、強い村、また住みやすい、住み続けたい村、もとより安心・安全な村づくりのために予算が組み込まれております。やはり議会と執行部、指摘しながら、また話し合いながらやっていくということが大前提でありますので、やはり今回の一般会計予算に関しましては問題ないといふことで、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。



議案第33号、平成28年度西原村一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(坂梨公介君) 起立多数であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 0時30分)

(午後 1時28分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第34号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 西山春作君 登壇 説明)

○住民課長(西山春作君) それでは、議案第34号についてご説明いたします。

議案第34号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

あけていただきまして、1ページでございます。

平成28年度西原村国民健康保険特別会計予算。

平成28年度西原村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億2,673万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳入歳出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における款内での、これらの経費の各項間の流用。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

7ページの歳入をお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保

険税 1 億 7,660 万円でございます。同じ国民健康保険税の目 2 退職被保険者国民健康保険税は 1,022 万 6,000 円でございます。これら現年度課税分は、平成 28 年 1 月下旬の算定を基準に算出いたしました。

8 ページをお願いいたします。

8 ページの中段をお願いいたします。款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金は 1 億 8,093 万 9,000 円を計上しております。目 1 の療養給付費負担金の減額が主な要因でございます。

下段の款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金は 6,605 万 5,000 円を計上しております。過去 3 カ年の実績を考慮しての計上でございます。

9 ページをお願いいたします。

9 ページ上段、一番上のほうですけれども、款 4 療養給付費等交付金、項 1 療養給付費等交付金、目 1 療養給付費等交付金は 2,038 万 1,000 円を計上しております。これは退職被保険者の療養給付費等に対します社会保険診療報酬支払基金の交付金で、平成 28 年度交付見込み額を計上しております。

その下の款 5 前期高齢者交付金、項 1 前期高齢者交付金、目 1 前期高齢者交付金は 2 億 1,536 万 6,000 円を計上しております。この交付金は、前期高齢者、65 歳から 74 歳までの方の加入率が全国平均よりも高い保険者に対して医療費の不均衡を調整するために交付されるもので、社会保険診療報酬支払基金から交付されます。

その下の款 6 県支出金、項 1 県負担金は 540 万 2,000 円を計上しております。これは高額な医療費に対する給付費の発生が国保財政に与える影響を緩和することを目的に、国保連合会が主体となり実施する高額医療費共同事業拠出金に充てるための交付金及び特定健康調査等負担金でございます。

その下で、款 6 県支出金、項 2 県補助金、目 1 財政調整交付金は 4,608 万円を計上しております。これは市町村間の所得格差を調整するための交付金で、県の補助金算定をもとに算出しております。

一番下の下段の、款 7 共同事業交付金、項 1 共同事業交付金、目 1 高額医療費共同事業交付金 1,826 万 2,000 円、目 2 保険財政共同安定化事業交付金については 2 億 1,203 万 8,000 円を予算計上しております。これは保険者の保険財政安定化を図ることを目的に国保連合会が主体となり実施する共同事業で、それぞれの事業の交付基準医療費に対して交付される交付金でございます。

10 ページをお願いいたします。

10 ページの上段でございますが、款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金は 7,427 万 2,000 円を計上しております。保険基盤安定繰入金などの法定繰入金 6,427 万 2,000 円及び法定外繰入金 1,000 万円でございます。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

12 ページをお願いします。

12 ページは事務経費でございます。

13ページをお願いいたします。

13ページ下段にあります保険給付費をお願いします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費5億400万円、目2 退職被保険者療養給付費2,300万円です。一般被保険者については平成27年度と過去3年の実績から算出し、退職被保険者については被保険者数の減少による減額を見込んで計上しております。

14ページをお願いします。

14ページの上から2段目ですけれども、款2 保険給付費、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費8,000万円、目2 退職被保険者高額療養費300万円でございます。高額療養費についても療養給付費と同様に、一般被保険者高額療養費については平成27年度と過去3年の実績等を考慮して予算計上をさせていただいております。

15ページをお願いします。

一番上、上段になりますが、款2 保険給付費、項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金504万円。前年同額でございます。

3段目になりますけれども、款3 後期高齢者支援金等、項1 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金1億226万2,000円です。後期高齢者医療広域連合に対して交付金を交付する費用に充てるため、社会保険診療報酬支払基金が保険者から徴収するものでございます。

16ページをお願いいたします。

中段ですけれども、款6 介護納付金、項1 介護納付金、目1 介護納付金4,558万8,000円でございます。これは国の算定基礎をもとに試算した額を計上しております。

下段の款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費共同事業拠出金1,696万5,000円。目2 保険財政共同安定化事業拠出金2億2,767万円を計上しております。これにつきましても過去3年間の拠出対象額等をもとに算出した拠出金額を計上しております。

17ページをお願いします。

上段ですけれども、款8 保険事業費、項1 特定健康審査等事業費、目1 特定健康審査等事業費540万9,000円でございます。この節13委託料の492万5,000円ですけれども、これは平成20年度から実施しています特定健診事業の委託料を計上しております。

19ページをお願いします。

19ページの予備費ですけれども、計上できる財源がございませんので1,000円のみ予算計上としております。

現在の情報をもとに歳入歳出予算の積み上げを行いました。1,000万円ほどの財源不足となり、平成27年度最終補正予算同様にやむを得ず一般会計からの法定外繰入金をお願いすることといたしました。以上でございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

この国保会計と申しますのは、一般会計とも連動しているところがございまして、私は予防医療という点から精神保健、これがWHOでも5大疾病の1つというふうになりまして、力を入れていかななくてはならないとしているところではありますけれども、そこで質問ですけれども、西原村では精神障害者家族会、地域家族会というのが解散した、数年前ですけれども。各阿蘇郡市町村の中でただ一つ地域家族会がない西原村となっております。

このままでいきますと、やはり精神病院から退院されました方が地域の中で安心して暮らすとか、またその家族の皆さんがきちんとフォローするとか、そういった点で弱くなってくるのではないかと思います。そうなりますと、やはり医療費というのが、その分、5大疾病の一つであります精神の部分がかさんできはしないだろうかと思います。その点、家族会はないままで推移していいものかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（西山春作君）今、言われました精神的な病の方の家族会につきましては、今おっしゃられたとおり、何年か前に解散といたしますか、なくなったという話は聞いております。家族会のほうはほかの阿蘇郡のところではあるということですが、やはり家族の方が自分たちでされているのかなというふうに考えております。もしそういうのが必要ということがあるなら、やはり支援という形ではしていくという方向にはなるかなと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）今、私も家族の一人ではございますけれども、家族会を地域で立ち上げようとしても、なかなか個人情報保護ということで、どこに家族がおられるのかということがさっぱりわからないということで、そういう状況なんです。

それで、一つ方法といたしましては、役場のほうでは把握しておられると思います。ですから、いろんな学習会とか、これを家族会準備会ということで誰か頭になる人が出てこられましたら、その人と一緒になって学習会を催していただければ、それに参加した人がお互いに知り合って、そこで家族会を本格的に結成しようかなという機運になると思いますので、できましたら役場のほうでも家族任せということでなくて、家族会ができるチャンスをつくっていただけたらと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）田島議員さんが今申されました、田島議員さんのところもそういうことであるということでございますけれども、なかなか家族の方も表に出したくない、引きこもりがちなところがございます。かといって、村の得た情報を表に出すわけにはまいらないということで、なかなか厳しいところがございます。

田島議員さんのほうがそういったことで、そういった家族の方とおつき合い等があれば、そういったところで名前を出していいのかとその方に、そういったことで出していただければこちらも把握するところができますけれども、それを村のほうが把握してもなかなか表に出せないところが実情であると。重度の方は病院におられるわけでございますけれども、軽度の方は家庭に帰られる方もおられると思いますので、そういったところも含めて、疾患の患者の方々の家族会ということをつくるとすれば、何らかの形でそういった情報をいただけないと、なかなか私どものほうから出すわけにはいかないということがございますので、そこら辺はご理解いただきたい。

そして、田島議員のほうが率先してそういったことをしていただければ、村としてはお手伝いをすることができるということがございますので、よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）ありがとうございます。

なかなか家族といいますが、精神障害になりましても大分回復した方もおられるということで、そこまでは把握されていないのかもしれないかもしれませんが、今、阿蘇市郡全体の家族会というのはありまして、たまたまあしたですけれども、白水庁舎におきまして、親なき後の家族の当事者をどうするかというようなテーマで学習会があるそうで、私も行ってまいりますけれども、そういったものもやはり行政側とのタイアップで呼びかけられているようです。

西原村からも担当の方が行っていただけるということで、私も行きますけれども、そういうふうなことでたまたまそこに参加する方がありましたら、西原村の広報にも掲載していただいています。誰が来られるかわかりませんが、そういったチャンスがあるわけです。これをぜひ西原村でもやっていただけるかなと思ひまして、その辺を期待しております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）反対討論を申し上げます。

法定外繰入の件も計上していただいております、大変ありがたいことで

す。そうした中で、先ほども申しましたように、WHOも5大疾病の一つが精神であるということで大変力を入れておまして、西原村に今、予防医療という点で、予防医療と後のフォローという体制で、できるだけ医療費が精神の面でも削減していけるようにというようなことで今後力を入れていけば、少しでも医療費を下げるができるのではないかというようなことと、そしてそうしつつも、やはり今、社会保障の一つでありまして、社会的に消費税が10%だとかいうことでなろうとしていまして、貧困層がふえる。そうしますと、憲法第25条の生存権という点で、その保障である大事な国民健康保険ということが、これを頼りにしているということでございますので、一層の引き下げを求めまして、反対討論といたします。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員、村上です。

この前の補正もそうでしたんですけれども、同じ国保の運営協議会の議員でもありますので、まさか反対討論は今回はなかろうと思っていました。確かに先ほど質問がありました精神的疾患、西原村だけが阿蘇郡市内にないということも、前回田島議員からもお伺いしましたが、じゃそういうことだったら、まず先進地に行って学べということで、どうしたら組織立てをするか。住民課長も村長においても、そういうことは個人情報保護法の観点から行政として率先して名簿等を出すわけにはいかないと、それは当たり前だと思いますし、そういう組織が立ち上がろうとするようなことであれば、また十分行政のほうも側面から応援するという言葉も今いただいております。

この予算の中身につきましても、法定外繰入が1,000万円ということで、これは私も、本当にこれ、大丈夫かということをお尋ねをしたところであります。しかしながら、どうしても運営的に厳しいということは、もうこれは目に見えております。恐らく1,000万円ではちょっと、かなり年度末的に厳しいかなという観点も持っておりますが、その範囲内でできるだけ努力してやっていくという、この予算の組み方でございまして、何しろ国民皆保険というのを国民あるいは住民みんなで守っていくということが一番の重要な観点ではなかろうかということをお申し上げまして、この予算についての、新年度予算についての計上ということは、何ら不服があるところではないということで、賛成討論といたします。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）村上議員が賛成討論していただきまして、田島先生の思いでちょっとフォローしとかにやならんところが、これは憲法第25条生存権のお話が出ましたので、国民健康保険、これの全てもう最低限、皆が通る保険ですけれども、ここで生存権の話がされて、生活保護関係も対象になると思いますけれども、国民健康保険税を値下げという話がありましたけれ

ども、もう既に段階的に払わないでいい方、また何分の1で軽減されておられる方、段階的にそうされてありますので、その辺の生存権の保障はこの国民健康保険に関してはされているということで、一般所得のある方が生活が苦しいということで、そういうふうに通じて至っていくという過程の中にはあるといったふうに理解しておりますので、この憲法解釈には少し語弊がありましたので、そういったことで反対討論の中身が少し不明確であったので、なおさら賛成ということでございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第34号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午後 1時57分）

（午後 1時58分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで議長より税務課長に対して申告業務を破綻の上、退席の申し出がありましたので、これを許しますので、税務課長は退席しますのでよろしくお願ひします。

日程第3、議案第35号、平成28年度西原村介護保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）それでは、議案第35号についてご説明いたします。

議案第35号、平成28年度西原村介護保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

あけていただきまして、1ページでございます。

平成28年度西原村介護保険特別会計予算。

平成28年度西原村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,001万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳

入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

4ページの「第2表 債務負担行為」についてでございます。

事項、地域包括支援センターシステムサーバー等リースでございます。期間は平成28年度から平成32年度の5年間です。支払限度額は198万円。年ごとの支払計画額は39万6,000円でございます。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

7ページ上段ですけれども、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料1億1,788万7,000円でございます。第6期介護保険事業計画の策定により、平成27年度から平成29年度の3年間の保険料基準額を月額5,400円としており、この基準額と第1号被保険者の増加を見込み、予算計上しております。

中段の、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億1,141万4,000円でございます。これは平成28年度給付見込み額を主に歳出予算の介護サービス諸費、高額介護サービス等費等に施設介護15%、居宅サービス及び地域密着型サービス20%の国庫負担率を乗じて計上しております。

その下の国庫支出金の項2国庫補助金、目1調整交付金5,408万5,000円でございます。これも平成28年度給付見込み額を計上しております。

下段の款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金1億7,609万2,000円でございます。これは、第2号被保険者40歳から64歳までの被保険者からの保険料で、平成28年度給付見込み額をもとに算出しております。

8ページをお願いします。

8ページの一番上、上段ですけれども、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金9,297万7,000円でございます。これも平成28年度給付見



込み額により、歳出予算の介護サービス等諸費等で県負担率を乗じて計上しております。

中ほどになりますけれども、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金7,861万3,000円でございます。これも介護サービス等諸費などに市町村負担の法定分12.5%を乗じて算出しております一般会計からの繰り入れでございます。

目2その他一般会計繰入金1,208万9,000円でございます。これは事務費に対する一般会計からの繰入金です。

9ページをお願いいたします。

2段目ですけれども、款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては500万円で、前年と同額でございます。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

10ページをお願いします。

上段ですけれども、一番上のほうになりますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費544万1,000円でございます。主に地域包括支援センター運営業務委託料（総合管理）分で500万円を計上しております。

下の、下段になりますが、款1総務費、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費は阿蘇広域介護認定審査会事務負担金308万8,000円を、それから目2の認定調査費は介護認定審査に必要な主治医の意見書作成に係る手数料など331万2,000円を計上しております。

11ページをお願いします。

2段目になりますが、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費5億8,630万円でございます。これも平成28年度の見込み額を予算計上させていただいております。

下から2段目になりますが、款2保険給付費、項2高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費1,440万円でございます。これは1割の自己負担が一定額を超えた場合、その超えた部分が給付されるというものでございます。

一番下、下段になりますが、款2保険給付費、項4特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者サービス等費2,640万円でございます。これは、低所得者施設等入所者への食費、居住費の一部負担分でございます。

12ページをお願いします。

一番上の上段になりますが、款3地域支援事業費、項1地域包括支援センター管理費、目1一般管理費723万8,000円でございます。平成27年度より運営を委託しております地域包括支援センター運営業務の事業管理費分が主なものでございます。

最後に、13ページの最後のところで予備費に503万6,000円を計上しております。以上でございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第35号、平成28年度西原村介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第36号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）それでは、議案第36号についてご説明いたします。

議案第36号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

あけていただきまして、1ページでございます。

平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計予算。

平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,700万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページ、歳入予算をお願いします。

一番上、上段ですけれども、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料2,737万6,000円。目2普通徴収保険料1,358万3,000円でございます。この後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の算出した額に特別徴収分の保険料については67%、普通徴収分を33%の割合で計上させていただいております。

それから、2つ下になりますけれども、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金522万6,000円。これは後期高齢者医療広域連合で算定しました額で、一般会計から繰り入れて後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

目2保険基盤安定繰入金2,428万3,000円でございます。これは後期高齢者医療広域連合で算定しました額で、低所得世帯に属する被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者について、保険料の均等割額を一定割合減額し負担を軽減する目的の県負担金を一般会計から繰り入れて熊本県後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

目3療養給付費繰入金7,538万円でございます。これは後期高齢者医療広域連合で算定しました額で、医療費総額相当額の12分の1を市町村が負担することになっております。

7ページをお願いします。

7ページ、下から2段目ですけれども、款5諸収入、項3受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入114万9,000円でございます。これは、後期高齢者医療広域連合の算定した額で、後期高齢者の方の健診に対します受託費でございます。

次に、歳出予算をお願いいたします。

8ページをお願いします。

8ページの一番下の段になりますけれども、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金1億4,503万8,000円でございます。主なものは、被保険者保険料負担金4,096万円、保険基盤安定負担金2,428万3,000円、療養給付費負担金7,538万1,000円などを熊本県後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。以上でございます。

ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第36号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第37号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 海東義朗君 登壇 説明)

○産業課長(海東義朗君) 議案第37号につきましてご説明いたします。

議案第37号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

あけていただきまして、1ページでございます。

平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算。

平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,519万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入予算をお願いいたします。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益の水道使用料は5,800万1,000円でございます。平成27年度と同額を計上しております。

目2その他営業収益には、昨年より3件少ない27件の新規加入分として、加入金270万円を見込んでおります。

款2繰越金には、昨年度より400万円増の1,300万円を計上しております。

7ページでございます。

歳出予算でございます。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費につきましては、主なものは節01給料から節04共済費までは担当職員の人件費でございます。

節11需用費では、消耗品費にメーター器購入費42万円、光熱水費に水源地、配水池電気代790万円、修繕費に水道施設修繕費を300万円等でございます。

次の8ページをお願いします。

8ページの節13委託料は、水道施設保守点検委託料40万円、中央監視システム保守点検委託料25万円、漏水調査委託料150万円を計上いたしております。

節15工事請負費には、村道役場堤下線、万徳新所線の道路拡張工事に伴う水道管布設工事、布田1号線改修工事に伴う水道管布設工事、鳥子工業団地調整池工事に伴い鳥子地区への給水管への接続のための水道管布設を行いたいと思っております。それから、県道堂園小森線の道路拡張に伴う両側への水道管布設工事の5カ所、2,304万円を計上しております。

次の9ページでございます。

項2営業外費用、目1企業債償還金として1,924万9,000円を計上しております。平成28年度末地方債現在高見込み額は、17ページに記載しておりますが1億4,734万8,000円となり、最終償還年度は平成38年度でございます。

目2消費税相当額に282万8,000円。

目3の積立金に8万円。

項3予備費に615万7,000円を計上いたしております。以上でございます。

ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）1点ほど質問します。

漏水調査委託料ということで150万円です、計上が。

決算期にだけ数字が出てきますけれども、給水、漏水の影響なのか、盗水の影響なのか75%程度の数字がありました。漏水調査ということで、点検の場所をはかっておったんじゃないかん、ずっと系統を詰めていかれると思うんですが、計上経費としてずっとこれは要るかと思えますけれども、今年度どの辺をされて、最終的には75%とかいう数字が目標的には100%になれば好ましいんでしょうけれども、そこまでいくことはまずほぼあり得ませんので、どの辺に目標を持ってやられるのか、その辺含めて返し願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）もう数年前でしたか、私が来てから1度漏水調査を高遊から新所方面をさせていただきました。すみません、今回の部分についてはちょっと地図をいただいておりますけれども、エリア、確かに単発的な部分、はっきりわかる部分については漏水修理してまいります、ある程

度の範囲で、エリアで調査はしていくところでございます。

また、そのときに見つかった箇所については随時修理をして、たしか78%ぐらいまで上昇したかと思いますが、宮田議員もおっしゃいましたように80%以上にはやっぱりしないといけないというようなことではございましたので、すみません、場所のほうがちよっとはつきり申せませんが、エリアで調査をしてまいります。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

同じ件です。中央簡易水道特別会計ということで、一般予算とは別でして、取り組むことに対してやっぱり、漏水の金額とかを計算されたことはあるのかと思って、というのが、私が仕事柄200t以上はトン当たり135円払っているわけで、現在も漏水があります。なかなか見つからないんです。やっぱり天気がいいときとかが二、三週間続けば我が家も、私になる前の代から布設してある水道管とかがありますから、今困っています。したがって、個人は結局きちんと払いますけれども、やっぱり管理する側として、日々で計算したら多大な金額になるんじゃないかと思っています。そういうのを念頭に置きながら取り組むべきだと思います。

これが一般会計予算の中に入っていたら、もうちょっとこれでいいのかという話をもっと早くから出ておるはずだと思います。特別会計で、別個にしてあるから、そんなに産業課とここの答弁ぐらいで何か終わるんじゃないかと思っています。そこら辺をもう一度確認、意識を持っていただきたいです。

○議長（坂梨公介君）答弁。産業課長。

○産業課長（海東義朗君）おっしゃるとおりでございます。

一つは確かに、管が、以前からも申しておりますように、上野議員からも質問がありまして、古い部分がありまして、そういう部分を改修していくのも一つの手かもしれませんが、今回事業のほうが多く、この際安くできたので、堂園小森線につきましては、昨年からはちよっとできませんでしたので、またことしも計上させていただいている部分はございますが、漏水につきましては、もう本当に調査のほうをまめにして、確かに努力のほうはしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第37号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第38号、平成28年度西原村工業用水道事業会計予算についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 海東義朗君 登壇 説明)

○産業課長(海東義朗君) 議案第38号につきましてご説明いたします。

議案第38号、平成28年度西原村工業用水道事業会計予算書、自平成28年4月1日から至平成29年3月31日、西原村。

あけていただきまして、2ページをお願いします。

平成28年度西原村工業用水道事業会計予算書。

総則。

第1条、平成28年度西原村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりと定める。

(1) 給水事業所数8カ所。(2) 年間総給水量23万1,775 t。(3) 1日平均給水量635 t。(4) 主要な建設改良費0。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出は、次のとおり定める。

収入。

第1款水道事業収益1,933万6,000円。第1項営業収益1,126万5,000円。第2項営業外収益807万円。第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用1,933万6,000円。第1項営業費用1,372万4,000円。第2項営業外費用45万円。第3項特別損失1,000円。第4項予備費516万1,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入、資本的支出はございません。

議会の議決を経なければ、流用することの出来ない経費。

第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費482万5,000円。(2) 交際費は0でございます。

利益剰余金処分。

第6条、繰越利益剰余金のうち100万円を次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金0。(2) 利益積立金0。(3) 建設改良積立金100万円。

たな卸資産購入限度額。

第7条、たな卸資産の購入限度額は、8万円とする。

平成28年3月7日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

15ページをお願いいたします。

平成28年度西原村工業用水道事業予算説明書。

収益的収入及び支出。

本年度の給水事業所数も、冒頭にもありましたように8カ所でございます。

1日の給水量といたしましては、昨年度実績として635tを予定しております。

超過量等については当初予算では加味しておりません。

また、平成26年度より会計制度の変更に伴い、歳入項目に項2 営業外収益、目3 長期前受金戻入、節1 長期前受金戻入として172万9,000円を計上しております。

16ページからの支出の水道事業費用につきましては、昨年度と変わりありませんが、17ページの目4 減価償却費が75万円の減額、款4 予備費が68万7,000円の増額をいたしております。

主なものとしては以上でございます。

審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第38号、平成28年度西原村工業用水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

日程第7、同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求める



ことについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 同意第1号についてご説明いたします。

同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成28年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字河原855番地1。

氏名、坂本健一。

生年月日、昭和27年2月20日。

提案理由。

教育委員坂本健一氏の任期満了に伴い再任いたしたく、任命のため議会の同意を要するためでございます。

次ページに履歴書を添付させていただいております。

ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりました。これより、同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第8、発議第1号、西原村議会会議規則の一部を改正する会議規則についてを議題とします。

内容の説明を提出者、林田直行君に求めます。

(7番議員 林田直行君 登壇 説明)

○7番議員(林田直行君) 7番、林田です。

発議第1号について、提出案を説明させていただきます。

発議第1号。

平成28年3月14日、西原村議会議長、坂梨公介様。

提出者、西原村議会議員、林田直行。賛成者、宮田勝則。同じく賛成者、西原村議会議員、山下一義です。

西原村議会会議規則の一部を改正する会議規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり西原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由といたしまして、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

1枚あけてお願いします。

西原村議会会議規則の一部を改正する会議規則。

西原村議会会議規則の一部を次のように改正する。

現在、西原村議会会議規則第2条、欠席届け出については、「議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない」とされております。今回、社会情勢などを勘案し、議会における欠席の届け出の取り扱いに関し、全国議長会に設置しております町村議会の制度運営に関する検討委員会におきまして、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定することを決定し、都道府県会長会において了承されました。

よって、会議規則第2条欠席の届け出の規定について、次の1項を加えることとなりました。

会議規則第2条第2項、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができるを新たに加えるものがあります。

附則。

この会議規則は公布の日から施行するということで、後に改正前、改正後の新旧対照表がありますので、ごらんになってください。

以上、提出の説明を終わります。

○議長（坂梨公介君）ただいま、提出者より内容の説明がございました。これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）最近国会議員において育休ということで、ここにはその議員とは男なのか女性なのかを書いていませんけれども、厳密にするために、例えば国会議員で問題になりましたように、妻が出産だというときにどうしても男の議員が欠席せざるを得ないというようなときがあるのかなと、よくわかりませんが、そんな疑問が国会議員のごたごたを見てお

りまして感じましたけれども、この条文では女性議員ということですか。念のためにお尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）ちょっと事務局より説明させますか。林田議員、できますか。

○7番議員（林田直行君）一応これは出産に関することということで、男性の方は恐らく無理だろうと思っておりますので、一応出産をするために女性の議員が議会に出席できないときは、日にちを定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することということであるということ、育児関係のことには一切触れておりませんので、今回の発議にいたしましては出産届の件についてでございますので。

○10番議員（田島敬一君）わかりました。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第1号、西原村議会会議規則の一部を改正する会議規則について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

日程第9、組合議会報告を行います。

組合議員から報告がございましたらお願いします。

7番、林田議員。

（7番議員 林田直行君 登壇 報告）

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

益城・嘉島・西原環境衛生施設組合で総会が行われまして、平成28年度の一般会計の予算が承認されましたのでご報告申し上げます。

報告だけで上げておきます。

益城・嘉島・西原環境衛生施設組合一般会計としまして、歳入の部が分担金及び負担金4億595万8,000円、使用料及び手数料6,920万円、財産収入3,735万円、繰入金2,000万円、繰越金1,000万円、諸収入588万2,000円。歳入合計5億4,839万円。

歳出。議会費としまして249万3,000円、総務費9,531万3,000円、衛生費4億4,758万4,000円、予備費300万円。歳出合計5億4,839万円となっております。

なお、私たち西原村の分担金といたしまして8,012万4,000円となっております。なお、これは全体の19.74%の分担割合でございます。

以上が平成28年度の予算でございます。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）お尋ねがないようですから、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

9番、宮田議員。

（9番議員 宮田勝則君 登壇 報告）

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

平成27年度の第5回の熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会、組合議会ではありませんけれども、協議会について報告いたします。

この協議会は、私が益城、嘉島、西原のクリーンセンターの副議長として参加しております。本村からは村長並びに議長が参加しております。

協議事項。第5回目の協議の中で、平成27年度の補正予算と平成28年度事業計画案及び予算案について、それと一般廃棄物広域処理基本計画素案についてということで協議をしております。

まず、一般会計の本村の予算にも、補正予算と当初予算のほうであらわれておりますけれども、平成27年度の補正予算の主なものでございますけれども、収入で6町村に各60万円を負担していただいて、合計の360万円を収入で補正をしております。

支出でございますけれども、360万円の主な使い先になるかと思えます。負担金ということで各3町村より、甲佐町が事務局長、益城町が係長、それに山都町から一般の平社員、平の職員が出ております。そちらの関係の職員費の増額であります。当初予算で計上されておりました2,250万円、これが精算上不足するということで460万円を追加して補正しております。残りは旅費関係、これは研修旅費でありますけれども、当初予算では九州外に視察に行くということで、幹事会が視察に行く予定でございましたけれども、九州管内、福岡県と大分県に行ったということで不用額が生じております。その分で90万円減額しております。そういったことでトータル歳入歳出それぞれ合計3,982万4,779円とするものです。

続きまして、平成28年度のまず予算案です。ことしふえております。

昨年6町村に600万円ずつ出していただいて、合計3,600万円の町村負担金ということでありましたけれども、平成28年度は800万円ずつ6町村、均等割でやるということで4,800万円計上されております。

あと、支出の主なものでございます。

負担金が各町村からの職員の3名分、2,775万円分、それに今回研修費と

ということで、研修会の参加負担金ということで54万7,000円計上されております。旅費に関しては昨年とほぼ同額でございます。149万2,000円で、一応研修費ということであります。あと、今回報酬が昨年度180万円だったものから218万5,000円に、110万5,000円ほどアップしております。この主な要因でございますけれども、候補地の選定評価委員ということで、平成28年度には候補地が公募と推薦でおのおの出てきます。その候補地を選定する委員会の費用弁償報酬等ということで計上されております。合計金額で4,800万7,000円というものであります。これを協議の上、通しております。

また、その後、広域化に向けた取り組みを一部協議しておりますけれども、ちょうど意見交換会という形でされておりますので、その中でやはり議会のあり方、一部事務組合の移行のあり方等協議を始めたところでありまして、やはり各町村少しずつ温度差がありまして、また当然各町村が構成する一部事務組合においてもそれぞれ温度差があると、考え方に差があるということで、平成28年はその辺の協議を進めながら、同時並行的に候補地の選定をするという形になっていきます。

そういったことで、平成28年も非常に厳しい綱引きをしていくわけですが、益城町と嘉島町、西原村、現在の枠組みの3町村は、意見をすり合わせながらまとめて、この6町村の協議に向かうということの再確認をしたところですので。以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第10、委員会の閉会中の継続調査申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、林田直行君、総務福祉常任委員会委員長、宮田勝則君、産業教育常任委員会委員長、山下一義君、以上の方から申し出がっております。

事件、理由等については記載のとおりです。

閉会中の継続調査申し出について、承認してよろしいですか。

（「はい」の声）

○議長（坂梨公介君）承認されたものと決定します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、これをもって平成28年第1回西原村議

会定例会を閉会します。

午後 2時57分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 坂 梨 公 介

1 番議員 坂 本 隆 文

2 番議員 中 西 義 信